

大蔵省財政史室 編

昭和財政史

終戦から講和まで

第1巻

総説

賠償・終戦処理

東洋経済新報社

監修のことば

『昭和財政史——終戦から講和まで——』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全二五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち両名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち兩名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳細な財政史をつくり上げることには意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならぬ事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を

与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものはあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものでな

く、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来る限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者兩名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった兩名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方々、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げます。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者

鈴木武雄
安藤良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年一二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

凡 例

- 一、本巻の執筆は、「総説」を安藤良雄が、「賠償・終戦処理」を原朗が担当した。
- 二、本書中の用語・用字・呼称等は、大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通例にならう等、現在の太蔵省の方式によらなかった場合もある。
- 三、暦年の表示は、原則として日本年号によった。
- 四、人名の敬称は、省外の方を含めて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故として御了承を乞うものである。
- 五、引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には(ママ)と注記した。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。また明らかに判定しうる脱落は「」で補った。
- なお、引用資料、巻末資料等の取扱い等については、「資料編」解題を参照されたい。
- 六、統計表の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。

共同研究者等名簿(部会員は五十音順)

顧問	舟山正吉(元大蔵事務次官)	財政部会	加藤 睦夫(立命館大学教授)
執筆担当者		高橋 誠(法政大学教授)	
監修者	鈴木武雄(元武蔵大学学長・故人)	西村 紀三郎(駒沢大学教授)	
監修者	安藤 良雄(京城大学学長)	林 健久(東京大学教授)	
一般部会長	江見 康一(一橋大学名誉教授)	山村 勝郎(金沢大学教授)	
財政部会長	中村 隆英(東京大学教授)	金融部会	伊牟田 敏充(法政大学教授)
金融部会長	原 朗(東京大学助教授)	塩野谷 祐一(一橋大学教授)	
幹事	犬田 郁彦(東洋大学教授)	志村 嘉一(千葉大学教授)	
一般部会	秦 郁彦(拓殖大学教授)	西川 俊作(慶応大学教授)	
"	原 朗(東京大学助教授)	原 司郎(横浜市立大学教授)	
"	藤村 幸雄(同志社大学教授)	宮崎 正康(信州大学講師)	
"	三和 良一(青山学院大学教授)	伊藤 修(東京大学院)	
財政部会	石 弘光(一橋大学教授)	財政部会	大森 とく子(大蔵事務官)
"	植松 守雄(元大蔵事務官)	"	加藤 新一(大蔵事務官)
"	宇田川 璋仁(横浜国立大学教授)	"	柴田 善雅(大蔵事務官)
"	加藤 三郎(東京大学教授)		

目次

総説

はじめに……………三

凡例
監修のことば

第一章 太平洋戦争の戦局と国内情勢……………七

第一節 「絶対的国防圏」とその崩壊……………七

一 連合国の反攻……………七

二 「絶対的国防圏」と経済統制の極限化……………九

第二節 サイパン失陥後の諸情勢……………三三

一 サイパンの陥落と東条内閣の倒壊……………三三

二 小磯・米内協力内閣の成立……………四

- 三 「絶対的国防圏」の崩壊と軍需生産の衰退……………一五
- 四 小磯内閣の姿勢と重臣の動向……………一七

第二章 太平洋戦争の終結……………三五

第一節 「和平」への胎動……………三五

- 一 鈴木内閣の成立……………三五
- 二 鈴木内閣下の対外諸工作……………三七
- 三 重臣の動向と最高戦争指導会議……………三一

第二節 ポツダム宣言・原子爆弾投下・ソ連参戦……………三九

- 一 ポツダム宣言の発表と日本の「黙殺」……………三九
- 二 アメリカの原子爆弾投下とソ連の参戦……………四三

第三節 ポツダム宣言の受諾と戦争の終結……………四五

- 一 第一回「聖断」と連合国に対する条件つき受諾回答……………四五
- 二 連合国の回答の到着……………四九
- 三 連合国回答と「国体問題」……………五三
- 四 八月一三日の最高戦争指導会議と臨時閣議……………五四
- 五 最後の「聖断」と降伏……………五六

第三章 連合国の日本占領とその体制……………六五

第一節 連合国による日本占領の開始……………六五

- 一 日本軍の降伏、停戦……………六五
- 二 連合軍の進駐と降伏文書の調印……………六七

第二節 日本占領政策の形成と対日占領の性格……………七一

- 一 連合国間の対日処理案の合意……………七一
- 二 アメリカ国内における対日処理政策の形成……………七五

第三節 連合国の日本占領体制……………八〇

- 一 日本占領の特徴……………八〇
- 二 占領体制……………八四

第四章 占領下の諸改革……………八三

第一節 初期の占領政策……………八三

- 一 一般命令第一号……………八三
- 二 「降伏後における米国の初期の対日方針」……………八四
- 三 「弾圧法令」の廃止、政治犯の釈放と「五大改革」の指示……………八六

第二節 占領前期の諸改革…………… 109

一 政治的諸改革…………… 109

二 教育改革…………… 109

三 経済改革…………… 109

第三節 「日本国憲法」の制定と新憲法体制…………… 112

一 「日本国憲法」の制定過程…………… 112

二 新憲法の特徴…………… 113

三 財政改革…………… 113

四 金融制度の改革…………… 110

結 び…………… 113

賠償・終戦処理

第一章 初期賠償政策の形成…………… 112

第一節 初期における賠償政策の立案…………… 112

一 対日賠償政策の出発点…………… 112

二 領土問題小委員会の諸立案…………… 111

三 極東地域委員会における検討…………… 116

四 「CAC一六〇」と賠償政策の審議…………… 115

五 「CAC二二三」と対日経済政策…………… 111

六 「PR二」、「SC一〇一」と賠償政策…………… 111

第二節 ポツダム宣言と初期対日方針…………… 112

一 SWNCCの諸立案…………… 112

二 ポツダム宣言と賠償問題…………… 112

三 「初期の対日方針」(SWNCC一五〇)…………… 100

四 「初期の基本的指令」(SWNCC五二)…………… 101

第三節 ポーレー中間報告…………… 102

一 ポーレー賠償使節団…………… 102

二 日本政府の対応…………… 112

三 ポーレー報告の具体化…………… 112

第四節 極東委員会の中間賠償計画…………… 111

一 極東委員会による中間賠償計画の決定…………… 111

二 ポーレーの在満資産調査…………… 112

三 ポーレー最終報告の公表…………… 110

四 中間賠償前渡案の成立…………… 112

第二章 中間賠償前渡の実施

第一節 賠償工場の保全管理

- 一 賠償工場の指定 二七五
- 二 賠償事務処理機構の整備 二八〇
- 三 賠償工場の管理保全 二八六
- 四 賠償指定施設の登録 二八七

第二節 三〇%即時取立ての準備

- 一 撤去手続きおよび割当ての決定 二九三
- 二 賠償撤去実施機構の整備 二九六

第三節 三〇%即時取立ての実施

- 一 賠償指定物件の評価 三〇七
- 二 賠償物件の梱包演習 三〇九
- 三 賠償物件の撤去搬出 三一一
- 四 賠償撤去費と所要資材 三三三

第四節 賠償工場の転換と使用

- 一 軍需工場の民需用転換 三三〇
- 二 設備集結と使用状況 三三八

第三章 対日賠償政策の転換

第一節 第一次ストライク調査団の派遣

- 一 司令部の改訂意見 三五二
- 二 第一次ストライク報告 三五六

第二節 経済非軍事化と産業水準

- 一 保証生産能力水準の検討 三七二
- 二 潜在戦力除去案の検討 三七四

第三節 第二次ストライク調査団の派遣

- 一 日本経済復興案の形成 三八九

第四節 日本経済復興案の形成

- 一 国務省の日本経済復興案 三八九
- 二 陸軍省の経済復興促進案 三九三

第四章 中間賠償撤去の中止

第一節 第二次ストライク報告とジョンストン報告

- 一 第二次ストライク報告 四〇一
- 二 ジョンストン報告 四〇九

第二節 ケナン来日とNSC一三…………… 四三三

一 ケナンの撤去中止勧告…………… 四三三

二 NSC一三の賠償条項…………… 四三九

第三節 NSC一三／三の決定…………… 四三三

一 国務省見解の確定…………… 四三三

二 NSC一三／三の賠償条項…………… 四三七

第四節 マッコイ声明と撤去中止…………… 四三一

一 マッコイ声明…………… 四三一

二 マッコイ声明の反響…………… 四三三

第五章 サンフランシスコ平和条約…………… 四三九

第一節 初期の対日講和政策…………… 四三九

一 一九四七年の平和条約案…………… 四三九

二 一九四九年の平和条約案…………… 四四四

第二節 ダレス特使の派遣…………… 四四九

一 ダレスの無賠償方針…………… 四四九

二 無賠償方針の修正…………… 四五四

第三節 最終草案の作成…………… 四五九

一 米英共同草案の形成…………… 四五九

二 フィリピン政府との交渉…………… 四六三

第四節 サンフランシスコ講和会議…………… 四六八

一 講和会議と賠償問題…………… 四六八

二 平和条約の賠償条項…………… 四七一

第六章 個別賠償協定の成立…………… 四七五

第一節 概 観…………… 四七五

第二節 対ビルマ賠償…………… 四七九

第三節 対フィリピン賠償…………… 四八七

第四節 対インドネシア賠償…………… 四八九

第五節 対ヴェトナム賠償…………… 四九一

第六節 日韓会談と日韓条約…………… 四九七

第七節 その他各国への経済協力…………… 五〇五

一 対ラオス経済協力…………… 五〇五

二 対カンボディア経済協力…………… 五〇五

- 三 タイ特別円…………… 五三八
- 四 仏印特別円…………… 五三九
- 五 シンガポール・マレーシア血債問題…………… 五三〇
- 六 太平洋諸島…………… 五三一
- 七 対モンゴル経済協力…………… 五三四
- 八 各種対外債務の処理…………… 五三四
- 九 小 括…………… 五三六

第七章 在外財産…………… 五三九

第一節 第二次大戦後の在外財産処理…………… 五三九

- 一 在外財産に関する措置…………… 五三九
- 二 旧在外本社法人の在日財産…………… 五四三
- 三 中立国財産…………… 五四七
- 四 在朝鮮財産および朝鮮置籍船…………… 五四七
- 第二節 在外財産総額の調査…………… 五五〇
- 第三節 在外債務の処理…………… 五七四
- 第四節 在外財産補償問題…………… 五七八

第八章 特殊財産…………… 五八三

第一節 連合国外財産…………… 五八三

- 一 資産凍結と敵産管理…………… 五八三
- 二 連合国外財産の保全…………… 五八四
- 三 連合国外財産の返還…………… 五九四
- 四 株式回復政令…………… 五九六
- 五 家屋等譲渡政令…………… 六〇〇
- 六 連合国外財産の補償…………… 六〇〇
- 七 特定国外財産…………… 六〇一

第二節 略奪財産…………… 六〇八

第三節 無体財産権…………… 六二八

- 一 工業所有権…………… 六二八
- 二 著作権…………… 六三三
- 三 外国映画…………… 六三五

第四節 その他諸財産…………… 六三七

- 一 特定財産…………… 六三七
- 二 解散団体財産…………… 六三七

第九章 閉鎖機関

- 三 貴金属・宝石類……………三〇〇
- 四 官有特許権……………三二
- 第一節 閉鎖指令と閉鎖手続……………三三
 - 一 閉鎖指令の発出……………三三
 - 二 閉鎖機関の追加指定……………三七
- 第二節 特殊清算の開始……………六三
 - 一 日本銀行による特殊清算……………六三
 - 二 閉鎖機関保管人委員会……………六四
- 第三節 閉鎖機関整理委員会……………六五
 - 一 閉鎖機関整理委員会……………六五
 - 二 特殊清算の実施……………六五

『昭和財政史——終戦から講和まで——』総目次

……………六七

総説

- 〈表〉 表1-1 太平洋戦争期における日本保有船舶の保有量の推移……………一六

- 〈図〉 図2-1 占領管理機構図……………一五
- 図2-2 連合国総司令部の構成……………一七
- 図2-3 連合国総司令部と日本政府との関係……………一八

賠償・終戦処理

- 〈表〉 表1-1 SWNCC二三六系列一覧表……………三三
- 表1-2 中間賠償計画に関する極東委員会決定……………三四
- 表1-3 対日中間賠償計画の内容……………三五
- 表1-4 中間賠償指定工場能力対照表……………三六
- 表1-5 ポーレー総括報告の内容……………三六
- 表1-6 ポーレー総括報告の日本経済に及ぼす影響……………三七
- 表2-1 航空機・軍工廠・研究所等賠償指定工場数……………三七
- 表2-2 賠償指定民間工場数……………三八
- 表2-3 賠償指定工場数の変遷……………三九
- 表2-4 国内産業に対する賠償事務一覧……………三九

統計表・図・略年表目次

- 表2-5 賠償施設の登録命令……………二八七
- 表2-6 第一次指定軍工廠工作機械等の内訳……………二九七
- 表2-7 賠償指定工場評価額(昭和二四年四月)……………三〇八
- 表2-8 撤去演習実績……………三二〇
- 表2-9 割当通知書の送達……………三二三
- 表2-10 輸送許可書の発行(四半期別)……………三三三
- 表2-11 中間賠償各国別割当て……………三四
- 表2-12 中間賠償撤去実績……………三六
- 表2-13 賠償機械および梱包総計(昭和二五・五・一〇現在)……………三七
- 表2-14 賠償撤去施設……………三七
- 表2-15 賠償機械の撤去数量調べ(昭和二六年六月三〇日現在)……………三七
- 表2-16 引取り済み賠償施設調べ(昭和二五年四月一日現在)……………三八
- 表2-17 撤去進捗度一覧……………三八
- 表2-18 積出港別引渡し済み賠償施設数量(昭和二四年二月三日現在)……………三八
- 表2-19 撤去機械の比率……………三九
- 表2-20 各国別賠償物件引取率……………三九
- 表2-21 工廠別撤去機械台数ならびにトン数……………三〇
- 表2-22 賠償撤去作業概況……………三二

表 2-23	特殊用途機械の破壊	三三三
表 2-24	地方別破壊特殊用途機械と再生屑	三三三
表 2-25	賠償施設処理費(予算)	三三三
表 2-26	賠償関係費支出実績(決算)	三三四
表 2-27	賠償施設処理費使途内訳(決算)	三三五
表 2-28	昭和二年度の賠償関係予備費使用	三三九
表 2-29	主管省庁別賠償施設処理事務費	三三九
表 2-30	賠償施設撤去に要する経費の予想(昭和二 一・七・一八)	三三〇
表 2-31	賠償撤去費の予想(昭和二一年九月)	三三〇
表 2-32	賠償撤去費用の推計	三三一
表 2-33	撤去費用の比率	三三三
表 2-34	賠償指定工場の操業状況(昭和二五年五月 一日現在)	三三三
表 2-35	(a)賠償指定航空機民間兵器工場概況調査 (昭和二三年一月一日現在)	三四四
	(b)生産転換工場の生産額(昭和二三年一〇 月調査)	三四五
	(c)生産転換工場の従業員	三四七
表 3-1	SWNCC二三六/四三による残置能力	三四五
表 3-2	最低保証生産能力水準	三四三
表 3-3	一九三〇—三四年水準の検討	三四六
表 4-1	ストライク報告第一部	三四三
表 4-2	ストライク報告第二部	三四五
表 4-3	ジョンストン報告	四〇八
表 4-4	ロイヤル電信第二案の残置水準	四一六
表 5-1	一九四七年八月五日付平和条約案の残置能 力・配分水準	四二一
表 6-1	対ビルマ賠償カテゴリ別認証額および支 払額	四八一
表 6-2	対ビルマ賠償品目別認証額	四八二
表 6-3	対ビルマ経済技術協力認証額および支払額	四八四
表 6-4	対ビルマ経済技術協力品目別認証額	四八五
表 6-5	対フィリピン賠償カテゴリ別認証額およ び支払額	四九五
表 6-6	対フィリピン賠償品目別認証額	四九六
表 6-7	沈船引揚作業の概要	四九七
表 6-8	対インドネシア請求権に関する議定書の内 容	五〇四
表 6-9	対インドネシア債権累積状況	五〇四
表 6-10	対インドネシア賠償カテゴリ別認証額お よび支払額	五〇六
表 6-11	対インドネシア賠償品目別認証額	五〇七
表 6-12	対インドネシア賠償担保借款	五〇八
表 6-13	対インドネシア賠償関係主要契約会社	五〇九
表 6-14	対ヴェトナム賠償カテゴリ別認証額お よび支払額	五二四
表 6-15	対ヴェトナム賠償品目別認証額	五二四
表 7-14	民間企業在外資産地域別推計	五六三
表 7-15	政府所有在外資産の内訳	五六三
表 7-16	(a)産業別在外日本資産額(一九四八年一月 三〇日調査)	五六五
	(b)産業別在外日本資産額(その二)	五六七
	南方進出企業会社投資額総括表	五六七
	南方進出企業会社投資額(地域別)	五六九
	南方進出企業会社投資額(産業別)	五七一
	敵産管理財産の業種別資産負債表	五八四
	特殊財産管理勘定受入額	五八五
	連合国外産保全管理費用支出状況	五八八
	連合国外産関係諸法令改定経過	五九七
	一般動産類の返還状況(昭和三六年四月一 三日まで)	五九八
	用益物権、賃借権の返還状況	五九八
	不動産の返還状況	五九八
	連合国外産補償請求処理状況	六〇一
	略奪財産補償額表(昭二六・五・二六現 在)	六〇九
	返還略奪物件一覧(昭二五・一一現在)	六一〇
	略奪財産返還調査(昭二六・二・二三)	六一一
	当初指定の二九閉鎖機関	六一三
	閉鎖機関の指定	六一六

表 6-16	対大韓民国無償経済協力認証額および支払額	五三二
表 6-17	対大韓民国無償経済協力部門別主要品目別 支払状況	五三三
表 6-18	対ラオス経済技術協力認証額および支払額	五三六
表 6-19	対ラオス経済技術協力品目別認証額	五三六
表 6-20	対カンボディア経済技術協力認証額および 支払額	五三七
表 6-21	対カンボディア経済技術協力品目別認証額	五三七
表 6-22	タイ特別円実績表	五三九
表 6-23	シンガポール経済協力品目別認証額	五三三
表 6-24	賠償・経済技術協力(無償)等の実施状況	五三三
表 7-1	在外財産米貨換算額	五三二
表 7-2	所在地域別在外財産	五三三
表 7-3	通貨種類別在外財産額の推計	五三三
表 7-4	円系七通貨による在外財産集計	五三四
表 7-5	地域別日本在外資産額	五三四
表 7-6	地域別日本在外資産額(一九四五年八月)	五三五
表 7-7	軍事資産の地域別内訳	五三六
表 7-8	軍事資産の品目別内訳	五三七
表 7-9	中国における日本の在外財産	五三九
表 7-10	中国所在の在外財産(産業別)	五三〇
表 7-11	中国所在の在外財産(地域別)	五六一
表 7-12	中国所在の在外財産(企業別)	五六一
表 7-13	日本の在外資産額推計(陸海軍、個人資産)	五六一

表9-3 年月別閉鎖機関数……………三九

表9-4 閉鎖機関の内訳……………四〇

表9-5 閉鎖機関整理委員会委員・事務局職員数……………四三

表9-6 閉鎖機関整理委員会所管閉鎖機関特殊清算
総合実績（昭和二七年三月三十一日現在）……………四六

表9-7 換価すべき資産清算実績……………四七

表9-8 支払うべき債務清算実績……………四八

表9-9 総合貸借対照表（昭和二七年三月三十一日現
在）……………五九

表9-10 総合損益計算書……………六〇

〈図〉

図2-1 賠償業務の処理機構（昭和二二年九月）……………二八

図2-2 賠償業務の処理機構（昭和二二年二月）……………二九

図2-3 旧軍用財産の管理系統……………三〇

図2-4 賠償施設撤去機構……………三一

図2-5 賠償関係経費支出項目の変遷……………三二

〈略年表〉

第六章

一 対ビルマ賠償交渉の概要……………四八〇

二 対フィリピン賠償交渉の概要……………四八八

三 対フィリピン賠償実施経過の概要……………四九三

四 対インドネシア賠償交渉の概要……………五〇〇

五 対ヴェトナム賠償交渉の概要……………五二

六 日韓会談経緯……………五九

第七章

一 在外財産に関する諸指令……………五三〇

二 旧在外本社法人の財産に関する諸指令……………五三九

三 中立国財産に関する諸指令……………五四六

四 在朝鮮財産……………五四八

五 朝鮮置籍船に関する諸指令……………五四八

六 郵便貯金等の支払制限免除関係措置……………五七五

七 引揚者および復員者持帰金等に関する措置……………五七九

八 在外財産問題審議会および引揚者援護関係措置……………五七九

第八章

一 連合国財産……………五九二

二 特定国財産……………六〇三

三 略奪財産……………六二

四 工業所有権……………六九

五 著作権……………六三

六 外国映画……………六五

七 特定財産……………六八

八 解散団体財産……………六八

九 貴金屬・寶石……………六九

一〇 官有特許……………七〇

第九章

一 閉鎖機関に関する諸指令……………六三

総

説

はじめに

この「総説」は当初、この『昭和財政史—終戦から講和まで—』（以下原則として単に「本財政史」としるす）の監修者である鈴木武雄教授と筆者の二人が分担執筆することになっていた。そしてこの場合、鈴木教授が占領期の財政・金融史の概説そのものを書かれ、筆者は、占領期の政治・経済史を中心として叙述するという予定であった。

しかしながら、鈴木教授が昭和五〇年一月六日突然急病のため逝去されるという、文字どおり不幸、かつ不測の事態が起こったため、「総説」の執筆は筆者のみが当たることとなった。

そこで、筆者としては、鈴木教授が書かれるであろうことについても若干触れながら、本来分担すべき領域について叙述することとした。⁽¹⁾

ところで、「講和と占領」の背景をなす諸問題のうち、とくに連合国、とくにアメリカ側の占領政策の過程については、本財政史第三卷「アメリカの対日占領政策」において、秦郁彦教授が豊富な資料に基づいて詳細、かつきわめてクリアー・カットなかたちで論述しておられるので、本巻ではあえてそれとの重複を避け、アメリカ側の諸事情との均衡をも考え、日本側から「占領と講和」を迎えるまでの経緯について述べることにした。いわゆる「終戦」(ポツダム宣言受諾)の過程について、いささか立ち入り過ぎ、長きに失するほどのページ数をとる結果となったのは、右の事情によるものである。

また、本財政史の編集・刊行の進行の過程において、編集上の理由から、本財政史全体の構成、そして本巻の構成

に変更が行なわれたのに伴い、「総説」に割り当てられたページ数も当初に比して減じたため、叙述は網羅的・悉皆的ではありえなくなったので、結果において本巻の叙述は重点的かつ要約的たらざるをえず、また用意した原稿の相当分をも圧縮せざるをえなくなったこともある。

近年、日本占領史の研究は、とみに活況化し、それらは国際的・学際的なかたちで、かつ主としてアメリカ側で公にされた新資料に基づき詳細・精密となりつつある。本巻においては、当然のことながら、これらの研究成果をもある程度ふまえるようにはしたが、スペース、時間等の関係もあり、これらをいたずらにフォローすることは必ずしも適当ではないと思われるので、これらのすべてを参照することはあえてしなかった。ここで取り上げている諸問題についての最新の研究動向に関心をもたれる読者諸氏は、現在も相ついで公にされている新しい研究成果に注目していただきたいと思う。

いま、とりあえず、日本の戦後占領期についての学問的問題点を挙げると、連合国、とくにアメリカの戦時中から占領初期にかけての対日占領政策の形成、そして冷戦の進展のなかでの、その「転換」、占領下における日本の政治的動向、占領下における「民主化」、「改革」(いわゆる「戦後改革」)の歴史的意義、「改革」前の日本の政治、社会、経済構造と「改革」後のそれとの断絶と連続性をめぐる問題等がある。しかし近年は、これらに加えて、国際的研究の影響をも受けて、世界史のなかでのアメリカの日本占領の意義、連合国のドイツ占領と日本占領との比較、日本占領の時期区分、第二次大戦前および第二次大戦中における日本のアジア諸地域の支配・占領と、連合国、とくにアメリカの日本占領との比較、日本の支配・占領とこれに対する被支配・被占領国・地域の反応、その後における日本・アメリカ・東南アジア(アセアン諸国)の「三極(角)関係」等の新しい問題が取り上げられつつあり、これらの諸問題についての今後における研究の深化が期待されるが、筆者はまた、占領初期における日本国内の諸状況の流動性と、

それが一つの方向に凝固していった過程の分析も重要と考えている。なお、財政史に局限していえば、占領期における「改革」と諸事態への対応が、戦後、そして現代日本財政の原点であるという視点から諸問題をとらえ、さらに研究を進めていくことが古くして、かつ新しい課題であろう。⁽²⁾

(1) 鈴木教授は、ご健在の間に執筆準備を進め、相当詳細な自筆のレジュームを遺されたので、本巻の執筆に当たってはこれを参考とさせていただいた。

(2) 公文書の公開制度が確立しているアメリカ、イギリスはもとより、近年ではアジア諸国でも日本の占領・被占領期の文書が公開されつつあるのに対し、日本政府の占領期関係資料の公開のおくれていることが、内外から指摘されているが、本財政史、すなわち『昭和財政史―終戦から講和まで―』各巻の所収・所掲資料と論述は、資料的な意味においても、財政史のみでなく、日本の占領期の研究全般に寄与しうるものがあると思われる。

第一章 太平洋戦争の戦局と国内情勢

第一節 「絶対的国防圏」とその崩壊

一 連合国の反攻

昭和二〇（一九四五）年八月一四日、日本は「御前会議」において、日本軍の無条件降伏を要求した連合国のポツダム宣言の受諾を確定し、中立国を通じて連合国に通告するとともに、同日付をもって、いわゆる「終戦の詔勅」を發布、翌一五日、「玉音放送」によってこれが国内にも公にされた。

昭和一六（一九四一）年一月二日、「宣戦の大詔」によって日本がアメリカ・イギリス・オランダと開戦し、みずからは「大東亜戦争」と公称した太平洋戦争、さかのぼれば、昭和六（一九三一）年九月一八日の「柳条溝（湖）事件」に端を発した「満州事変」にはじまり、昭和一二（一九三七）年七月七日の「蘆溝橋事件」を契機として起こった「日中戦争」（当時の日本の公称は、「北支事変」、「支那事変」）を経て、太平洋戦争にいたる、いわゆる「十五年戦争」は、日

本のさんたんたる敗北をもって幕を閉じたのである。

そして、残されたのは、戦災によって大きく破壊された都市と工場地帯、文字どおり「国破れて山河あり」であった。経済も荒廃しつくしていた。国民生活も長い戦争による疲弊が極に達し、戦死者、戦病死者、戦傷者、そして戦災死傷者を出した家庭も全国津々浦々に及んでいたが、とくに都市の市民生活は戦災の被害のほか、食糧等の欠乏により窮乏し、インフレーションも爆発直前という脅威にさらされていたのである。そして、これらの状況は、敗戦による混乱と戦時中極限状況にまで到達していた経済統制の弛緩とによって一挙に爆発ないし悪化したのである。⁽¹⁾

しかも、日本は、ポツダム宣言に基づいて、連合国軍の占領下におかれることとなった。これは文字どおり開びやく以来はじめてのことであった。日本は歴史がはじまって以来、対外戦争の経験は何回もあり、とくに明治維新以降は、台湾征討（明治七年）、日清戦争（明治二七―二八年）、北清事変（義和団事件、明治三三―三四年）、日露戦争（明治三七―三八年）、第一次世界大戦（対ドイツ開戦、大正三―七年）、山東出兵（昭和二―三年）、「満州事変」（昭和六年勃発）、日中戦争（昭和二年勃発）、太平洋戦争（昭和一六―二〇年）という戦争を行なったが、これらはいずれも外征ないし海外派兵であって、占領されることはもとよりのこと、外国軍が日本本土に入ったことは一度もなかったのである。この間、日清戦争により台湾・澎湖諸島を中国（清国）から、日露戦争により南サハリンを帝政ロシアから、それぞれ割譲させて領土とするともに、同じく日露戦争後、韓国を併合（明治四三年）したが、日露戦争の結果として、日本は遼東半島の租借権をふくむ中国東北地方（「満州」）への駐兵権その他の權益を獲得、さらに「満州事変」、日中戦争、太平洋戦争をおこしたのちは、中国および南方諸地域にも及ぶ地域を軍事占領のもとにおいたのであった。

こうして、日本は、太平洋戦争の前期、すなわち軍事的に優位に立っていた時期には、明治以来新たに正式に版図に加えた台湾・南サハリン・朝鮮のほか、中国からの租借地「関東州」（旅順・大連を中心とした遼東半島）、国際連盟委

任統治領（マリアナ・バラオ・カロリン・マーシャル諸島）、ウエーク島、グアム島、それに東北地方をふくむ中国、北はアメリカ領アリューシャン諸島の一部、南はイギリス領ビルマからタイ、フランス領インドシナ、イギリス領マラヤ半島（海峡植民地）、オランダ領東インド諸島、アメリカ領フィリピン、さらにモルッカ諸島、ニューギニア、ソロモン諸島、ギルバート諸島等イギリス、フランス、オランダ、アメリカの諸国が領有する南太平洋の諸島という広大な地域を占領する一大帝国を形成していたのである。

しかしながら、全アジアに及ぶ全面的な軍事力の行使によって実現しようとした軍部を中心とする「大東亜共栄圏」の構想は、昭和一七年六月のミッドウェイ海戦の惨敗を契機とする「戦局の逆転」とともに潰え、さらに敗戦によってこれまでとは全く反対の立場となって、はじめて外国軍隊の占領を受けることとなったのである。

二 「絶対的国防圏」と経済統制の極限化

戦後占領期の日本を論ずるに当たっては、太平洋戦争の終結に向かつての日米両国国内の動向、さらにいわゆるグローバルな意味での国際環境から考察しなければならない。これらの点についての分析は、財政史をふくめて占領期における諸「改革」、諸事態を分析するための基本的前提なのである。連合国とくにアメリカの日本占領にいたるまでの経過、とくに対日占領政策の形成過程については、さきにもふれたように本財政史第三巻において詳述されているので、この巻では日本のポツダム宣言受諾^{II}降伏にいたるまでの経緯について述べることにする。

まず、日本国内の動向をみると、「和平」を公に語ることは、軍首脳を除いては最上層部に属する人でさえ憲兵・特高警察の徹底的な取締によって全く不可能であり、とくに政党、労働組合、農民組合をはじめ国民の結社は、戦争

を支持するものを除いてすべて潰滅していたので、民衆運動としての「和平」への動きなどはありえなかった。

いっぽう、ミッドウェイ海戦での敗戦につづいて、昭和一七年末から一八年初頭にかけてのガダルカナル島、ニューギニア等での敗北に象徴される戦局の悪化を契機として、いわゆる宮中、重臣の一部で、和平への気運がやや出はじめてきたが、これらもまだ積極的行動に出るまでにはいたっていなかった。これらの層には戦局と国内戦争経済の状況が急速に最悪の事態に近づきつつあるという情報と認識がまだ乏しく、また憲兵・特高等のきびしい監視、取締に対する根深い恐怖感があったのである。しかしながら、ヨーロッパ戦線においても一九四二(昭和一七)年一月のアメリカ・イギリス軍の北アフリカ上陸、一九四三(昭和一八)年に入ってからドイツ軍のスターリングラードでの敗北(二月)、イタリアにおけるムッソリーニの失脚(七月)など、日本と軍事同盟を結んでいた「枢軸国」の急速な退勢が重臣層を含む日本の指導層に大きな衝撃と深刻な不安を与えたことは否定しえなかった。

このような事態を迎えて、日本は防衛線をマリアナ・カロリン・西ニューギニアまで後退させる「絶対的国防圏」を決めて(昭和一八年九月、「御前会議」決定)これを死守する態勢をとることとなった。そして、このため鉄鋼、石炭、軽金属、船舶、航空機を五大重点産業に指定し(昭和一八年三月)、軍需生産の徹底的増強を図った。東条内閣は、戦時行政特別法・戦時行政職権特例・行政査察規程・内閣顧問臨時設置法の制定⁽²⁾(以上昭和一八年三月)、戦力増強企業整備要綱の閣議決定(同六月)、行政機構の大改革(企画院、商工省の重工業関係部局と陸海軍航空本部の民間航空企業に対する発注・監督部門を統合して軍需省を、農林省と商工省の軽工業・商業部門をあわせて農商省を、通信省と鉄道省とをあわせて運輸通信省をそれぞれ設置するもので、その方針は同年八月に決定発表、実施とこれに伴う内閣改造は一月に行なわれた)、軍需会社法の制定⁽⁴⁾(同一月)を行なったが、これらはいずれも、軍需生産の増強を目的とするものであった。なお、軍需省の設置に際しては、東条総理大臣が、陸軍大臣、内務大臣のほか新設の軍需大臣をも兼ねることとなった(岸前商工大臣

は国務大臣として軍需次官事務取扱となった)。

- (1) 太平洋戦争による国富被害総額は六五三億〇二〇万円、被害率は「資産的一般国富」(建築物、港湾、橋梁、鉄道、車両、船舶、通信施設、家財等)で二五・四%であったが、艦艇、航空機等では一〇〇%であった。なお工業生産力被害率(百分率)のうちおもなものをみると、火力発電三〇・二、石油精製五八・〇、工作機械二五・〇、真空管五五・七、硫安五四・一、綿スフ紡績一九・〇、絹紡一二・〇であった(鉄鋼業関係の被害率は微小)(本財政史第一九巻、一四―二一ページ)。また人的被害をみると、戦争直後の調査によれば、「銃後人口」では死亡二九万九千八百八十五人、行方不明二万四〇一〇人、負傷三四万四千八百二十一人(以上、空襲、艦砲射撃等によるもの)、軍人・軍属では死亡一五万五千三百八十八人、負傷・行方不明三〇万九千四百八十二人であったが(同、二二―二三ページ)、最近の推計によれば、死者は軍人・軍属等で約二三〇万人、外地民間人で約三〇万人(外地非戦闘員のうち、中国東北部で一七万六〇〇〇人、サハリンで四二〇〇―四四〇〇人)、内地民間人で約五〇万人、合計約三一〇万人とされている(木坂順一郎『太平洋戦争』、昭和五七年、一四ページ)。
- (2) これらのうち、戦時行政特別法は軍需生産行政に関連して陸海軍大臣の権限を拡大するもの、戦時行政職権特例は総理大臣の権限を拡大するもの、行政査察規程は、勅命された「行政査察使」に軍需生産の「隘路」とその打開策を検討させるものであった。
- (3) 「戦力増強企業整備要綱」は、繊維、食品産業等の工場を航空機・兵器工業に転用することを主な目的とするものであった。
- (4) 軍需会社法は、重要軍需企業を軍隊的組織とし、かつ政府にこれら企業に対する役員任免権、株主総会決定の変更権等を含む広汎な管理・監督権をあたえるものであった。

第二節 サイパン失陥後の諸情勢

一 サイパンの陥落と東条内閣の倒壊

昭和一八年末近くになるころから戦局はさらに悪化し、マキン、タラワ両島(昭和一八年一月)、クエゼリン、ルオット両島(昭和一九年二月)における守備隊の全滅、アメリカ機動艦隊の上空襲によるトラック島における日本海軍の大損害(同二月)、インパール作戦の失敗(同年前半)等の敗北、またアドミラル諸島(同二月)、北部ニューギニア(同四月)、ビアク島(同五月)に対する逆上陸等アメリカの反攻は日を追って強まっていった。

しかも、イタリアの降伏(一九四三〓昭和一八年九月)、東部戦線におけるドイツ軍の相つぐ敗退、そして、アメリカ・イギリス軍のノルマンディ上陸による本格的「第二戦線」の実現(一九四四〓昭和一九年六月)等、ヨーロッパにおける日本の同盟軍の敗色が急速に強まってきたのである。

この間、昭和一九年二月、東条英機陸軍大臣が参謀総長(陸軍)、嶋田繁太郎海軍大臣が軍令部総長(海軍)を兼任するという文字どおり異例の措置がとられた。これは同時に行なわれた陸海軍省と参謀本部・軍令部職員(佐官クラス)の兼務措置とともに陸海軍における軍政と統帥の調整を図ろうとするものであったが、結果においては何らの成果をも収めえなかった。

そして、昭和一九年六月、太平洋戦争における日本の敗戦を決定的にしたマリアナ戦を迎えたが、このころから宮中、重臣(総理大臣経験者)、海軍部内から東条内閣打倒の動きが急激に高まった。これは、現役陸軍大将として、総理、陸軍、内務、軍需の各大臣、それに加えて参謀総長と、史上空前ともいうほどの権力を一身に集めて、独裁者的言動が多くなった東条英機と、これを支えていた陸軍に対する反発、また東条体制に追随しているといわれていた嶋田海軍大臣(兼軍令部総長)に対する批判、マリアナ戦敗北の責任追及そして局面の打開を図ろうとする動き等が期せずしてドッキングしたもので、まだ「和平」と結びつく動きが中心になっていったとはいえなかった。しかし予備役の長老をふくむ海軍部内の、嶋田海軍大臣不信任、東条内閣倒閣の気運は、マリアナ戦が迫った頃から急激に高まり、六月一六日には予備役の最長老岡田啓介大将が嶋田海相に対し大臣の辞任を勧告した。ただ、この段階では、このよ⁽¹⁾うな動きも、「和平」を志向したのは少数で、むしろ嶋田海相が東条に追隨しかつ無能であるとしてこれをしりぞけ、サイパンを奪回し、戦局を再逆転させようとする動きが中心をなしていたといえよう。

ところで六月一九日の「サイパン沖海戦」で日本海軍は壊滅的打撃をうけ、七月七日にはサイパン島守備の陸海軍部隊が「玉砕」して同島は陥落したが、七月一七日にはついに嶋田海軍大臣も辞職し、後任には呉鎮守府司令長官であった野村直邦大将が就任した。

他方、海軍の予備役長老、重臣のそれぞれの有志の連携による東条内閣倒閣の動きが急激に高まり、七月一三日には木戸内府(内大臣)が東条首相を宮中に招致し、「お上の御内意」として、内閣改造を行なって嶋田海相を更迭し、重臣を入閣させること、陸海軍大臣と参謀総長、軍令部総長の兼任を廃止すること等を勧告した。しかしながら、裏面では内閣改造に関しては、岸國務相の辞表提出拒否、米内大将の入閣拒否が重臣の協議で決まっております、事実上木戸内府をふくむ重臣層はこのようなかたちで東条内閣を総辞職に追い込もうとしたのである。このため木戸内府を通じて示された「御内意」に基づき東条首相の内閣改造は挫折し、七月一八日東条内閣はついに倒壊した。⁽²⁾くり返し述

べたように、この政変の直接的契機としては「和平」は顕在化してはいなかったが、「和平」への第一段階になったことは事実である。⁽³⁾そしてこの段階では、「和平」派にしても、「国体護持」は疑いのない前提であって、のちに明らかになるような連合国側のきびしい条件は予想しえなかったのである。

二 小磯・米内協力内閣の成立

東条内閣倒壊、重臣会議(内大臣が招集して座長となり、総理大臣経験者、枢密院議長が出席)の協議の結果に基づく木戸内大臣の推薦により朝鮮総督小磯国昭(予備役)陸軍大将(元拓務大臣)と米内光政(予備役)海軍大将(元海軍大臣、総理大臣)の両名に対し「協力して組閣せよ」という「大命」が降った。

そして、総理大臣には小磯大将が就任して七月二二日小磯内閣(小磯・米内協力(連立)内閣、あるいは磯内内閣とも呼ばれた)が成立した(大蔵大臣には石渡壯太郎が留任、ただし昭和二〇年二月二〇日石渡が国務大臣兼内閣書記官長に就任のため同二一日津島寿一が新任)。そして米内大将は「特旨ヲ以テ現役ニ列セラ」れて海軍大臣に就任したが、その意味は非常に大きかった。すなわち、米内新大臣は就任後直ちに、井上成美中将を次官に起用した。これは、かつて林、第一次近衛、平沼内閣時代の、米内大臣、山本五十六次官、井上軍務局長という、日独伊三国軍事同盟に反対しつづけた「コンビ」の再現であった。このとき山本はすでに戦死していたが、この米内・井上ラインの再現は、海軍部内では陸軍に対する海軍の権威の確立、部内の士気高揚に役立つものとされたが、宮中・重臣層の一部をふくめて「和平」を志向する者の間には、無言のうちにも米内・井上ラインの成立に「和平」への道が開かれるという期待を生じさせた。それだけにまた陸軍をはじめ「和平」拒否派が警戒を強めたことも否定しえないのであって、米内・井上コン

ビ⁽⁴⁾も、機熟するのを待つという慎重な態度をとらざるをえなかったのである。しかしながら、米内大将の現役復帰による海軍大臣就任と井上海軍次官の就任によって「和平」派が海軍中枢部を占めたことは「和平」への第一歩、しかもその決定的な第一歩となったことは疑いのないところであった。

いっぽう陸軍部内(参謀本部)においても、この内外の新しい段階(ヨーロッパにおいても、同年六月アメリカ軍ローマ入城と「第二戦線」が実現し、八月には連合軍がナチス・ドイツ軍を破ってパリに入城した)に対応して、ひそかにドイツの崩壊を予測して日本の戦争終結の論議をはじめたことは、ほかならぬ主戦派、のちの和平反対派の中核であった陸軍、それも参謀本部⁽⁵⁾統帥部のことであっただけに注目を要する。

三 「絶対的国防圏」の崩壊と軍需生産の衰退

マリアナ群島をめぐる空海陸戦における惨敗と同群島の失陥は、太平洋戦争史において決定的な意味をもった。まず、第一は、軍事的に、日本は太平洋における扇の要を失い、アメリカがこれを奪取したことにより、日本の「絶対的国防圏」は崩壊したのである。すなわち、アメリカは太平洋における制海権、制空権を掌握するにいたり、日本の本土もB二九による戦略爆撃の圏内に入った。現に、アメリカ軍はマリアナ群島占領と同時に、戦略爆撃基地の建設を急ぎ、四カ月後の十一月一日にはここを発進したB二九が第一回の関東地方偵察を行ない、同月末から本格的爆撃が開始された。

第二に、これと関連して、マリアナの失陥は、日本の戦争経済、とくにこの段階において重要な意義をもっていた軍需生産の崩壊をも決定的にしたのである。すなわち、日本の戦争経済、とくに軍需生産は南方占領地からの戦略物

表 1-1 太平洋戦争期における日本保有船舶の保有量の推移
(単位 千総トン)

年次	新增その他	その増	喪失その他	その減	差引増減	年保有量	末量	指数
開戦時 (1941.12.8)						6,384.0		100
1941年12月中		44.2		51.6	△ 7.4	6,376.6		88
42		661.8		1,095.8	△ 434.0	5,942.6		93
43		1,067.1		2,065.7	△ 998.6	4,944.0		77
44		1,735.1		4,115.1	△ 2,380.0	2,564.0		40
45年8月まで		465.0		1,502.1	△ 1,037.1	1,526.9		24
敗戦時 (1945.8.15)						1,526.9		24

(注) 100トン以上の鋼船一切をふくむ。
出所：安藤良雄編『近代日本経済史要覧』, 139ページ (筆者蔵旧海軍資料による)。

資の輸送に依存していたのであるが、マリアナの占領後、アメリカは同群島を基地とする航空機・潜水艦により、対日海上封鎖体制を完成させ、日本の海上輸送は崩壊するにいたったのである。

この海上輸送路の崩壊こそ軍需生産の決定的衰退、そして日本の敗戦の決定的要因となったのであるが(表1-1参照)、小磯内閣成立直後の昭和二〇年八月一〇日、軍需省が作成し、翌日開催された最高戦争指導会議(後出)において藤原銀次郎軍需大臣が報告した「開戦以降物的国力ノ推移並ニ今後ニ於ケル見透」(極秘文書)は「十九年末ニハ国力ノ弾発性ハ概ネ喪失スルモノト認メラル」と断定したのである。いわば「物的国力」の責任当局による絶望宣言というべきであろう。しかしながら、その後の言動をみると、小磯首相はみずから、かつて「近代戦」における総動員体制の専門家であったのにもかかわらず、その決定的な意味を理解しえなかったようである。⁽⁷⁾

第三は、政治的意義である。第一、第二の点と関連して、マリアナ陥落は不落とみられた東条内閣をも前述のような経緯であえなく崩壊させ、軍部、とくに陸軍独裁と海軍のこれに対する追従体制をも崩壊させた。そして密室的ではあったとはいえ、全くひっ息状態にあった宮中・重臣の発言権を実質的に蘇生させた。とくに政変の結果による海軍における米内・井上ラインの復活は、「和平」への動きを、「有志」的段階から「公」の段階としたことにおいて重大な意味をもったのである。

四 小磯内閣の姿勢と重臣の動向

小磯内閣は、それなりの期待のうちに成立したのであるが、この内閣、とくに小磯首相は指導力を発揮しえなかった。⁽⁸⁾ 米内海相は海軍部内でも敢然たる権威を回復し、井上次官、高木惣吉少将を参謀格として「和平」への方策を慎重に準備しつつあったが、小磯首相は、出身の陸軍の積極的協力を得られず、意図した現役復帰、大本営会議列席も陸軍に拒否された。そこで、小磯首相は八月五日、「国務ト統帥トノ吻合調整」を図るためとして、従来の大本営政府連絡会議に代え、総理、外務、陸軍、海軍各大臣、参謀総長、軍令部総長を正規の構成員(内閣書記官長、陸海軍省軍務局長を幹事とし、必要に応じ前記以外の関係大臣および参謀次長、軍令部次長も列席)とし、会議は宮中で、とくに主要事項については「御前会議」(座長には総理大臣が当たった)によって開く。「最高戦争指導会議」を設置した。これは小磯自身の発言権を強めるという点があったことも否定しえないが、「統帥」と「国務」の矛盾、とくに「統帥」の独走という体制が極限状況においても、国内外に対する基本政策を含めて、戦争指導に重大な障害となっていたことが露呈されていることを如実に示すとともに、小磯首相らが、サイパン陥落と東条内閣の倒壊によって軍、とくに陸軍を呈されて、統帥部の威信がやや傾きかけた状況のもとで、統帥事項には容喙しないとしながらも、「統帥」の名のもとに国務、すなわち政治を無視しつつ行なわれる作戦の独走にある程度の歯止めをかけ、戦争指導基本方針を審議し「政戦両略」の調整を図ろうとした意図のあったことも事実であろう。この会議は、従来の「大本営政府連絡会議」の改称に過ぎないという指摘もあり、これも本質を突いてはいるが、「戦争指導」について、「国務」と「統帥」が「御前会

議」で対等のかたちで席に就き、しかも総理大臣が座長になった意義は必ずしも少なくないといえよう。決定的瞬間においては、政治優先への逆転の可能性をもたせるものであったのである。現に、その後、軍部中堅派の「突き上げ」による強硬意見を抑えるため、幹事を除いた構成員のみの会議を開いて「和平」方策を論議したこともあり、とくに、のちにも述べるように、ポツダム宣言受諾¹¹連合国に対する降伏を事実上決定したのも、この最高戦争指導会議およびこれと関係との合同会議であった。この意味では、最高戦争指導会議の設置は、少なくとも結果においては「和平」への道と全く無縁とはいえないのである。しかしこの方向は、小磯内閣の段階では小磯首相自身が「本土決戦」論者であり、この内閣の能力からいっても未熟で、むしろ政治と軍事の矛盾が改めて露呈されたともいえよう。ところで、同年八月一九日開かれた最高戦争指導会議において、「世界情勢判断」および「今後採ルべき戦争指導ノ大綱」を決定したが、これらのなかでは「戦争完遂」がうたわれている一方で、「徹底セル対外施策ニ依リテ世界政戦局ノ好転ヲ期ス」という表現もある。これは太平洋戦争期のものとしては、軍部をふくむ最高指導部においても微妙な変化が生じつつあることを示唆するものであって、すくなくとも、政治的な局面打開の動きが志向されるにいたったことがうかがえる。

そして、小磯内閣の時代には、最高戦争指導会議において、「対ソ使節派遣ノ件」(昭和一九年九月四日)、「対国民政府(重慶)政治工作及ビ対タイ施策ニ関スル件」(同九月五日)、「対ソ施策ニ関スル件」(同九月二六日)が決定され、また小磯首相による「繆斌工作」(汪兆銘政権考試院副院長繆斌を通じての重慶国民政府を仲介とする対米和平工作。陸軍および閣内の反対で挫折)の提案が行なわれた。

なお九月一六日には、駐ソ大使を通じてモロトフ・ソ連外相に日本からの特派使節の派遣を申し入れて拒否され、また八月下旬駐独大使を通じドイツ政府に対し日ソ和平の斡旋を申し入れたが拒否されたということもあった。また

鈴木文史朗朝日新聞論説委員によってはじめられ、重光外務大臣によっても公のルートに乗せられた日本駐在バツゲ・スウェーデン公使を通じてのイギリスとの接触工作(バツゲ工作)もあったが、これも進展せず、次期内閣で打ち切られた。⁽¹⁰⁾これらはいずれも、ソ連の動向をふくむ世界情勢に対する分析、判断を誤ったものであり、また核心をついたものではなかったが、「和平」への伏線がいわばあぶり出されはじめたこと、そして重光外相が親しかった木戸内大臣と接触のうえ対外工作に積極的な姿勢を示したことは注目されてよい。

この間、戦局はますます悪化し、雲南拉孟での守備隊全滅、ペリリュー島へのアメリカ軍上陸(守備隊全滅)(以上昭和一九年九月)、アメリカのレイテ島上陸、レイテ沖海戦での惨敗(以上同十月)、マリアナを基地とするアメリカ空軍B二九の東京初偵察(同十一月)、アメリカ軍のルソン島上陸(昭和二〇年一月、二月マニラ奪回)、アメリカ軍機動部隊の艦載機の関東地方攻撃(以上同二月)、B二九による東京大空襲、硫黄島守備隊全滅(以上同三月)、アメリカ軍の沖縄本島上陸(同四月、六月守備隊全滅)と、いよいよアメリカ軍の上陸による「本土決戦」が現実の問題となるほど切迫してきたのである。このような状況に対応するため、政府は大都市学童疎開の開始(昭和一九年八月)、「女子挺身勤労令」の制定(同九月)、「国民勤労動員令」の制定、大都市強制疎開の強化(以上昭和二〇年三月)等の措置をとった。

小磯首相は昭和二〇年三月、「特旨ニ依リ」大本営会議に列することになった。これは小磯の総理大臣就任以来の念願であり、また日露戦争時に桂太郎首相、伊藤博文枢密院議長が大本営会議に列して以来のものであり、画期的なことであったが、「国務」と「統帥」とを調整するには時はすでに遅かったのである。

南方諸地域における戦局の極端な悪化と本土空襲が本格的に開始されるなかで昭和二〇年を迎えたころは、海軍部内の米内・井上ラインは別としても、宮中、重臣、とくに木戸内大臣を中心とした「和平」への工作が極秘裡のうちにかつ緩慢な速度ながらではあるが動きはじめたのである。もちろん、これは戦局の決定的悪化、それにヨーロッパ

におけるファッシズム・イタリアの脱落とナチスの決定的な退勢（日本陸軍といえども小磯内閣成立の前日の一九四四〇昭和一九年七月二二日起こったドイツ陸軍によるヒトラー暗殺未遂事件を契機としてドイツを「見放した」といわれる）、⁽¹¹⁾そして戦局の悪化と表裏をなす戦争経済の実態によるものであった。最後の点は、その実相がこれらの層にも認識されてきたからである。⁽¹²⁾

木戸内府はすでに東条内閣の末期の昭和一九年六月、「和平」問題について重光葵外相（木戸内府の示唆によって小磯内閣にも留任した）と会談したが、この関係はその後も続いた。

他方、重臣は昭和一九年に入った頃から月一回有志で会合し、戦争終結についての意見交換を行っていたが、毎回の状況は岡田啓介元首相から内大臣秘書官長を通じて木戸内府にも伝えられていた。⁽¹³⁾そこで木戸内府は松平恒雄宮内大臣と協議して、各重臣が「天機奉伺」のかたちで「個別的に天皇に拝謁し」、「所信を言上」させることを企図し、勅許を得て、同年二月七日以降、平沼騏一郎、広田弘毅、近衛文麿、若槻礼次郎、岡田啓介、東条英機の順（阿部元首相は朝鮮総督として任地にあつたため除外）で前田尚徳侍従長（一部木戸内大臣が代理）侍立のもとにこれが行なわれたが、この「重臣拝謁」にはとくに元内大臣牧野伸顕も加えられた。⁽¹⁴⁾

この時の個別の「言上」の記録のなかでは、近衛文麿公爵の「上奏文」が著名であるが、この上奏文は「共産革命」の危機を力説し、「『国体護持』の立場よりすれば、一日も速かに戦争終結を講ずべきものなりと確信仕り候」と述べている。⁽¹⁵⁾近衛のこの「共産革命論」はいかにも異様でファナティックでさえあるが、これがどこまで「本心」であるか、天皇を動かし、また「和平」反対派を刺戟しないためのオーバーなレトリックであるかは不分明であるが、当時としてはこの論理が、宮中・重臣を、そしてかれらみずからを納得させうる唯一ともいふべき大義名分の立つ論理であったのである。⁽¹⁶⁾しかしながら、たといかれらにとっては受身の、想像だにしえなかった事態であったにせよ、

アメリカ側の周到な対日戦終了後についての諸計画に比すると、世界情勢、米ソ等相手国に対する分析の欠如した、しかも内容的にも甘い見通しに立つものであったということは否定しえない。

ところで、小磯内閣、とくに小磯首相は組閣以来、各方面の積極的支持が得られず、また政治姿勢と施策には批判が強かったが、とくに前記の首相みずからイニシアティブをとった「繆斌工作」の失敗以降苦境に立つにいたり、小磯首相もついに内閣総辞職を決意したのである。こうして小磯内閣は、四月五日、「東西政戦両局ノ変転ニ伴ヒ皇国ノ事態益々危急ヲ加へ、……内閣ノ組織性格モ亦此事態ニ適応スルガ如ク抜本的改変ヲ加へ」る必要があるという理由で総辞職した。総辞職した実質的理由としては、前記の繆斌工作の失敗（天皇から直接小磯総理に対し繆斌の本国送還についての命があつた）、陸海軍統帥部統合の不成立（陸軍参謀本部から議が起こり、小磯首相も支持し、天皇から陸海軍大臣に「御下問」もあつたが、結局陸海軍大臣から意見不一致の「奉答」が行なわれ成立しなかった）と、これに関連して「本土決戦」を前にして、小磯首相の意図する陸海軍指導体制の一元化が実現しなかったこと、内閣改造が行き詰まったことなどが背景として挙げられるが、杉山陸軍大臣が首相を無視して陸軍大臣の更迭をふくむ陸軍首脳部の人事異動を天皇に内奏したこと、これに対して小磯が現役復帰してみずから陸軍大臣に就任することを申し出てこれが陸軍に反対されたことなどが総辞職の直接の理由であつた。しかしながら、小磯内閣は首相みずからの政治的力量からいって、「本土決戦か否か」の決定的瞬間に耐えられる存在ではなかつたといえよう。⁽¹⁷⁾

(1) 海軍における東条内閣批判の中心となつたのは、予備役の長老では、岡田啓介、米内光政の両大将（ともに元海軍大臣、総理大臣）であつたが、現役では東条内閣批判、倒閣、和平工作を通じて海軍省調査課（大臣官房）が中心となつていた。調査課では高木惣吉課長（のち教育局長等歴任）のイニシアティブと豊田貞次郎次官の決裁によって昭和一五年頃官房機密費（月額約七〇〇〇円）を支出し「ブレイン・トラスト」としてリベラルといわれていた人たちを含む部外学者、評論家等による「思想懇談会」「外交懇談会」「政治懇談会」「総合研究会」「法制懇談会」等の各種懇談会が相ついで設けられた。し

かしながら、のちにも触れるように昭和十九年夏の段階では海軍省調査課を中心としたこの意図はまだ「和平」の方向に明確に集中していたとはいえない。なお、海軍部内の動向については以下をふくめて、特記するものは、藤原泰周氏の（当時短期現役主計科士官として同課勤務）の記録「海軍調査課」（未定稿）による。

(2) 東条内閣の倒閣工作に積極的役割を果たした一人の近衛公は、これに同調した東久邇宮（のちの総理大臣）とともに「太平洋戦争の全責任を東条に負わせ、陛下に責任を負わせないようにする」ことを考えていたという。後述する「国体護持」、天皇の戦争責任問題との関連においてきわめて重要である（勝田龍夫『重臣たちの昭和史』下巻、三四五ページ、その他）。

(3) 昭和十九年二月頃から、元宮中高官Y氏（貴族院議員）のルートを通じての「和平工作」にたずさわっていたX主計大尉は、「宮中、貴族院の一部等は、マリアナ戦の近づく頃から、とくにサイパン島陥落後は、戦局の決定的悪化、本土の本格的空襲の現実化、海上輸送の崩壊に伴う軍需生産の決定的衰退、食糧のこれまた絶対的欠乏という見とおしの前に危機意識を高め、敗戦必至、『和平』の早急実現の必要性を感得しはじめたことは確実であったが、それがまた宮中・重臣層の主流とはなりえなかった」と記録している。危機意識が「東条批判」以上のものにまで高められ、また広められるにはまだ数カ月を要したのである。

なお、この点については「岩波講座日本歴史」月報23所載拙稿、昭和四二年、参照。

(4) 二・二六事件（昭和十一年）の際、陸軍クーデタ部隊鎮圧のため、海軍が軍艦を横須賀から芝浦に回航、陸戦隊を上陸させ海軍省周辺に配置したのも、横須賀鎮守府の米内長官、井上参謀長の「コンビ」による決断によるものであった。また井上次官は、X主計大尉がたまたま昭和十九年一月決裁を受けるべき上官起案の書類を次官室に持参した際、降伏による戦争終結を示唆する重大な言をもらしている（『芸芸春秋』昭和四一年七月号所載拙稿参照）。

(5) 種村佐孝『大本営機密日誌』一七四—一七五ページ。

(6) 筆者所蔵資料による（以下特記しない引用も同じ）。

(7) 小磯大將は、第一次大戦期に参謀本部兵要地誌班長として、後年の総動員計画によるプランの作成に参画し、「満州事変」の直前の時期には、軍需工業動員を担当する陸軍省整備局長を歴任するなど、まさに陸軍部内における物的、国力、総動員体制の創設者、エキスパートの一人なのであった（小磯国昭『葛山鴻爪』、その他による）。

(8) 前記のような経緯で成立した小磯内閣は、「小磯・米内協力内閣」であったが、米内は小磯のイニシアティブを尊重し、あくまで脇役に徹したようであるが（小磯前掲書、重松謙『新版・米内光政』等による）、これは本来、小磯、米内の両大將の政治的感覚が全く異なり、米内にとってファシズム的傾向の強い陸軍革新派の出身である小磯は「和平」を語る相手ではなかったことによるものとも思われる。

(9) 高木少將はフランス駐在武官の経験があり、また西田哲学の強い影響をうけ、海軍部内でも異色の存在で、本省調査課長時代も、前にも触れたように独自の活動を行なったが、米内・井上ラインのできた直後の昭和十九年八月、井上次官からの要請で本省教育局長から転じて「戦局の後始末を研究する」ため軍令部出仕兼海軍大学校研究部員（のち海軍省出仕兼務）の任についた（高木惣吉『自伝的日本海軍始末記（統編）』、六八—七一ページ）。このような米内・井上・高木トリオの成立によって海軍最高首脳部における「和平工作」の体制はさらに強まったのである。

(10) これらの諸工作については、さしあたり外務省編『終戦史録』、とくに第四、十、十五、十六編参照。

(11) 種村前掲書、一八三ページ。

(12) 前にも述べたように、軍需生産の衰退、そして崩壊という決定的な見通しは宮中・重臣層にも次第に浸透していったが、X主計大尉は、前記Y氏に詳細な数字を提供したところ、同氏も早急な「和平工作」の緊要性を痛感して具体的な行動を進めたようであり、とりわけ昭和二〇年後半にいたると食用塩の供給が国民生活必要量の二分の一以下になる、という見通しについては「文字どおり愕然とした」と記録している。

(13) これには、若槻礼次郎・岡田啓介・広田弘毅・平沼騏一郎・阿部信行・米内光政・近衛文麿の元首相が出席していたが、とくに岡田・近衛が中心で、これに広田・米内を加えた四名の連携が密であった。米内は小磯内閣成立後は現役閣僚となつたため、これに加わらなかったが、東条は終始これに招かれなかった。

(14) この「重臣拜謁」の実現は、木戸内府も天皇の「御内意」をふくみ「和平」を決意したことを示し、これによって重臣・皇族と海軍米内グループ等の「和平派」のドッキングが成立したのである。

(15) この時の「近衛上奏文」の全文は、近衛文麿伝記編纂刊行会編『近衛文麿』下巻、五二九—五三三ページ参照。また近衛上奏文を含めて重臣の「上奏」の内容については、さしあたり、服部卓四郎『大東亜戦争全史』、八七五—八七六ページ、外務省前掲書、下巻、一八九—二〇三ページ、史料追補九—一八ページ参照。

(16) 近衛公最側近であった某氏の筆者に対する直話によれば、「半分は本気、半分は政治的配慮だったと思われる」とのこと

であった。

(17) 小磯内閣総辞職の経緯については、小磯前掲書、八二六―八三六ページ、木戸幸一『木戸日記』下巻、一一八〇―一一八七ページ、外務省前掲書、上巻、二五〇―二五五ページ参照。

第二章 太平洋戦争の終結

第一節 「和平」への胎動

一 鈴木内閣の成立

小磯内閣総辞職のあと、慣例により木戸内大臣の司会により重臣会議(既述のように、米内は元首相であるが小磯内閣の閣僚のため出席しなかった)が開かれたが、この会議に先立って、木戸、近衛、平沼、若槻の四重臣は「和平」を前提とし、天皇にも信任の厚い鈴木貫太郎枢密院議長(予備役海軍大将、侍従長在職中二・二六事件で襲撃され重傷を負った)を推すことを申し合わせており、当日も平沼の推薦、若槻、木戸の賛成、という経過をとり、これに基づいて木戸内大臣が鈴木を後継首班として「奉答」し、四月七日鈴木内閣が成立した(大蔵大臣は広瀬豊作)⁽¹⁾。当時の鈴木本人の考えは別として、鈴木を推した重臣たちは連携して鈴木に「和平」への期待を託したのである。

鈴木内閣には、とくに井上成美次官などの工作もあって米内海軍大臣が留任し、⁽²⁾「和平派」に期待をもたせたが、

当時は鈴木自身の意図については海軍の関係者すらもはかりかねていたようである。

ところで外務大臣は組閣当日はとりあえず総理大臣の兼摂としたが、軽井沢に疎開中であつた元外相東郷茂徳の至急上京を求め、外相としての入閣を要請した。東郷は鈴木首相の「和平問題」に対する考え方の確認をえたのち、これを受諾したのである。⁽³⁾しかも陸軍は一方ではこれに先立って阿南惟幾大将の陸軍大臣としての入閣に際し、「大東亜戦争の完遂」を条件として提示し、鈴木首相はこれに対しても同意したのである。したがって、鈴木内閣の性格は和平問題についてはあいまいさがあつたが、閣僚としては「早期和平の実現」の考えを明確に抱く米内、東郷両大臣が入り、また宮中・重臣方面においても公然ではないながらも「和平」への気運は急速に醸成されつつあつたのである。⁽⁴⁾

鈴木内閣は、アメリカ軍の沖縄本島上陸の六日後に成立したのであるが、その後、戦局はさらに悪化、B二九および機動艦隊、硫黄島等の基地からの本土爆撃が激化し、それはとくに六月以降中小都市、地域としても東北、北海道地方にまで及び、かつ本土沿岸にまで接近したアメリカ艦隊による臨海工業地帯(室蘭・釜石・日立・勝田・清水等)に対する艦砲射撃すら開始された。またB二九等アメリカ爆撃機は、日本の沿岸海域に対する機雷投下をも行なつた。これらによって、日本の本土の焦土化、海陸の交通のまひは決定的な段階にまで到達したのである。この間、「本土決戦」体制を固めるため、軍は根こそぎ的な動員(兵役)を行なうとともに、陸軍は、本土防衛軍の第一総軍、第二総軍、航空総軍への再編成(昭和二〇年四月)、海軍は海軍総隊司令部(総司令長官は連合艦隊司令長官が兼務して鎮守府、連合艦隊等の司令長官はその指揮下に入った)の設置(同五月)を行ない、また陸海軍、運輸省所管の全海運・港湾関係行政を総括する海運総監部(大本営)が設置(同五月)されたが、政府も地方総監府の設置(同五月)⁽⁵⁾のほか臨時議会(同六月)において「義勇兵役法」、「戦時緊急措置法」(内閣の権限強化)を成立させ、またこれらに対応するため大政翼賛会とその傘下団体も解散した(同六月、なお「翼賛政治会」はすでに同年三月解散し、「大日本政治会」に再編成されていた)。

連合国側の動向をみると、一九四五(昭和二〇)年二月四日、ルーズベルト、チャーチル、スターリンの米・英・ソ三国首脳がソ連クリム半島のヤルタに会して「ヤルタ会談」を開き、対独戦後処理とソ連の対日開戦、日本の領土問題についてのヤルタ協定を調印した(一部秘密協定)。日本で鈴木内閣の成立した直後の四月一二日、アメリカのルーズベルト大統領が急死したが(後任にトルーマン副大統領が昇格)、四月二五日、五〇カ国の代表がサンフランシスコに集まって連合国全体会議を開いた(六月二五日「国際連合憲章」を調印)。五月七日にはナチス・ドイツ軍がベルリンで連合国軍に無条件降伏、ついに「枢軸国」として戦う国は日本一国のみとなった。そして翌五月八日にはトルーマン・アメリカ新大統領が日本に無条件降伏を勧告したが、⁽⁶⁾七月一七日にはベルリン郊外のポツダムでトルーマン(アメリカ)、チャーチル(イギリス)、会談途中、総選挙で労働党が勝利したため、七月二七日アトリー労働党首が首相に就任して代表を交替)、スターリン(ソ連)がポツダム会談を開き、七月二六日、日本に対する無条件降伏要求と、日本降伏後の日本処理に関するトルーマン・アメリカ大統領、チャーチル・イギリス首相、蔣介石中国主席連署の「ポツダム宣言」(ソ連は当時対日宣戦をしていなかった)ので八月九日の参戦後署名)を決定、発表した。

二 鈴木内閣下の対外諸工作

この間、鈴木内閣(東郷外相)は小磯前内閣(重光外相)以来の路線に沿って、対ソ工作に期待をつなごうとした。⁽⁷⁾しかしながら、モロトフ・ソ連外相は鈴木内閣成立直後の四月五日、佐藤尚武駐ソ大使を通じて日ソ中立条約の不延長(四月一三日が当初の期限満了日になっていた)を通告してきたため、日本の方針はソ連の対日参戦阻止に中心が移らざるをえなかった。日本政府は五月八日のドイツ降伏に際しては、かねてからの決定に基づき「ドイツの降伏にかかわら

ず戦争完遂決意は変らない」旨発表(五月九日)するとともに、五月一五日には防共協定、三国軍事同盟等、対独条約・協定のすべての廃棄を宣言したが、これはソ連の対日姿勢の宥和を誘致しようとするものであった。これは、沖繩戦が絶望となり、またドイツが降伏した段階における日本の戦時最高指導部の最後の淡い希望でもあった。中立国、ローマ法王庁を通じての「和平」交渉の可能性もないと認めた東郷外相は、正規の構成員のみによる最高戦争指導会議(首・外・陸・海相、参謀総長・軍令部総長によるもので六巨頭会議ともいわれた)の開催を求め、これが五月一日から三回開かれたが、ここでは、ソ連の参戦を防止するのみでなく、その好意的中立を獲得し、さらに日本に有利な仲介をさせるため日ソ会談を行なう申合わせが行なわれた。

東郷外相の起案によるこの申合わせにおいては、日本としてはソ連が独ソ戦に勝利しえたのは日本が中立を維持したためであることを「諒解せしめ」、また将来はソ連はアメリカと対抗する状態にいたるので、その場合は日ソ中三国が団結して英米に当たる必要があることを「説示」する必要があると述べられているが、同申合わせではさらに、ソ連が独ソ戦に勝利したので、日本が「和平」の仲介を依頼した場合は、その要求が「大なるを覚悟するの必要あり」とした上で、ソ連の「欲求」は、ポーツマス条約、日ソ基本条約の廃棄を「主眼」とし、結局、(一)南樺太(サハリン)の返還、(二)漁業権の解消、(三)津軽海峡の開放、(四)北滿における諸鉄道の譲渡、(五)内蒙におけるソ連の勢力範囲、(六)旅順・大連租借権の譲渡を認めざるをえず、さらに千島北半の譲渡も止むなしとしなければならぬこと、朝鮮は日本に留保することとするが、南滿州を中立地帯にすることなども必要である旨が述べられていることはきわめて注目される⁽⁹⁾。これは対ソ関係のみではあるが、公の記録に残されている最高指導部の「和平」の条件としては最も早いものといえよう。しかしながら、東郷外相は開戦時の外務大臣という責任からも、また多年にわたる外交官としての経験、東条内閣の閣僚として開戦時に大本営政府連絡会議において賀屋大蔵大臣とともに、開戦論に批判的見解を主張

した姿勢からいっても、戦争の早期終結、すなわち早期「和平」の実現を企図していたことは事実であり、これは戦後公にされた種々の資料によって確認できるといえるが、この時点においてソ連の仲介を期待していた点は甘きに失したという批判もある。もっとも、実際には東郷はソ連仲介の可能性はありえないと認識していたのであって、ソ連に仲介を依頼することに賛意を表したのは、「和平」実現のためのタクティックであったという推測もある。また米内海相が、対ソ交渉に当たってはソ連に石油等戦略物資の供給等の積極的援助を求める目的を含ませるという意想外の提案を行なったことに対しても、同様の推測がある。それにしても、ここには、「和平」後の「占領」についての認識、見通しは見当たらぬ。この段階では、「国体護持」論もまだ顕在化していない。それには、これらの点こそまさに「徹底抗戦」派にとってタブーであったので、「和平派」はあえて積極的にはこの点については触れなかつたということもあろう。

右のような結論で一応意見の一致をみた「六巨頭」も結局「同床異夢」に終わったといわれているが、前記の結論に基づいて、六月三日、四日の両日、広田弘毅(外交官出身で元総理・外務大臣、駐ソ大使の経験もある)が、箱根強羅ホテルに滞在中のマリク駐日ソ連大使と会見、「日ソ両国関係の根本的改善と平和関係持続のための条約締結」を申し入れ、マリク大使も「研究」を約したがその後返答はなく交渉は中絶した⁽¹⁰⁾。

その後、六月一八日開催された最高戦争指導会議において「国体護持」を条件としてソ連を通ずる交渉を行なうことには意見が一致したが、さらに六月二二日開かれた「六巨頭」による最高戦争指導会議において、「御下問」に対する米内海相の「奉答」とこれを補足した東郷外相の意見によってソ連仲介による和平交渉の実行が改めて決定され、これに基づいて広田・マリク会談が再開されたが、ソ連側の反応はなかつた⁽¹¹⁾。

これに対して、米英ソ三国巨頭によるポツダム会談が開かれることの情報をえた東郷外相は、対ソ交渉を急ぐ方針

を決め、佐藤駐ソ大使にモロトフ外相との会見を訓令した。この会見は七月一日実現したが、一方、七月七日、内大臣の助言に基づいて天皇から鈴木首相に対して、ソ連に居中調停を依頼することとし、そのためには天皇の親書を携行した特使をモスクワに派遣するという方針が示され、その特使として、近衛文麿公爵が選ばれた。

しかしながら、七月二〇日ソ連政府からは鄭重な外交的表現ながら、特使の派遣を事実上拒否する回答があり、さらに日本政府は、日本は米英両国があくまで無条件降伏を強要するのならば、徹底抗戦を行なう決意なので、ソ連の斡旋により「無条件降伏に非ざる和平」の実現を強く要望する旨ソ連に申し入れ、対ソ交渉を続行したが、ポツダム会談の開催（七月二七日―八月三日）、ポツダム宣言の発表（七月二六日）もあり、ソ連の回答はなく、結果はソ連の八月九日の参戦であった。ソ連の参戦は周知のように同年二月のヤルタ会談で秘密裡に決まっておき、ポツダム会談においてもスターリン首相はこれまた秘密裡に改めてこれを確認していたのである。⁽¹²⁾

前述のような正式外交ルートによる対ソ工作と平行して、藤村義朗スイス駐在海軍武官によるアレン・ダレス（その実兄ジョン・ダレスはルーズベルト大統領の政治顧問）に対する極秘裡の接触（「ダレス工作」）などの和平工作もあったが、海軍中央では陸軍の徹底抗戦論に和していた軍令部が反対したためこれを取り上げず、この工作は途中で打ち切られた。⁽¹³⁾

また、シナ派遣軍（陸軍）の対重慶政府との和平交渉のため、岡村寧次司令官の代表今井武夫同軍参謀副長は何応欽中国陸軍総司令官の代表との接触を河南省で開始したが、諸事情によりこの工作は事実上打ち切られた。⁽¹⁴⁾

このように、中央では、最高戦争指導会議の正式決定に基づいて、広田元首相によるマリク駐日ソ連大使を通じてのものと、駐ソ佐藤大使を通じてのモロトフ・ソ連外相に対するものとの二つのルートによる対ソ接触、さらに陸海軍出先機関による、軍および政府の中央の認知を受けない「和平」工作があったわけであるが、いずれも実らな

った。これには、時はすでに遅く、日本が対等でソ連を含む連合国と「交渉」などを行なう段階ではなく、佐藤駐ソ大使も指摘したように、このような事態について日本の軍と政府は「和平派」を含めて客観情勢、国際情勢の認識に欠けすぎていたといふべきであろう。しかも陸海軍の対立、国務と統帥の乖離、海軍部内における軍政と統帥の対立、不可侵の聖域ともいふべき国体論といった、近代的、集中的統治の構造と意識の欠如、そして昭和初年以来の軍を中心としたテロリズムの体質等に、より根本的な問題があったといふべきであろう。この点は、これから述べる、「ポツダム宣言」以降の事態においても先鋭にあらわれるのである。

三 重臣の動向と最高戦争指導会議

ところで、以上に先立つ六月八日、最高戦争指導会議（正規の構成員のほか、とくに平沼枢密院議長、豊田貞次郎軍需大臣、石黒忠篤農商大臣および幹事が列席し「御前会議」として開催）が開かれた（六月六日に予備的な最高戦争指導会議を開催）。ここでは陸軍が原案を作成した「国力ノ現状」「世界情勢判断」を陸軍自身が原案を修正するというかたちで報告され、「今後採ルべき戦争指導ノ基本要綱」が決定された。この「基本要綱」では「飽クマテ戦争ヲ完遂シ以テ国体ヲ護持シ皇土ヲ保衛シ征戦目的ノ達成ヲ期ス」ことを「方針」としてかけ、かつ「要領」においては、「対外諸施策特ニ対ソ施策ノ活発強力ナル実行ヲ期ス」と述べられている。⁽¹⁵⁾

この「基本要綱」は、例によって、抽象的文言の羅列であり、「神懸りの幼稚な判決文」⁽¹⁶⁾で、「和平」への姿勢は逆転したかに見えるほどで、「和平派」と目されていた平沼枢密院議長が陸軍側にも「異様」と映るほどの「徹底抗戦」的強硬意見を述べており、⁽¹⁷⁾また、豊田軍令部総長（海軍）が予備会議における説明をもあえて訂正して、アメリカ

軍の本土上陸作戦に対しては「約半数ニ近キモノハ撃破シウル」(訂正前は「概ネ六、七割程度ノモノハ上陸ヲ許ス公算大ナリ」となっていた)と発言した。

このような「御前会議」の経過は、同会議における豊田貞次郎軍需大臣の「……産業稼働ハ前年同期ノ三割内外ニ低下スルモノト予想セラレ、特ニ重要ナル軍需関係資材ノ生産ニ於テモ前期ノ六割乃至七割程度ニ低下スルモノト予想セラレマス」という説明や、同会議における秋月総合計画局長官から文書報告された「国力ノ現状」中の「……今後国民生活ハ強度ニ規制セラレタル基準ノ糧穀ト生理的必要量ノ塩分ヲ漸ク撰取シ得ル程度トナル覚悟セザルベカラズ」という説明と正に矛盾するものであるといわざるをえないのである。⁽¹⁸⁾これについて論者は、陸軍の巻返し、鈴木首相の深謀遠慮、あるいはまた鈴木首相の優柔不断等々と指摘しているが、前述の「基本要綱」は当時の「和平推進派」をして「例の七生尽忠の神懸り決議文」「幼稚な判決」と慨嘆させた。⁽¹⁹⁾またこの段階では「鈴木首相も阿南陸相とともにトコトンまでやることで、皇位、皇族もそこなわず、国体護持もできるし、またそこまで行かなくてすむ、という勇ましい主張を譲らなかった」という。⁽²⁰⁾

ところでこの時期に臨時議会召集問題が起こった。これは既述の「義勇兵役法」「戦時緊急措置法」といういわば超非常時法を成立させるためであったが、米内海相は、「急いで措置すべき法案があれば緊急勅令で措置できる、陸軍大臣や参謀総長が本土決戦を叫んで国民を道連れに玉砕戦に向かおうとしているのに戦局收拾の方針を確立しないまま議会を召集するのは百害あって一利なし」という主旨で召集に強く反対したが、「政治的感覚を持ち合わせない(鈴木)総理」⁽²¹⁾は召集を強行し(六月九日―三日)、米内海軍大臣の予想通り、倒閣を策していた右翼議員のため混乱した。このため米内は辞意をもらしたが、周囲の説得でようやく翻意するということもあった。

ところで、六月八日の「御前会議」および臨時議会の経過は、一時落胆した「和平派」の危機感を高め、さらに陸海軍内部の抗戦派のなかにも深刻な批判があらわれたが、⁽²²⁾とくに木戸内府をはじめ宮中に与えた影響は大きかった。木戸内府も、対ソ交渉に期待をかけるかたちではあるが、天皇の「思召を拝」し、米内海相、東郷外相と協力して「本土決戦」を避ける「戦争終結」への積極的工作を開始した。

木戸内府は、まず六月八日の「御前会議」の関係書類を閲読後、「この際政府及び大本営をして終戦の方向に転回せしむることが必要であるが、その手段は陛下の御意図を体して自ら衝に当り、先ず政府側を同調せしむる以外にないと決意し」、六月八日、昭和二〇年度下期には戦争能力を喪失する、また「敵側の和平攻勢」は「軍閥打倒を以て其の主要目的をなすはほぼ確実」である、という断定のもとに、「天皇陛下のご勇断をお願い申し上げて……戦局の收拾に邁進するの外なしと信ず」、具体的には、「天皇陛下の御親書を奉じて中立国と交渉す」、「日本軍は占領地指導者の地位を放棄し、自主的に撤兵し、軍備の縮小を行う」等一〇点に及ぶ戦局收拾策を起草した。天皇はこの「木戸試案」に対し「深く御満足の意を表され、速かに対策に着手するよう仰せ出された」のである。「木戸日記」は六月九日の個所で「……対策につき種々言上、思召も拝す」と記している。⁽²³⁾

これは「御聖断による戦争終結」という方策の原型が、木戸内大臣の発案と天皇の「思召」によって形成されたという点において歴史的意味をもっている。木戸内府はついで、その方策を、総理、海軍、外務の三大臣に説明して承認をえたが、陸軍大臣も敵の本土上陸作戦に打撃を与えた上で戦争終結が可であるという意見を述べたうえで同意した。これまで態度、とくに本意不明ないしあいまいとされていた鈴木首相も、この段階においてアメリカ軍の日本本土上陸作戦前に終戦というかたちでの戦争終結の決意を固めたようである。この間、米内・東郷会談においてソ連を介しての和平工作促進が同意されたが、鈴木首相は木戸内府の提出した問題について六月一八日最高戦争指導会議を開いたが、ここでは九月頃までに、ソ連を介して、少なくとも「国体護持」を含むかたちで戦争終結をはかることが

原則的に同意された。

そこで、木戸内府は、「講和に向っての政策の変更を更に明確にするため」最高戦争指導会議構成員（総理・外務・陸軍・海軍四大臣と陸軍参謀総長、海軍軍令部総長のいわゆる「六巨頭」）による「御前会議」を召集し、ここで「直接陛下より外交的講和工作を開始するよう御命令になるのが最も効果的である」と考え、勅許をえて六月二三日、宮中で「六巨頭」の会同（御前会議）が召集された。会同の冒頭、天皇から「戦争終結に就て……具体的研究を遂げ之が実現に努力せんことを望む」という「御言葉」があり、ソ連を通じての戦争終結工作の推進が予想に反して三〇分という短時間で同意され天皇は「非常に御満足の御様子で入御になった」という⁽²⁴⁾。

このようにして、まだいわば密室内ではあるにせよ、公に「戦争終結」＝「和平」政策の積極的実施が確定したのであるが、この時点において、海軍部内において終始「和平」路線を推進していた高木海軍少将が「時局收拾対策」を海軍大臣に提出し、そのなかで、高木少将がアメリカの対日「要求予想項目」を具体的に挙げていることは注目値する。⁽²⁵⁾

- (1) 鈴木内閣成立の経緯については、木戸前掲書、上巻、一一八七―一九四ページ、岡田嘉寛編『岡田啓介回顧録』、一五四―一五六ページ、外務省前掲書、上巻、二六八―二七九ページ等参照。
- (2) 米内大將は大任留任を固辞し、井上成美次官の昇格を主張し、井上次官が強く辞退したのちは長谷川清大將を推したが、鈴木大將の「和平」に対する態度とその政治的手腕に不安を感じた井上次官、岡田大將等の工作によって、鈴木から米内が留任しなければ「大命を拜辞する」という強い要請を受け、ついに留任した（実松前掲書、二三一―二三三ページ、高木前掲書、八二―八三ページ参照）。
- (3) 東郷外相入閣の経緯については、外務省前掲書、上巻、二八〇―二八一ページ、服部前掲書、八八三―八八四ページ参照。
- (4) 近衛をはじめ重臣、海軍の和平派は、前述のようながい知れない鈴木首相の姿勢と、組閣人事（とくに内閣書記官長、総合計画局長官人事）で右翼的傾向の強い革新官僚、革新的陸軍軍人の影響力をもつものではないかと一時は不安を見

せたが、米内、東郷の両大臣、それに豊田貞次郎軍需大臣・左近司政三國務大臣等海軍穩健派の入閣、実質は岡田内閣、海軍内閣といわれた内閣の性格に親近性を抱いた。また現に木戸・近衛・岡田・米内・東郷と宮中・重臣・閣内・海軍を結ぶ「和平」工作の条件が整ったことも事実である。

- (5) 昭和一八年七月、地方行政の総合調整のため札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の全国九都市に「地方行政協議会」が設けられ、会長に協議会所在地の知事（北海道・東京は道・都長官）が就任し、各省出先機関をふくめた行政の調整すなわちいわば広域行政を行っていたが、「本土決戦」に備え、この「行政協議会」を「総監府」に代え統括権限を強化した。総監（従前の地方行政協議会長）には大臣経験者が就任した例も数例あった。

- (6) 一九四五（昭和二〇）年を迎えるころから、アメリカ国内における日本降伏後の対日処理政策の形成が進み、また連合国間でも日本処理がおおやけに論議されるにいたった一九四五（昭和二〇）年初頭のころになると、アメリカの対日短波放送は、「降伏後の日本で左翼が強くなれば大山郁夫、保守派が強くなれば幣原喜重郎に政権をとらせるのが適当で、大山が適当という状況が確実に予想される場合にはアメリカ亡命中の大山をグアム島で待機させることも考えられる」などと報じた^(X)主計大尉の記録による。

- (7) 重光と東郷とはともに外交官出身の外務大臣で、ニュアンスの差はもろんあつたにせよ、基本的には同一路線とみられていたが、結果としては「和平」については東郷がより積極的な態度をとった。なお東郷は東条内閣の外相であったが、東条首相と衝突して辞任して重光と代り、鈴木内閣は組閣に当たって重光の留任に小磯がとくに反対したため東郷の就任となつたという経緯があつた。

- (8) 外務省前掲書、上巻、三二八―三四〇ページ。
- (9) 服部前掲書、八八八ページ。
- (10) 外務省前掲書、上巻、四二〇―四二三ページ。
- (11) 同、四二四―四六四ページ。

なお、この間、佐藤尚武駐ソ大使から東郷外務大臣あてに「ソ連をして之以上に我方にとり有利なる態度に出でしむることとは……本使としては到底望まざるものにして……独潰滅の今日ソ連として何を苦しんでソ米関係を犠牲にしてまでも日ソ関係の増進を考ふべきや……大捷を博したる後の赤軍は総ての点において我に優越すること素人目にも明らかにして在満皇軍は到底彼の敵にあらず……」という「大至急・親展」の意見電報が到着した（六月一〇日着電）。佐藤大使

はまた七月一四日着の外務大臣あて電報でも「……内容空虚もしくは事実には遠ざかりたる美句を連ねて彼等（ソ連——引用者）を説得せんとするも到底彼等を首肯せしむるに足らず……、敵空襲加速度に激化しつつある今日猶帝國に抗戦の余力ありや幾千万の壮丁数百万の無事の都市市民を犠牲にして猶抗戦の意義ありや……」と意見を述べ、彼はさらに七月二日着外務大臣あて電報では「……交戦力を失ひたる将兵及び国民が全部が戦死を遂げたりとも為には社稷は救はるべくもあらず、七千万の民草枯れ上御一人御安泰なるを得べきや想ふて此処に到れば個人の立場も軍の名譽も将又国民としての自負心も社稷には代へ難し即ち我は早きに及んで講和提唱の決意を固むる他なしと言ふに帰着す」とも極言している。佐藤大使はその後も引きつづいて本國政府の対ソ施策を批判して独自の意見を述べた電報を外務大臣あてに送っている（外務省前掲書、上巻、四六五―四七五ページ）。また、佐藤大使の電報は近衛公の目にも触れ、強い影響を与えたといわれる（外務省前掲書、上巻、四四六ページ）。

なお、有田八郎元外務大臣は七月九日付を以て、ソ連、中国（重慶政府、延安政府双方）に対する工作によって日本の地位を有利にしようとする試みは殆んど望がなく、敵が本土上陸すれば「万事休す」ということになるという見とおしに基づいて、「……徒らに必勝不滅の信念を高唱して戦争完遂の一途に邁進せんとする者あらば、臣は慮る、如何は畢竟皇國を滅亡に導くに異らざることを。陛下英明の資を以て此の難局に立たせ給ふ。仰ぎ希くば戦争の帰趨を大観せられ、一断以て皇國の危急を救はせ給はんことを。……」という上奏文を呈出し、同趣旨の意見を木戸内大臣、鈴木総理、米内海軍両大臣あてにも提出していることもきわめて注目を要する（外務省前掲書、上巻、四七五―四八四ページ）。なお、この時期になると民間各方面においても「終戦工作」ないし「和平工作」が秘密裡ながら行なわれるようになった。これらについては、さし当たり、向山寛夫「民間における終戦工作」（日本外交学会編『太平洋戦争終結論』所収）を参照。

(12)

外務省前掲書、上巻、四四四―四四七ページ。

(13)

外務省前掲書、上巻、二九八―三一四ページ。なお、この問題についての米内海相等海軍中央の動向については実松前掲書、二四一―二四三ページ参照。

(14)

種村前掲書、二四五―二四六ページ参照。

(15)

服部前掲書、八九五―九〇六ページ。

(16)

高木前掲書、九六ページ。

(17)

種村前掲書、二三九ページ。

(18)

服部前掲書、八九五―九〇六ページ。

(19)

高木前掲書、一〇三ページ。

(20)

高木前掲書、九四ページ。

(21)

高木前掲書、九三―九四ページ。これと関連して、「和平工作」について米内大臣、井上次官を補佐した高木元少将は、米内大臣が、軍令部総長を更迭して及川大将の後任に豊田副武大将を、小沢軍令部次長も更迭して後任に大西滝次郎中將を据えたことは「米内人事の黒星」「みずから外濠を埋める人事行政」と評し、また米内大臣が「井上次官の反対を無視して、一番肝心の時期に次官交替となる進級を行」なった（井上中將は昭和二〇年五月一日付を以て海軍大将に進級、同時に軍事参議官に転補された）ことを批判している（高木前掲書、一〇〇、一二六ページ）。確かにその直後豊田大将、大西中將が最後まで陸軍に追隨して徹底抗戦を唱えたことは、米内・井上・高木ラインにとって決定的誤算であった。

(22)

高木前掲書、九八ページ。

(23)

以上の点は、木戸前掲書、下巻、一二〇八―一二一〇ページおよび服部前掲書、九〇八―九一〇ページ参照。

(24)

服部前掲書、九一〇―九一一ページおよび高木前掲書、一〇六ページ。高木元海軍少将は右個所において、「陛下お自ら外交交渉を促されたことは、木戸、米内の暗黙の合意で総理の決意を促進された結果と信じている。内府の時局收拾試案が起草されていたことは、まさに救いの綱であった」と述べ、服部前掲書はまた「六月」一三日以降の動きは、あたかも木戸内大臣が首相なるが如き観を呈し」ていたと記している（同、九一〇ページ）。

(25)

米内大臣、井上（前）次官から「終戦対策研究」という命を受けていた高木少将は、昭和二〇年五月一日に「研究対策」、六月二八日にこの「時局收拾対策」を海軍大臣に提出したのであるが、「対日要求予想項目」としては左の一六項が挙げられていた。

- 一 無条件降服形式
- 二 効果的恒久的武装解除
- 三 戦争責任者ノ処罰場合ニヨリ天皇ノ讓位要求
- 四 全占領地域ノ放棄所在軍隊ノ武装解除
- 五 植民地及領土一部ノ割譲
- 六 朝鮮ノ自治（将来ノ独立）

- 七 満州国ノ解消
- 八 民主主義政体ノ樹立
- 九 保障占領
- 十 軍事施設ノ管理破壊増設等
- 十一 航空工業以下重工業ノ禁止又ハ管理
- 十二 賠償(或ハ現物補償)
- 十三 反動的団体、愛国組織、反米英の一切ノ組織ノ解散
- 十四 国民教育、信仰ヘノ干渉
- 十五 政治軍事経済各界要人ヘノ弾圧
- 十六 人口縮減ニ対スル強制的措置

なお、高木元少将は、戦後、右について「農地解放、財閥解体、共産主義者の釈放、大企業の分割などはその方面の知識がなくて予測から洩れた」と回顧しておられる(以上、高木前掲書、一〇四—一〇五ページおよび一一九—一二〇ページ参照)。以上に関連して、X主計大尉が昭和二〇年五月、貴族員議員で元宮中高官の前記Y氏から、「和平」に関しての連合国の要求について問われたのに対し、同大尉は、応召勤務中の海軍省の宿直士官室でアメリカの短波放送を聴取してとったメモに基づいて、連合国、とくにアメリカは日本に対し、(1)日本軍の無条件降伏と武装解除、軍の解体、再軍備の禁止、(2)相期間にわたる本土の軍事占領、(3)全植民地・占領地の放棄、(4)連合国による戦争犯罪人の処罰、(5)賠償、(6)政治犯・思想犯の即時釈放、(7)共産党の合法化と治安維持法の廃止、(8)大経済コンビネーション(財閥を指すものと思われる。X大尉の注記。以下も同じ)の解体、(9)農業改革(地主制の廃止と思われる)、(10)労働改革、(11)カゾク制度の廃止(これは日本語放送で触れたので華族、か家族、かは不明であるが、英語放送の感触では華族と思われる)、(12)その他政治・経済・社会・教育全般にわたる民主主義化を要求することは確実であるが、ラジオ放送によると、場合によっては天皇の退位も含まれる可能性もありうると答えている。奇しくも前掲の高木元少将の推測と一致している点が多いが、Y氏はこれを親しい海軍出身の左近司国務大臣、また宮中方面にも伝えたようで、「全体として致し方ないと思うが、なかには非常に結構で当然と思うものもある」とX大尉に語っている。

第二節 ポツダム宣言・原子爆弾投下・ソ連参戦

一 ポツダム宣言の発表と日本の「黙殺」

昭和二〇年六月二二日の「六巨頭会議」の決定に基づいて対ソ交渉が開始された経過はすでに述べたとおりであるが、これまたすでに触れたように、七月一七日からベルリン郊外ポツダム(現東ドイツ領)において、アメリカ、イギリス、ソ連三国代表による「ポツダム会談」が開かれ、三国は同二六日(現地時間)日本に無条件降伏を勧告し、また日本の降伏後の連合国による日本占領と日本処理の基本方針を示した「ポツダム宣言」(米英華三国宣言、のちソ連を含む四国共同宣言となる)が発表された。この「宣言」は明らかに日本に対する最後通牒的な意味をもつものであり、しかも日本は軍事的にも、軍需生産、国内食糧事情等の諸部面においても、これを拒否する余裕は客観的には絶無であったにもかかわらず、「なおかつ痴人の繰り言に近い論争が二〇日ちかくも繰り返される」のである⁽¹⁾。

七月二七日期、この宣言をサンフランシスコからのラジオ放送によって知った外務省首脳は、同日の幹部会で、これを受諾することによって戦争を終結すべきである、ただし日本政府としては一応は沈黙を守り、できればソ連を通じて和平交渉を行なうべきである、との結論に達し、東郷外相もこれに賛意を示した。東郷外相は、この「宣言」は、米ソ華三国のいわば「有条件講和」の申入れであり、研究の必要がある、これを拒否すべききわめて重大な結果を生ずるおそれがあり、また「宣言」決定には当然ポツダム会談に参加しているソ連のスターリン首相も参画してい

るが、その時点では日ソ両国は中立状態にあつたためこの宣言に参加していないということに着目し、しばらくは意思表示をせず、ソ連に対しこの宣言とソ連との関係を確かめつつ、ソ連を仲介とする米ソ華三国との折衝を行なうべきである、として、天皇に奏上し、同日午前緊急に開かれた最高戦争指導会議構成員会議、午後開かれた臨時閣議でもこれを主張した。

これに対し、最高戦争指導会議では、阿南陸軍大臣、ならびに豊田軍令部総長など軍統帥部が「宣言」は断固これを拒否し徹底抗戦を行なうべき「大号令」を発せられるべきである、と強く主張したが、鈴木首相、東郷外相がこれに反論して、ようやく外相の意見に一致した。閣議でも、外相の意見が承認されたが、新聞発表については論議があり、結局、新聞に対してはノーコメントのニュースとし、かつ大きく扱わないようにという指示を行なうことを決定した。⁽²⁾

しかし翌二八日の新聞記事には、日本政府はこれを「黙殺」すると報道したのもあった。しかも、同日宮中で開かれた情報交換会議(東郷外相は他用のため不参加)において軍部、とくに統帥部から、軍の士気に関するので、政府としてこれを無視する旨を正式に発表せよ、という強硬な意見が出され、鈴木首相はこれに押されて、同日の記者会見での質問に対して、「共同声明はカイロ会談の焼直しである。政府としては何ら重大な価値あるとは考えない。ただ黙殺するだけである。われわれは戦争完遂にあくまでも邁進するのみである」と応答し、これが七月三〇日の各紙に一齐に報道されたのである。これについては鈴木首相は、戦後みずから、この応答は「不承不承した」のだが、「この一言はのちのちにいたるまで、余の誠に遺憾と思う点⁽³⁾」と回顧している。この「黙殺」はアメリカでは ignore または reject などと報道されて、国際的には「拒否」と解され、アメリカの原爆投下、ソ連参戦のそれぞれの理由のひとつとされたのである。⁽⁴⁾

この首相談話に対して、東郷外相は閣議決定違反として抗議したが、談話は取り消されなかった。なお、この際「黙殺談話」が出るに当たっては、陸軍のみではなく、海軍の軍令部次長大西滝次郎中将(神風特攻隊の発案者、敗戦後自決)がとくに強硬な申入れを行なったが、鈴木「黙殺談話」に対して米内海相は比較的楽観的であったという。⁽⁵⁾

いっぽう、「黙殺談話」の報道された八月一日、在スイス加瀬俊一公使から外務大臣あてに「ポツダム宣言に関する観察」と題する電報が到着したが、同公使はこの電報のなかで、同公使が、日本を対象としたポツダム宣言を連合国の対独政策と比較し、皇帝(天皇)と国体について触れていないこと、日本の主権を認めていること、日本の固有の国土を認めていること、軍隊の武装解除後の平和的生産的生活を認めていること、平和産業の保持、原料入手、世界通商参加を容認していること等において、完全に敗北し、連合国が分割占領し、主権が認められず直接軍政の行なわれるドイツの場合とは顕著に相違することを指摘したが、八月五日着電で、在ソ連佐藤大使からも、外務大臣あてで日本政府は一日も速やかにポツダム宣言を受諾すべきである旨の意見具申があつた。⁽⁶⁾

なお外務省事務当局は、ポツダム宣言の全般にわたる逐条的検討の報告書(下田武三条約局第一課長起案)を作成した。

他方、日本国内では、軍部、とくに陸軍と海軍統帥部はポツダム宣言拒否、すなわち「黙殺」支持に固まっていたのに対し、鈴木首相のポツダム宣言「黙殺談話」の発表が政界、財界の「和平」期待派を失望させ、かえってそれまで銃剣をおそれてひっそりしていたかれらを刺激したのである。このため、木戸内府等に対し個人的に、また隠密ではあるが、「和平」を進言する者も多くなったのである。とくに、八月三日、内閣顧問(衆議院、貴族院の長老議員、外交界の長老、財界人、言論界代表等一名)が全員一致の意見として、下村宏(海南) 国務相(情報局総裁)に対し、ポツダム宣言を受諾することが日本の採るべき態度である旨を閣議に伝えるべき旨を申し入れた。このような動きに対し、鈴

木首相は、ポツダム宣言を相手側の最後通牒とは解さず、なおまだ対ソ交渉に望みを託し、「黙殺」の方針を変えようとはしなかった。⁽⁷⁾

しかしながら、天皇、木戸内府、米内海相あるいは近衛の間では既定の線で「戦争終結」の線が固まりつつあった。とはいえ、この段階では前記のような海軍部内における高木少将の「時局収拾策」のような検討はあったにせよ、「和平派」といっても「ポツダム宣言受諾」、すなわち降伏後の連合国による占領とその体制・政策についての見通し、あるいは認識はほとんどなかったといえよう。ただ「国体護持」がいわば「条件」であったのであって、かれらの「和平」は形容矛盾ながら無条件降伏を受け入れるにしても、それは、いわば有條件的無条件降伏の道であったのである。そして、この点は、敗戦、占領、さらに戦後の歴史全般にわたって重要な意味をもったのである。すなわち、和平を推進した最上層部はポツダム宣言には、天皇の地位についてと日本の君主制についての言及がないことに望みを託したのである。さればこそ、戦争終結もポツダム宣言の「受諾」というかたちでの「和平」「戦争終結」が行なわれ、いわゆる「終戦の詔勅」もそのようなかたちになっていたのである。そして公には「敗戦」ではなく「終戦」の語が用いられたのである。

二 アメリカの原子爆弾投下とソ連の参戦

このように、宮中・重臣・海軍和平派の間の「和平」工作が本格的に開始されながらも、これに対して、軍統帥部を中心とした、ポツダム宣言受諾による和平には反対し、和平を選ぶにしてもアメリカ軍の本土上陸作戦に打撃を与えたのちに有利な条件で戦争終結を図るべきであるという強い主張、そして鈴木総理の真意がポツダム宣言に関する

「黙殺談話」以来ふたたび不明確になったという諸条件が交叉して、荏苒日を送りながら、アメリカ軍の広島に対する原子爆弾投下が行なわれたのである。

八月七日朝(日本時間)、トルーマン・アメリカ大統領が原爆投下の声明(日本が無条件降伏に応じないならばさらにこれを別の都市に投下するということをもふくめた内容のもの)を発表、日本の軍部も調査の結果広島に投下された強力な新爆弾が原子爆弾であることを確認したが、これを「新型爆弾」とのみ発表し、陸軍の強い主張により日本政府は、新聞がトルーマン声明を小さく報道することは許しはしたが、公にはついに敗戦にいたるまで長崎の場合をふくめて「原子爆弾」という表現は一切用いなかった⁽⁸⁾のである。

しかしながら、アメリカの原爆投下はソ連の回答を鶴首して待っていた日本の最高首脳部に大きな衝撃を与えた。原爆投下翌々日の八月八日、東郷外相は、鈴木首相と協議のうえ、天皇に対し、「最早ポツダム宣言を受諾するより他なしと思う」旨内奏した。この時のことについて、「陛下は、これを聞きし召されて、原爆のような新兵器の出現を見た以上、戦争継続は不可能である。速やかに終戦措置を講ずるようにせよ、なお、その旨を首相に伝えよと仰せになった」と記録されている。⁽⁹⁾

しかしながら、陸軍統帥部は全軍に対し「この爆弾は恐るべきものではなく、我が方に対策がある」という主旨の通達を⁽¹⁰⁾発した。東郷外相の内奏後、鈴木首相は直ちに最高戦争指導会議の召集を決意したが、これは構成員の都合によって延期された。

そして、八月九日、ソ連の対日宣戦と長崎に対する原爆投下の日を迎えたのである。日本の最高首脳部が「和平」派、「本土決戦」派を通じて「神頼み」として期待していたソ連に対する居中調停依頼への回答は、ソ連の対日参戦⁽¹¹⁾宣戦布告と中国東北地方(満州)への進撃だったのである。

- (1) 高木前掲書、一二四ページ。
- (2) この前後の経緯については主として、外務省前掲書、下巻、五〇一―五〇二ページ等による。
- (3) 『鈴木貫太郎伝』、三六七―三六九ページ。
- (4) 外務省前掲書、下巻、五〇三ページ。しかし、この鈴木談話をアメリカの原爆投下、ソ連の対日参戦の理由とされたことについては、日本国内で反論が多い。
- (5) 高木前掲書、一二六―一二七ページ。なお、高木元少将は右の個所で「当時の海軍の長老たちの共通した国内、国際政治に対する感覚の欠乏は、世人の予想以上であった」と回顧している。
- (6) 外務省前掲書、五二四―五二七ページ。
- (7) 服部前掲書、九二〇―九二二ページ。
- (8) 服部前掲書、九二二ページおよび高木前掲書、一二九―一三二ページ。
- (9) 外務省前掲書、下巻、五三五―五三六ページ。
- (10) 林三郎『太平洋戦争陸戦概史』、二六三ページ。

第三節 ポツダム宣言の受諾と戦争の終結

一 第一回「聖断」と連合国に対する条件つき受諾回答

広島、長崎への原爆投下に加えてのソ連の対日宣戦は、日本の最高首脳部に決定的衝撃を与え、とくに近衛公も米内海軍大臣も共に、「言葉は適當ではないかも知れぬが、陸軍などの徹底抗戦派を抑えるにはある意味では天佑である」という主旨の言葉をもらしたというが、⁽¹⁾それまで、戦後にいたっても海軍「和平」派から態度あいまいと指摘されている鈴木首相も、九日のソ連参戦直後、迫水久常内閣書記官長に対し、「いよいよ来るものが来ましたね」と冷静に語り、また東郷外相に対し、「この内閣で結末をつけることにしましょう」と方針を示した。首相は参内した際、木戸内大臣から「聖慮」(木戸内大臣に対する戦争の收拾につき急速に研究決定の要があるので首相と充分懇談せよという「仰せ」)を伝達された。⁽²⁾

なお、これに先立って同日、東郷外相は鈴木首相と会談後米内海相と会見、急速に戦争の終結を決定することについて賛成を得た。

ソ連が参戦した八月九日、前述のように東郷外相の進言を受け、また木戸内大臣から「聖慮」を伝えられた鈴木首相は、最高戦争指導会議の召集の手续をとり、同日午前一時近くから最高戦争指導会議構成員会議(六巨頭会議)が宮中で開かれた。この会議で鈴木首相はみずから「ポツダム宣言受諾」を提案したが、「国体護持のみを条件」とし

て受諾を支持する東郷外相と、「国体護持」のほか、保障占領を避け象徴的占領にとどめること、武装解除を自主的に行なうことと戦犯処理も自主的に行なうこと、の三条件を加えた四条件の可能性も再交渉せよ、という阿南陸相・梅津参謀総長・豊田軍令部総長とが対立したが、首相・海相が外相に対する援護発言をしなかったため、東郷外相は孤立し、ポツダム宣言受諾の方向では一応一致したものの最終結論は出ず、臨時閣議のためいったん中断した。⁽³⁾

臨時閣議では、東郷外相がソ連を仲介とする「和平」工作の経過、ソ連参戦と原爆投下後の国際情勢について説明したが、阿南陸相は徹底抗戦論を主張した。米内海相は、軍需生産、食糧、輸送等の見とおしについて関係大臣に質したのに対し、豊田貞次郎軍需、石黒忠篤農商、小日向直登運輸各大臣から悲観的な報告があったが、ポツダム宣言受諾についての結論は出ず休憩に入った。しかし、この閣議は「和平」を議題にした最初の閣議であった。

再開後の閣議では、鈴木首相から、最高戦争指導会議で、ポツダム宣言受諾にはほぼ一致した旨の発言があり、ついで東郷外相から、「皇室の存続を唯一の条件として受諾すべきこと」を主張したのに対し、阿南陸相から「四条件（前記のもの——引用者）を堅持すべきである」との発言があった。結局、東郷外務大臣の意見には、米内海軍、石黒農商、豊田軍需、小日向運輸、太田耕造文部、左近司国務（予備役海軍中將）の各大臣が賛成し、松阪広政司法（検察出身）、安井藤次国務（予備役陸軍中將）の両大臣は阿南陸軍大臣を支持、態度不明者五名、ということの下村国務大臣が妥協を図ったが、閣議は深更にいたっても結論を出せず再度の休憩に入った。なお、太田文部大臣の内閣総辞職意見は総理が強くこれをしりぞけた。⁽⁴⁾

ついで、夜半近くから最高戦争指導会議がとくに勅許により平沼枢密院議長も参列を認められた「御前会議」として開催された（構成員のほか内閣書記官長、陸海軍両省軍務局長、内閣総合計画局長官が列席）。

この会議では、冒頭鈴木総理みずから朗読して「客月二六日付三国共同宣言に挙げられたる条件中には天皇の国法上の地位を変更する要求を包含し居らざることの諒解の下に日本政府は之を受諾す」という提案（東郷外務大臣が作成したもの）を行なった。ついで東郷外相は、「皇室の護持」のみを条件としてポツダム宣言を受諾すべきであると総理提案をふえんし、米内海軍大臣がこれに賛意を表した。

これに対して、陸軍大臣、参謀総長は前記の四条件の堅持を強く主張、平沼枢密院議長は、「聖断」により決すべき旨の発言を行なったが、豊田軍令部総長は、陸軍大臣、参謀総長に賛意を表した。平沼枢密院議長は、外務大臣が「天皇の国法上の地位を変更するの要求を包含し居らざることの了解の下に」となっていたのを「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざるとの諒解の下に」と修正を要求し、それが容れられたとして賛成した。これで、首相を除いて賛否三対三となったが、鈴木首相はみずから意見を述べて決をとることをせず、「聖断を仰ぐ」ことを願い出た。そして一〇日午前二時三〇分、東郷外務大臣案に基づく「ポツダム宣言受諾」の「聖断」が下ったのである。⁽⁵⁾

この「聖断」の事前準備に当たった人物としては、多数決によらず「聖断」によって事を決すべきであると鈴木首相に強く進言した米内海相、左近司国務相、迫水書記官長のほか、木戸内府に、「四条件を外し、国体護持のみの条件でポツダム宣言受諾のほかないこと」を進言した近衛文麿公、高松宮宣仁親王、重光葵元外務大臣、松平康昌内大臣秘書官長、高木惣吉海軍少将（海軍省出仕）、松谷誠陸軍大佐（陸軍派遣の鈴木首相秘書官）、加瀬俊一外務省書記官などの名が挙げられている。⁽⁶⁾

なお、米内海相は左近司国務相の意見に基づいて、鈴木首相に対し「聖断」によることを「耳打ち」で進言し、鈴木首相がこれに賛成して「聖断」の運びになったといわれている。また、「聖断」のあった直後、米内海相は左近司国務相に対し、「決をとらず、聖断によって安心した」旨をもらしたという。⁽⁷⁾

このようにして、「聖断」によって決定した八月九、一〇日の最高戦争指導会議の結果は、これに引き続いて再開された臨時閣議に報告されたが、「聖断」によるものだけに異議なく承認され、平沼枢密院議長の修正案に基づく「国体問題に関する諒解つき」で「ポツダム宣言を受諾」するという閣議決定がなされ、全閣僚が署名し、ここに降伏による戦争終結の方針が確認されたわけである。また、つづいて宮中で重臣の「御召会議」が開かれたが、その直前、鈴木首相、東郷外相から重臣に対するポツダム宣言受諾にいたる経緯について説明が行なわれた。

以上に基づいて、八月一〇日午前六時四五分、東郷外相から、在スイス加瀬公使にはアメリカ・中国両国政府に、在スウェーデン岡本公使にはイギリス・ソ連両国政府に対し、それぞれ任地国政府を通じて「帝国政府は共同宣言は天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解の下に受諾す」、すなわち「国体問題」に関する条件つきで日本政府がポツダム宣言を受諾する旨を、伝達する手続をとるよう緊急打電され、両公使はこの指令に基づいて直ちに所要の申入れを行なった。⁽⁸⁾そして、松本俊一外務次官の判断によって、一〇日朝の海外向ラジオ放送により、全世界に向かって日本のポツダム宣言受諾が伝えられ、トルーマン大統領も、公式電報に先立って、この放送によって日本の降伏を知ったという。⁽⁹⁾しかしながら、ポツダム宣言受諾は日本国内に対しては厳秘に付され、八月一〇日夕刻発表された下村情報局総裁談のなかでわずかに「……今や真に最悪の事態に立ち至ったことも認めざるをえない。正しく国体を護持し民族の名誉を保持せんとする最後の一线を守るため政府はもとより最善の努力をなしつつあるが、……」と事情を知る者のみが理解しうる示唆を行なったにすぎない。⁽¹⁰⁾

ところが、下村談話とほぼ同時刻に、「全軍將兵に告ぐ、……断乎神州護持の聖戦を戦ひ抜かんのみ。……全国將兵宜しく一人を余さず楠公精神を具現すべし、而して又時宗の闘魂を再現して驍敵撃滅に驀直進前すべし」という、アメリカ軍の本土上陸の場合に全員の玉砕を命じる阿南陸軍大臣の全陸軍に対する訓辞、いわゆる「陸軍大臣布告」

が出され、これは各新聞社にも配布された。⁽¹¹⁾そして同日夕刻のラジオ・ニュースでは、両者が同時に放送されたのである(共に一一日の各紙に掲載)。これは内閣情報局に出向していた親泊朝省陸軍大佐(ミズーリ号上の降伏調印式当日自決)らによって強行されたもの(阿南陸相も承認)であるが、政府と陸軍の矛盾した二つの発表が同時刻に発表されたことは、内外に対し、両者に深刻な対立があるのではないか、あるいは陸軍がクーデタを行なっても「本土決戦」を強行するのではないかという疑心暗鬼の念を生じさせた。なお、大本営海軍部は、一一日正午、海軍大臣、軍令部総長連名で全司令官に対し、「帝国政府は昨十日以来国体護持を条件として外交交渉を実施しつつあり、……苟も不規逸脱の行動に陥り国策の大本に背反するが如きことなきよう厳に注意指導すべし」という内容をふくむ訓電を発した。⁽¹²⁾

二 連合国の回答の到着

八月一二日午前〇時一五分頃から、外務省、陸海軍省、同盟通信社(現共同通信社)は、それぞれ日本の申入れ(条件つき回答)に対する連合国(米・英・ソ・中の四国)の回答に関する放送を受信したが、正式回答は一二日夕刻到着した。連合国側の回答は、日本の「天皇の国家統治の大権」に関する申入れについては、第一項で「降伏の時より日本政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為其の必要と認むる措置を執る連合軍最高司令官の制限の下に置かるるものとす」とし、第四項で「最終的の日本国の政府の形態はポツダム宣言に遵ひ日本国民の自由に表明する意思により決定せらるべきものとす」(当時の外務省公訳)と述べられていた。⁽¹³⁾

ポツダム宣言発表前後の経緯、連合国の前記回答文作成の経過については、本財政史第三卷(第一章)において詳しく述べられているので、ここではそれとの重複を避けて立ち入らないこととするが、アメリカ側は、この回答におい

て日本の天皇の地位についての保障要求に対しては直接には答えなかった。しかし、暗黙のうちにこれを認めたものとされている。

アメリカの国内においても、日本降伏後における「天皇」の問題については、異なった見解があり、当時の段階においては、国の政策としても未確定であったが、はからずも、アメリカの原爆投下、ソ連の参戦という時点、そして「本土決戦」を前にポツダム宣言に基づいて日本が降伏するか否かという決定的瞬間において、アメリカは日本の「天皇」の問題についてのアメリカの公式態度をほかならぬ日本に対し表明せざるをえなくなったのである。日本の国体問題の条件つきポツダム宣言受諾申入れをうけたトルーマン大統領は、対日回答について、バーンズ國務長官、スチムソン陸軍長官、フォレストアル海軍長官、リーヒ顧問(海軍元帥)らを緊急召集し、協議を行なったが、結局、武装解除を確実にこなうためにも日本側の天皇問題に関する申入れを受け入れるべきである、というスチムソン長官の主張を基礎としてバーンズ長官(本人は対日譲歩に反対であった)が起案した、ポツダム宣言とも矛盾しなかつた形で、日本の要請を事実上認める回答文が、大統領、他の閣僚の賛成と大統領の承認をえたが、さらに、英・ソ・中三国の同意をもえて、在ワシントン・スイス代理公使を通じて日本に通告されたのである。ソ連は、天皇問題についての部分については当初賛成ではなかったが、アメリカの強い説得によって賛成したといわれている。そして、スチムソン長官は、この回答によって、日本の天皇制の存続は「暗黙裡に implicit」認められたと感じ、國務省の「日本派」も、日本の天皇制の存続を認めない「中国派」等の対日強硬派に勝利を獲得したわけである。とくに、戦前から日本の上層部に知己が多く、最も「日本派」的であったグルー國務次官(元駐日大使)は、かねてから孤立状態にありながら、「天皇に責任はない」として天皇制の廃止に絶対反対を主張していただけに、安堵と勝利感を味わったものといわれる。この回答が「巧な文書」と評されるゆえんである。⁽¹⁴⁾ただ、アメリカが日本の「天皇」「天皇制」「皇室制度」をどの

ように理解していたかは別の問題である。この点は当時の日本の政府、軍部、政治家とはいちじるしく異なるものがあり、これが占領開始後の憲法問題で顕在化する。

このように、まだ確定的ではなかったが、「国体護持」(その内容については、いま述べたように、とくにアメリカ側と日本の当時の指導部との間では認識が非常に異なっていたが)、日米間の接触の第一段階において天皇の存在が事実上認められることは、天皇の戦争責任問題とともに、日本降伏後、そして占領下における事態の展開、そして今日にいたるまでの日本の歴史に決定的な影響を与えたといつてよい。

ところで、とりあえずアメリカのラジオ放送で連合国からの回答を知った外務省は、その解釈と翻訳に腐心した。連合国の回答訳文次第では、「和平」反対派ないし強硬な国体護持派、軍部を刺激するおそれが十分にあって、強硬派、軍部にも受け入れやすい訳文とすることとし、「the authority of the Emperor and the Japanese government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander of the Allied Powers」の *subject to* の部分は、「従属する」等とは訳さず、あえて「連合軍最高司令官の制限下に置かるゝものとす」と「意訳」し、また「The ultimate form of government of Japan shall, in accordance with the Potsdam Declaration, be established by the freely expressed will of Japanese people」の *ultimate form of government* の個所は、天皇の下における政府の形態であるような印象を与えるように、「最終的の日本国の政府の形態」という訳をつけたのである。⁽¹⁵⁾

三 連合国回答と「国体問題」

連合国の回答を受けて、日本政府部内、とくに、「和平」派にも逡巡の気持が走ったが、不満足ではあるが、これで戦争終結をはかるべきである、とした松本俊一外務次官の進言によって、東郷外相、迫水書記官長も受入れを決意した。大臣、次官以下外務省首脳部のなかでは、「日本国の政府の形態は、日本国民の自由なる意思により決定される」とあるのだから、連合国による天皇制問題に対する圧迫、干渉はないという考え方が強かったのである。⁽¹⁶⁾そして、鈴木首相も、この時点では東郷外相、迫水書記官長の意見の影響を受け、それまでとは異なって迅速に受諾を決意したのである。⁽¹⁷⁾

そして、一二日午前、東郷外相は鈴木首相を訪問して連合国の回答を受諾すべき旨の賛意を得て天皇に報告、天皇からも「速かに受諾せよ、総理にもこれを伝えよ」との指示があり、首相に対し右経過が報告された。⁽¹⁸⁾

しかしながら、平沼枢密院議長、阿南陸相から鈴木首相に対し（陸相は内大臣に対しても）、国体論の立場から、第一項、第二項に反対である旨の申入れがあった。その直前、阿南陸相は陸軍省中堅将校からも連合国の回答拒否を訴えられている。また以上に先立って、同日早朝、陸海軍統帥部を代表して梅津参謀総長、豊田軍令部総長は天皇に対し、連合国側の回答について独自の訳文（前述の“subject to”を「従属する」と訳した）に基づき、「敵国の意図が名実共に無条件降伏を要求し特に国体の基本たる天皇の尊厳を冒瀆しあるは明か」とし、「断乎として峻拒すべきものと上奏したが、天皇から、「公式返電のない前に訳語のことなどで過早に是非を論じることが慎むべきではないか」とたしなめられたという。また、この上奏を知った米内海相は豊田総長、大西次長の両統帥首脳に激怒、難詰した。⁽¹⁹⁾

しかし陸軍では大臣、参謀総長連名で全司令官に対し、アメリカの回答は「国体護持の真意に反す」るので「断乎一蹴し一意継戦あるのみ」という訓電を発した。⁽²⁰⁾

同日午後開かれた閣僚懇談会でも、阿南陸相は国体問題が不安だから再照会すべきであり、再照会に当たってはまた武装解除、保障占領の問題も付加すべきである旨を主張し、東郷外相と鋭く対立したが、安倍（源基）内相、松阪法相という内務、検察出身閣僚も再照会論を唱えた。東郷外相は、これでは前日の「御前会議」の決定に反するとして強く反論したが、鈴木首相は動揺し、前述のように回答到着直後はいち早く受諾を決意したにもかかわらず、ここにいたって、この回答文では国体護持が確認されないし、武装解除も全く先方の思うままにされるのは軍人として忍びがたいとして、「再照会」を行ない、連合国が当方の要請を受けられないならば継戦もやむをえない、と発言した。これによって受諾し即時和平派の東郷・米内両大臣は窮地に立ったが、外務大臣の懸命の誘導により、結論は翌日に持ち越された。⁽²¹⁾高木元少将は「鈴木首相は」阿南陸相と同様、花々しい一戦に連合軍を撃破して、その後には和平の好機が生まれると単純に思いこまれた気がする」と述懐している。⁽²²⁾

閣僚懇談会散会后、東郷外相は木戸内府を訪ねて、内大臣からの総理説得を依頼し、夕刻内大臣・総理大臣会見が行なわれたが、木戸内府は鈴木首相に、「陛下の思召として外務大臣の意見通り進むを可とする」旨述べたので、鈴木首相は「思召」ときいて即刻連合国の回答受諾に賛成を表した。これは直ちに外相あて連絡され、事態は三転したのである。⁽²³⁾

いっぽう、八月一二日午後三時から宮中において皇族会議が開かれたが、天皇は「和平」にいたる経緯を説明して各皇族の協力を求められ、これに対して最年長の梨本宮守正王から「一致協力して陛下をお助け申し上げる」旨の「奉答」があった。皇族としては、高松宮、東久邇宮の和平工作があったが、三笠宮も陸士同期生の継戦説得をしり

ぞけ、かつ、一二日夜「天皇にご翻意をお願いしていただきたい」との要請を行なった阿南陸相は、三笠宮から「陸軍は満州事変以来大御心に副わない行動ばかりしてきた」という強い叱責を受けたといわれている。⁽²⁴⁾

八月一二日夕刻、加瀬在スイス公使から連合国の回答の正文が外務大臣あて到着したが、八月一三日払暁、岡本在スウェーデン公使から外務大臣あて、「対日回答作成の経緯に關し天皇制問題についてはソ連の反対をおさえ切ってアメリカは実質的な日本側の条件を是認した」という新聞報道を伝える緊急電信があり、これは直ちに内府、首相に伝えられたが、松本外務次官は、とくに直接鈴木首相と面会し、これを説明して連合国回答の受諾を進言した。⁽²⁵⁾

これに対して、阿南陸相は早朝木戸内府を訪ねて、連合国の回答（とくに第四項）は認められない旨申し入れたが、内府は陸相に対し、「陛下の御決心は深き御考慮の上なされたものと拝察する」と答えた。⁽²⁶⁾

四 八月一三日の最高戦争指導会議と臨時閣議

そして、八月一三日早朝から首相官邸で、最高戦争指導会議構成員会議（六巨頭会議）が開かれた。この会議には村瀬直養法制局長官も列席し、連合国の回答は、法律的にいつて日本側の天皇問題に關する要請からみても差支えない旨説明した。これに対して阿南陸相は、彼が尊敬していた「皇国史観」史学の中心的存在であった平泉澄博士（当時東大国史学科教授）の「これでは国体が危うい」という意見を紹介して、連合国の回答を拒否して再照会を行なうべきことを主張した。⁽²⁷⁾

会議は、参謀総長、軍令部総長に対し「お召」があったため中断されたが、両総長に対しては天皇から、「連合国からの正式回答があったので、外交交渉中は航空進攻作戦は手控えるのがよくはないか」という主旨の「示唆をふく

むご下問」があり、両総長は「主導的な作戦は中止しております」と「奉答」した。⁽²⁸⁾

再開後の会議では、回答受諾の立場に立つ首・外・海相と「再照会」を主張する陸相・陸海軍両総長との対立激論が続ぎ、午後になって東郷外相が「参内」のため、ひとまず散会した。

「参内」した東郷外相に対しては、「外務大臣の主張どおりでよろしいから、総理にもその旨を伝えよ」という「御沙汰」があった。⁽²⁹⁾

そのあと、夕刻近くから臨時閣議が開かれ、鈴木首相から全閣僚の意見が確かめられたが、この場合も、陸・内・法を除く他の全閣僚は外務大臣の連合国回答即時受諾論を支持したが、安倍内務、松阪司法の両大臣はこのときも連合国の回答は「国体」に反するものとして受諾に反対する論議を展開した。これに対して、首相、外相が「大御心」を強調したため、松阪法相は「聖断には背かない」、安倍内相は「総理に一任したい」と発言したが、阿南陸相は、武装解除、保障占領の問題をふくめての「再交渉」を強く主張した。

各閣僚の意見表明後、鈴木首相は、「最後に」と前置きしたのち、「先方の回答を再三再四読んだところ、實質において天皇につき変更するものではない。……結局国体護持が問題であるが、大御心は和平停戦せよということである。もしこのまま戦えば背水の陣を張っても原子爆弾ができた今日、あまりにも手おくれで、国体護持は絶対できない。臣下の忠誠を致すことからいえば戦い抜くことも考えられるが、自分達の気持だけ満足できても日本の国はどうなるか危険千万である。かかる危険をも御承知で聖断を下されれば、その下に御奉公するはかなしと信ずる。閣議の有りのままを申し上げて御聖断を仰ぐ所存である」という主旨の発言を行なった。

鈴木首相のこのような発言にもかかわらず、阿南陸相は、「今余力あるうちに再交渉すべきである」と繰り返し、安倍内相、松阪法相、安井国務相もこれに和したが、外相からは「条件」の問題とは切り離して機会あるごとに意見

として申し入れることにしたいと答えた。結局、首相のほか一五名中一二名の閣僚が外務大臣の即時受諾案に賛意を表したが、閣議としては一致した結論とならなかった。(閣議は全員一致を原則とする)、鈴木首相の提議により「聖断を仰ぐ」ことになった。⁽³⁰⁾

なお一三日午前、杉山元、畑俊六(以上陸軍)、永野修身の三元帥が「参内」を命じられ、「和戦に関する御下問」があったが、このうち永野元帥は「国力にはなお余力があり、志気も旺盛なので続いて抗戦し上陸した米軍を撃攘すべき」旨「奉答」したことは、後年まで海軍和平派の強い批判を浴びた。また同日深夜、梅津、豊田両総長の東郷外相に対する「再照会」要求、大西軍令部次長の外相に対する決定延期要求、東条元首相の鈴木首相に対する面会要求(これは実現しなかった)等のこともあった。

五 最後の「聖断」と降伏

八月一三日夜から翌一四日にかけて、いよいよ決定的瞬間が迫ってきた。もはや、ポツダム宣言の諾否というかたちでの和平戦争終結についての国家意思の決定を行なうべき時間的余裕は全くなかったのである。現に、アメリカ側の日本が故意に回答をおくらせているという非難を含んだラジオ放送が受信され、また日本の態度決定を督促するが如く、同日アメリカ艦載機が関東・東北地方を銃爆撃したが、アメリカ軍の飛行機はまた、連合国と日本との間の「和平交渉」の状況を暴露、日本の降伏を迫る日本語のビラ(伝單)を東京その他の諸都市(東京の場合は一三日午後五時)に撤布した。国民に対しては厳秘にしていた「和平交渉」が敵側のビラによって明らかにされてしまったわけである。忠良、善良な一般市民の大部分はこれを「敵のデマ」としかとらなかったが、きわめて局部的ではあったにせ

よ、インテリ層など一部の国民の関心をひいた。そしてこのような「和平交渉」の内容が明らかになったことは、国内の徹底抗戦派を刺激した。また上層部にも衝撃を与え、内大臣も翌一四日朝「拝謁」の際これを携行したほどであった。⁽³¹⁾しかし、これは即時受諾派にとっては有利な材料となったことは否めない。その意味では、アメリカ側の意図は成功したといえる。

ところで、一四日早朝参内した鈴木総理と木戸内大臣との協議により、「御前会議」を開催することが決まり、同日午前一〇時五〇分から宮中において、鈴木総理大臣はじめ全閣僚、梅津参謀総長、豊田軍令部総長、平沼枢密院議長による閣僚・最高戦争指導会議構成員の合同「御前会議」(追水久常内閣書記官長、池田純久総合計画局長官、吉積正雄陸軍省・保科善四郎海軍省両軍務局長が列席)が開かれた。

この「御前会議」の経過はあまりにも有名であるので、ここではくり返すことはせず、要約だけしておくことにする。⁽³²⁾

まず、鈴木首相は前日以来の経過についての説明のち、「あらためて連合国回答の無条件受諾に反対する者の意見を親しく御聴取の上、ご聖断を仰ぎたい旨」述べ、ついで指名により、梅津参謀総長、豊田軍令部総長、阿南陸軍大臣の順で、それぞれ、「連合国の回答では国体の護持が危ういので『再照会』すべきである。もし満足な回答がえられなければ、陸海軍はまだ余力があるので死中に活を求めべきである」という旨の意見を述べた。他の出席者はすでに外務大臣のポツダム宣言即時受諾論に賛成であったので発言はせず、そのあと有名な「聖断」が下されたのである。この場合「聖断」の「御詔」のなかに、「世界の現状と国内の事情とを十分検討した結果、これ以上戦争を続けることは無理だと考える」「国体問題についていろいろ疑義があるとのことであるが、私はこの回答文の文意を通じて、先方は相当好意を持っているものと解釈する。先方の態度に一抹の不安があるというのも一応はもっともだ

が、私はそう疑いたくない⁽³³⁾とあること、とくに後の部分は占領後の、連合国、とくにアメリカの政策の展開、憲法改正問題、天皇の戦争責任問題の帰趨等とも関連して非常に重要な意味をもっている。

右の「御前会議」は正午に終了、午後一時から閣議が開かれ、午前中の「御前会議」の結果を再確認、すでに草案ができ、とくに同日午前の「御前会議」の直前に総理大臣、内大臣との間でも打合せ済の詔書（いわゆる「終戦の詔勅」の案文の審議に入った。ここでも阿南陸軍大臣から詔書原案中の「戦局日々ニ我ニ不利ニシテ」という個所について、「日本はまだ負けていない」として反対があり、結局「戦局必スシモ好転セス」と修正して全文を書き改めることになったため⁽³⁴⁾、閣議は予想以上の時間を要し、夜半近くにいたってようやく詔書案を決定、裁可を経て詔書が發布された。これで日本のポツダム宣言受諾というかたちによる日本の降伏に関する憲法上の手続を完了したのである。なお、この詔書中、その末尾において、「朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ」とあるのは、以上述べてきた経緯からきわめて重要な意味があるというべきである。抗戦派をはじめ「国体」に不安感を持つ者に対する配慮であるが、別の面では日本はまさに連合国との間で決定的な論点となっている国体ニ天皇の地位について、天皇の名においてこれらになんの変化のないことを連合国軍の占領を前にして、内外にわたって一方的に宣明したことを意味するのである。

いっぽう、松本俊一外務次官はとくに、詔書の日付と發布を八月一四日付とすることを強く要望し、これが実現した（詔書の發布は八月一四日午後一時⁽³⁵⁾）。これは、翌一五日とすると陸軍のクーデタによる逆転がありうると危惧したからである。現にそのような動向があったことは、周知のように戦後の関係者の諸証言によって明らかとなっている。しかし、阿南陸軍大臣の主張によって国内発表は「玉音放送」とともに翌一五日に延期されたのである。当初の予定では、詔勅の玉音放送は一四日午後七時だったのである。阿南陸軍大臣が、詔書の案文に異議を唱えたり、発表の延

期を主張したのは、部内中堅の青年将校の策謀に乗せられた結果であるといわれている⁽³⁶⁾。

右のように、ポツダム宣言受諾・降伏が正式確定し、詔書が發布されたこと、また、これに伴い、日本政府が連合国に対してとるべき措置の用意のあることは、かねてからの準備に基づいて、詔書發布と同時に東郷外務大臣から加瀬在スイス公使に対し訓電された。また、「御前会議」と「閣議」において阿南陸軍大臣らから出された連合国に対する希望条項も一五日スイス政府を通じて連合国に伝えられた。

この措置については、とくにこれを条件として提示することについては外務省は大臣はじめ事務当局は反対であったが、一四日陸軍省軍務局からの強い要望もあり、終戦を円滑にするためには陸軍の主張もある程度受け入れる必要もあるという安東外務省政務局長の判断により、大臣の承認を得て、陸軍大臣、陸海軍両総長等がかねてから強く要求していた点をふまえて、占領については、「占領を円滑ならしめ、かつ無用の紛糾を避けるごとく配慮ありたく、具体的には占領地点を最少限度にとどめ、東京等を避け、また進駐兵力も象徴的程度にとどめること、武装解除については、天皇陛下のご命令により帝国軍自ら実施すること、等について連合国に申入れるように」という主旨の訓電が、東郷大臣から在スイス加瀬公使あてに発せられたのである⁽³⁷⁾。

以上のような経緯ののち、八月一五日正午「玉音放送」（ポツダム宣言受諾に関する詔書）が行なわれ、これによって、日本のポツダム宣言受諾無条件降伏、すなわち敗戦が一般国民に知らされたわけである⁽³⁸⁾。

また、八月一五日の「玉音放送」の直前、「御前会議」のかたちで枢密院本会議が宮中で開かれた。これは実質的にはすでに決定し、かつその内容は連合国に通告済の「終戦の詔勅」を形式的に審議するためのものであったが、平沼議長「御沙汰書」朗読、鈴木首相、東郷外相の経緯についてのとくに詳細な説明と若干の質疑応答のうち実質的には事後承諾のかたちで原案を可決した⁽³⁹⁾。

これに先立って、政府は八月一四日付をもって鈴木総理名で、「終戦の詔勅」に伴う「内閣告諭」を発表（「玉音放送」の直後、「降伏にいたるまでの経過」とともに放送）したが、政府はこのなかで「今や国民の齊しく嚮ふべき所は国体の護持にあり」と強調している。

いっぽう、鈴木総理は、八月一五日枢密院本会議の前に内閣総辞職を決意し、午後の閣議の席上、これを表明、閣員の辞表をとりまとめ、天皇にこれを呈出した。

後継首班について「御下問」を受けた木戸内大臣は、この超非常事態には従来のような「重臣会議」を召集することなく、自己の責任によって候補者を選定すること、また具体的には皇族内閣が適当と認め、とくにかねてから政治的関心が強く、過去においても内閣首班候補になったことがあり、かつとくに東久邇宮稔彦王が、陸軍大将として陸軍を抑えうるとし、平沼枢密院議長の同意をえて、同宮を後継首班として「奉答」した。なお、木戸内大臣は近衛文麿公を東久邇宮の補佐役の副総理格閣僚として推薦した。

木戸内大臣はすでに一四日、東久邇宮に右のような内意を伝えていた。東久邇宮はその時点では固辞していたが、八月一六日にいたって翻意し受諾を決定したので、同日午前正式に「大命降下」、一七日午前親任式が行なわれ、新内閣が成立したのである（大蔵大臣は津島寿一）。新内閣では、東久邇宮首相が陸軍大臣を兼任、米内海軍大臣は留任、そして東郷外務大臣は留任を辞退したため、後任には重光葵元外務大臣が就任するという事になった。

東久邇宮内閣成立後の経緯は、占領に関連する事項のほか、割愛することとし、占領に関連することについては章を改めて述べることにする。

以上を要するに、アメリカは、本財政史第三巻で詳述され、また本巻でものちにも述べるように、太平洋戦争開戦後あたかもミッドウェイ海戦で日本海軍に大打撃を与え戦局逆転の契機をつかんだわずか半歳後の、一九四二（昭和

一七年）夏、早くも対日占領政策の検討をはじめ、その後、具体的方策、とくに日本降伏後の占領政策が政府部内において体系的に論じられていたのに対し、日本の場合は一九四四（昭和一九）年、マリアナ群島の陥落によってはじめて一握りの人たちによる「和平工作」が、散発的かつ隠密裡にはじめられたのであって、しかも、「カイロ宣言」（一九四三〇昭和一八年）が発表されていたにもかかわらず、「和平」派においてさえ「戦争終結」の考え方があっても、「降伏」に思っていた者は少なく、いわんや、「ポツダム宣言」発表後の時点においても、最上層部の念頭にあったのは「国体護持」、そしてせいぜい軍部がみずからの身に関わる武装解除、戦犯問題のみであって、占領政策、とくに、「ポツダム宣言」のうたっている「民主化」「基本的人権の尊重」などの内容などについての事前の分析などを行なったことはきわめて稀有の例（第二章第一節注参照）であった。⁽⁴⁰⁾

これは、「ミッドウェイ敗戦」以後、日本を降伏に追い込む自信をもち、日本降伏後の占領政策について十分検討しうる余裕をもちえたアメリカと、「緒戦の勝利」から一転して、急速に敗戦への道をたどり、戦争終結——しかも「降伏」というかたちでの——の後について検討しうる余裕のなかった日本との差異でもあったが、日本が戦争終結後についての展望をもちえなかった理由はそれのみではなかったといえる。このことは、日本が太平洋戦争、すなわち対アメリカ、イギリス、オランダ開戦を行なった際、占領地について、軍政と資源確保についてのさし当りたりの計画があっても、体系的、長期的な計画は欠き、いわんや、それが「勝利」であっても、戦争終結ならびに、さらにその後に対する詳細な見とおし、計画等を欠き、とくに戦争収拾の計画はなきにひとしかったことと関連のあることなのである。そしてさらにその根底には、さきにも触れたような、日本の政治・社会構造の問題があるのである。

このようにして、日本の政府と軍は、「国体」問題についての実質的帰趨をふくめて、ほとんど見とおしもなく、無準備のまま連合国の占領を迎えたのである。

- (1) 高木前掲書、一三六ページ。
- (2) 外務省前掲書、下巻、五六一ページ。
- (3) 服部前掲書、九二四―九二五ページ。
- (4) この臨時閣議では、鈴木首相が強くリーダーシップをとり、また米内海軍大臣も阿南陸軍大臣と鋭く対立して、「国体護持」の一条件のみでポツダム宣言を受諾するという外務大臣案を明確にまた強く主張した。この閣議の経過については、外務省前掲書、下巻、五七一―五七二ページ、服部前掲書、九二六―九二七ページ、高木前掲書、一三八―一三九ページ参照。
- (5) この最高戦争指導会議、臨時閣議については、外務省前掲書、下巻、五八六―五八七ページ、服部前掲書、九二七―九三七ページ参照。
- (6) 服部前掲書、九二九ページ。
- (7) 高木前掲書、一四一ページ。
- (8) 外務省前掲書、下巻、六〇一―六〇九ページ。
- (9) 同、六二四ページ。
- (10) 同、六一三―六一四ページ。
- (11) 「陸軍大臣布告」については、服部前掲書、九三二―九三三ページ参照。
- (12) 高木前掲書、一四八ページ。
- (13) 外務省前掲書、下巻、六三〇―六四二ページ。なお、回答全文（外務省訳）は左記のとおりである。
「ポツダム」宣言の条項は之を受諾するも右宣言は天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解を併せ述べたる日本国政府の通報に關し吾等の立場は左の通りなり
降伏の時より天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為其の必要と認むる措置を執る連合軍最高司令官の制限の下に置かるものとす
天皇は日本国政府及日本帝国大本営に対し「ポツダム」宣言の諸条項を実施する為必要なる降伏条項署名の権限を与へ且之を保障することを要請せられ又天皇は一切の日本国陸、海、空軍官憲及び何れの地域に在るを問はず右官憲の指揮下に在る一切の軍隊に対し戦闘行為を終止し、武器を引渡し及降伏条項実施の為最高司令官の要求することあるべき命令を發

することを命ずべきものとす

日本国政府は降伏後直に俘虜及被抑留者を連合国船舶に速かに乗船せしめ得べき安全なる地域に移送すべきものとす
最終的の日本国政府の形態は「ポツダム」宣言に遵ひ日本国民の自由に表明する意思により決定せらるべきものとす
連合国軍隊は「ポツダム」宣言に掲げられたる諸目的が完遂せらる迄日本国内に留まるべし

- (14) アメリカ側の対日回答の経緯については、外務省前掲書、下巻、六三〇―六四七ページおよび本財政史第三卷、一〇四―一〇六ページによるところ大である。

- (15) 外務省前掲書、下巻、六三〇―六四七ページ（連合国の回答の英文は、当時の外務省受電記録文書によっている）。

- (16) 同、六三〇―六三一ページ。
- (17) 服部前掲書、九三三ページ。

- (18) 外務省前掲書、下巻、六四八―六四九ページ。

- (19) 服部前掲書、九三三ページおよび高木前掲書、一五〇―一五一ページ。

- (20) 服部前掲書、九三四ページ。

- (21) 外務省前掲書、下巻、六四九ページ。

- (22) 高木前掲書、一六三ページ。

- (23) 外務省前掲書、下巻、六五〇ページ。

- (24) 同、六六一―六六二ページおよび服部前掲書、九三五ページ。陸軍内部には、東条英機や平泉史学に心酔していた将校も多く、このころ抗戦派として奔走していた陸軍省軍務局内務班長竹下正彦中佐（阿南陸軍大臣の義弟）も「……裕仁の意に背いても歴代天皇の御遺訓に従うことこそ其の忠節と考えた……諫めても天皇の見解を改めていただくという考え方をふくめてこそ其の忠節になると信じ」て行動したという（高木前掲書、一五七―一五八ページ）。

- (25) 外務省前掲書、下巻、六六八ページ。

- (26) 同、六七六ページ。

- (27) 同前。

- (28) 同前。

- (29) 同、六七六―六七七ページ、服部前掲書、九三五―九三六ページ。

- (30) この閣議の経過については、服部前掲書、九三六ページ、外務省前掲書、下巻、六七六―六七七ページ。
- (31) 服部前掲書、九三八ページ。
- (32) この会議の経過については、さしあたり、外務省前掲書、下巻、六九六―七〇九ページ、服部前掲書、九三七―九三九ページ等参照（以下の叙述もこれらによっている）。
- (33) 外務省前掲書、下巻、七〇一―七〇二ページ。
- (34) この詔書の案文作成には、安岡正篤、木原道雄らが助言した。なお、「戦局必スシモ好転セス」の個所は天皇みずから書き入れられたともいわれる（高木前掲書、一七二ページ）。
- (35) 外務省前掲書、六九七ページ。
- (36) 高木前掲書、一七二―一七三ページ。
- (37) 外務省前掲書、七一〇―七一一ページ。
- (38) ポツダム宣言受諾の確定、詔書の日付・発布、連合国への通告はいずれも八月一日であるが、「玉音放送」によって一般国民に知らされた八月一五日が「終戦」「敗戦」の日とされ現在に及んでいる。
- なお、敗戦直後は、公にも新聞・ラジオでも「敗戦」という言葉が使われたが、間もなくこれを避け「終戦」という語が公に、とくに政府機関名として最初に使われたのは、昭和二〇年八月二三日、政府に「終戦処理委員会」が設けられたときであろう（同二六日には「終戦連絡事務局」が設置された）。
- (39) 枢密院の審議については、外務省前掲書、七五五―七六三ページ参照。
- (40) とくに、降伏後の「国体の問題」「天皇の地位」の問題にしても、民主主義の問題にしても、たとい先方が「天皇の地位」に変化のないことを暗黙裡に認めたとしても、それはあくまで抽象的なものであって、具体的にはそれをいかに理解しているかについては、「民主主義」の具体的内容についてととも全く無知に近かったのである。したがって、占領後実施されるであろう非軍事化と政治・経済・社会・教育等各局面における「民主化」の内容については、きわめて一部において極秘裡に行なわれた例外を除いては検討もなく考えも及ばなかったのである。

第三章 連合国の日本占領とその体制

第一節 連合国による日本占領の開始

一 日本軍の降伏、停戦

前章において述べたように、昭和二〇年八月一四日、日本はポツダム宣言の受諾、すなわち、アメリカ、イギリス、ソ連、中国等連合国に対する無条件降伏を国家意思として決定してこれを連合国に通告し、またこれを翌日、「玉音放送」(「終戦の詔勅」)によって国内にも発表した。これによって太平洋戦争、そして第二次世界大戦は終結したが、日本の陸海軍の停戦は明治憲法のいわゆる統帥権の關係(これは多分に軍の恣意的な解釈によるものであるが)で、改めていわゆる奉勅命令(大元帥である天皇の命を奉じての命令)によらなければならなかった。そして、まず、海軍では、八月一五日付をもって豊田軍令部総長(大本営海軍幕僚長兼務)名義をもって、小沢海軍總司令長官に対し「何分ノ命アル迄対米英蘇支積極進攻作戦ハ之ヲ見合ハスベシ」との奉勅命令が下達され、これを承けて小沢長官は麾下各長

官に対し、積極作戦を停止して、自衛反撃作戦のみを行なうよう下令、さらに一六日には軍令部総長名を以って小沢海軍総司令長官、草鹿南東方面艦隊司令長官、大川内南西方面艦隊司令長官に対し自衛を除く戦闘行為停止の奉勅命令が下達された。他方、最後まで徹底抗戦ないし、ポツダム宣言に関する対連合国再照会を主張していた陸軍も、最後の「聖断」の直前の一四日午後、大臣、総長、第一、第二、航空各総軍司令官連名をもって、「皇軍ハ飽迄御聖断ニ従ヒ行動ス」という申合せを行ない、一五日、梅津参謀総長（大本営陸軍幕僚長兼務）は直轄各軍に対し、「大本営ノ企図スル所ハ八月一四日詔書ノ主旨ヲ完遂スルニ在リ」という奉勅命令を發したが、さらに、一六日午後には内地、外地全司令官に対し「即時戦闘行動ヲ停止スベシ」という奉勅命令を下した。⁽¹⁾

右に基づいて、外地をふくむ日本の陸海軍の全部隊・艦隊は停戦し、曲折はあったが、在外部隊もそれぞれの地点において、現地の連合国と停戦協定を結んで連合国軍に降伏し武装解除を受けたのである。

これに先立って、トルーマン・アメリカ大統領は、イギリス、中国、ソ連の同意をえて、ポツダム宣言に基づき、日本に降伏を履行させ、また連合国の対日占領を実施する権限を、南西太平洋方面連合国（軍）総司令官（アメリカの太平洋方面陸軍司令官を兼ねていた）であったダグラス・マッカーサー・アメリカ陸軍元帥に与えることを決め、八月一五日付をもって同元帥を占領連合国（軍）最高司令官 Supreme Commander for the Allied Powers（略称 SCA P、スキヤップ）に任命したが、日本政府も同日のサンフランシスコ放送でこれを知った。そして、一六日（日本時間）には、日本政府、大本営とマニラにあった、連合国（軍）司令部（アメリカ陸軍司令部）との英語による直接の無電連絡が開始されたが、同日、アメリカ本国政府（この場合はスイス政府・在スイス加瀬公使経由）とマッカーサー司令官（この場合は直接マッカーサー元帥から日本の天皇・政府・大本営あて）から、日本軍の即時停戦と、その結果を報告すること、降伏条件受領の使者をマニラの連合軍総司令部に派遣すること等を命令する公電が到着した。⁽³⁾

このような連合国の命令に基づいて、日本の海軍（軍令部総長＝大本営海軍幕僚長）は八月一七日、陸軍（参謀総長＝大本営陸軍幕僚長）は同一八日、海軍は八月二五日午前〇時をもって、陸軍は八月二二日午前〇時をもって、それぞれ一切の武力行使を停止すべき旨の奉勅命令を發したのである。前記の奉勅停戦命令は「止ムヲ得ザル自衛ノ為ノ戦闘行動ハ之ヲ妨ゲズ」という「但シ書」付であったのに対し、この場合は無条件の奉勅停戦命令を發令した。これによって、昭和一六年一二月以来、というより昭和六年九月一八日以来射ち続けられた日本陸海軍の砲声はやみ、日本の軍用機も戦闘のためには一機も飛びえなくなったのである。そして、明治の建軍以来、とくに日清、日露の両戦争を経て、無敵を誇ってきた「皇軍」も、八十数年の歴史をもって崩壊し去ったのである。そして、「生きて虜囚のほずかしめを受けず」を文字どおり鉄則としてきた帝国陸海軍も、南方軍総司令官寺内寿一元帥、シナ派遣軍総司令官岡村寧次大将、関東軍総司令官山田乙三大将、以下多数の將軍、提督をふくむ約三五〇万（陸軍約三一〇万、海軍約四〇万）の在外日本陸海軍將兵がそれぞれの地において降伏し連合国の捕虜となったのである。なお、非戦闘員をふくむ海外からの復員、引揚者総数は約七〇〇万名に達した。

また、日本陸海軍の降伏、復員については紙数の関係もあるので、すべて割愛することとするが、陸海軍の総復員数は前記在外將兵に在内地（本州、北海道、四国、九州）將兵三五〇万（陸軍二四〇万、海軍一三〇万）を加え、総計七二〇万であったことのみを記しておく。⁽⁴⁾

二 連合軍の進駐と降伏文書の調印

連合国軍の命令により、降伏条項受領のため、参謀次長河辺虎四郎陸軍中將を全権委員、岡崎勝男外務省調査局

長、天野正一陸軍少将(参謀本部作戦課長)、横山一郎海軍少将(海軍省出仕、元アメリカ駐在武官)らを随員とし一三名よりなる降伏の軍使が八月一九日早朝海軍機で木更津を出発、途中でアメリカ空軍機に乗り換えて同日夕マニラに到着、サザランド連合軍参謀長に引見され、連合軍進駐地域、連合軍捕虜収容所等に関する諸情報の提出を求められるとともに、進駐に伴う最高司令官の要求文書、降伏調印後公布すべき天皇の布告文、降伏文書および連合国最高司令官陸海軍一般命令第一号を受領(降伏文書、陸海軍命令は降伏文書調印後発表すべきことを指示された。詳しくは後述)したが、また連合軍の日本本土進駐日程の打合せを行ない、二一日帰国した。

そして、八月二八日、連合軍の先遣隊(アメリカ航空部隊一八三名)が厚木海軍航空隊飛行場に空路到着、九月三〇日には、かねてマニラに待機していたマッカーサー元帥が専用機「バターソン号」に搭乗して厚木に着陸、有名な「メルボルンから東京までの道は遠く、かつけわしかった」という言葉を吐きつつ、天皇の上に立って君臨する日本占領の連合国最高司令官として日本の土を初めて踏んだのである。マッカーサー司令官は直ちに暫定的に司令部の置かれた横浜の税関ビルに入ったが、これと前後して連合軍、具体的には第六軍、第八軍を中心としたアメリカ軍の進駐が相次いで行なわれ、ハルゼー提督が率い、イギリス太平洋艦隊所属戦艦をふくむアメリカ第三艦隊の艦艇も相模湾、東京湾に進入し、海軍陸上部隊は横須賀に進駐した。

そして、いよいよ九月二日午前、東京湾(ほぼ神奈川県横須賀と千葉県木更津の中間)に投錨しているアメリカ戦艦「ミズリー号」艦上で降伏文書の調印式が行なわれた。

この調印式に連合国代表として出席した代表は、この式を主宰したダグラス・マッカーサー連合国最高司令官のほか、アメリカ合衆国 シー・ダブルユー・ニミッツ、中華民国(蒋介石政府) 徐永昌、連合王国(イギリス) ブルーフ・フレージャー、ソヴィエト社会主義共和国連邦 イズマ・エヌ・チレヴィヤンコ、オーストラリア連邦 ティ・ユイ

・プレミー、カナダ エル・コスグレーヴ、フランス国 ジャック・ル・クレルリ、オランダ国 シェルフ・ヘルリッヒ、ニュージーランド エス・エム・イシット(以上かっこ内を除いて国名・氏名の表現は当時の日本政府発表による)の九カ国代表であった。ニミッツ、フレージャー、ヘルリッヒが海軍、徐、チレヴィヤンコ、プレミー、クレルリが陸軍と、連合国の代表には対日戦にゆかりの深い軍人で、とくにマッカーサー、ニミッツのように緒戦期においては日本の陸海軍に大きな打撃を受けた将軍、提督が選ばれていた。そしてそれぞれかつてバターソン半島、シンガポールで日本のため屈辱を味わったウェインライト・アメリカ陸軍中将、パーシバル・イギリス陸軍中将の両将軍も調印式に連なって、マッカーサー元帥がサインしたペンを同元帥から記念として贈られた。

これに対して、日本側からは、政府を代表とする全権として重光葵外務大臣、大本営を代表する全権として梅津美次郎陸軍参謀長が参列し、ほかに随員として、宮崎周一陸軍中将(大本営陸軍第一部長)、岡崎勝男終戦連絡中央事務局長官、富岡定俊海軍少将(大本営海軍第一部長)、加瀬俊一内閣情報局第三部長、永井八津次陸軍少将(大本営陸軍参謀)、横山一郎海軍少将(海軍省出仕)、太田三郎終戦連絡中央事務局第三部長、柴勝男海軍大佐(大本営海軍参謀)、杉田一次陸軍大佐(大本営陸軍参謀)が連なった。

調印式の冒頭、マッカーサー元帥は、「……この式典を機会とし、過去の流血の惨事より信頼と寛容と正義を實現する世界の樹立せられることを期待する。これは私の最大の希望で同時にまた人類の希望である。日本軍隊の降伏条項は降伏文書中に明示されているところで、私は連合国最高司令官の資格において、私の代表する諸国の伝統の下に正義と寛容とを以て私の責任を果して、降伏条件が完全迅速、かつ誠実に遵守されるようすべての必要な措置をとる決意であることを声明する」という主旨の声明を読み上げた。このあと、日本全権、マッカーサー最高司令官、各国代表の順で降伏文書に署名調印したのである。

調印式終了後、直ちに日本全権は帰京し、東久邇総理、ついで天皇に復命し、降伏文書、詔書、東久邇宮総理大臣談話、最高司令官から与えられた陸海軍一般命令第一号(後述)が発表された。

- (1) 服部前掲書、九五二―九五三ページ、高木前掲書、一七九―一八〇ページ。以下ポツダム宣言受諾後における陸海軍の停戦、降伏関係については両書に依る。
- (2) ダグラス・マッカーサー(Douglas MacArthur 一八八〇―一九六四)はアメリカ陸軍士官学校長、参謀総長、フィリピン政府最高軍事顧問を経て、在フィリピン・アメリカ極東陸軍司令官となったが、一九四一年、日本軍のフィリピン攻略作戦のためフィリピンを脱出、南西太平洋方面連合軍(軍)総司令官(司令部は当初オーストラリアのメルボルン)に就任、ニミッツ・アメリカ太平洋艦隊司令官らと協力して対日反攻作戦を指揮した(一九四四年元帥に昇格)。日本占領連合軍最高司令官在任中、朝鮮戦争が起こり(一九五〇―昭和二十五年六月)、これに出勤した国際連合軍総司令官を兼務したが、中国東北部爆撃をくわだてたため、一九五一年四月トルーマン大統領に罷免され、離日した。
- (3) 外務省前掲書、下巻、七八三―七九七ページ。以下ポツダム宣言受諾後における対連合軍関係については同書(一部服部、高木前掲書)に依る。
- (4) この数字は服部前掲書(とくに九五五―九五六、一〇〇六―一〇〇七ページ)ほかにより集計。

なお、八月一七日には「汝等軍人克ク朕カ意ヲ体シ鞏固ナル團結ヲ堅持シ出処進退ヲ蔽明ニシ千辛万苦ニ克チ忍ヒ難キヲ忍ヒテ国家永遠ノ礎ヲ遺サムコトヲ期セヨ」と結ぶ「陸海軍人ニ対スル勅語」が発せられた。

また「外地」における停戦と連合軍に対する降伏は陸海軍中央部の最も苦慮し、懸念したところであるが、皇族を派遣して現地で「聖旨」を伝達させることになり、陸軍少将閑院宮春仁王が南方(サイゴン、シンガポール)、陸軍大將朝香宮鳩彦王(南京・北京)と陸軍中佐竹田宮恒憲王(新京||長春)が中国に、それぞれ連合軍総司令部の保護と便宜供与の下に特派された。外地においては「聖断」に反抗する動きは一応なかったが、国内においては一部陸海軍抗戦派の反抗があった。これらはいずれも鎮圧されたが、その過程については、ここでは省略する。

第二節 日本占領政策の形成と対日占領の性格

一 連合国間の対日処理案の合意

連合国による日本占領政策の背景としては、まず、一九四一(昭和一六)年八月一二日、F・ルーズベルト・アメリカ大統領、W・チャーチル・イギリス首相が大西洋上の船上における会談の結果、両首脳が署名、英米共同宣言として発表された「大西洋憲章」⁽¹⁾が挙げられる。この宣言は、まだ日本が太平洋戦争、すなわち、対アメリカ・イギリス・オランダ開戦を行なう前のものであり、敵国名として明示されているのはナチス・ドイツのみであるが、日本はすでに一〇年にわたる中国攻略作戦を進め、しかも日本の武力南進が決定的となり、前記諸国も対日経済制裁を開始し、かつこれを強化しつつあった時点であるから、ドイツ・イタリアと軍事同盟を結び、「枢軸国」の重要な一角であった日本を意識していたことは当然であろう。

そしてこの宣言は、

- (1) 領土の不拡大
- (2) 領土の不変更
- (3) 一切の国民の政体選択の自由と被侵略国の主権尊重と民族自決
- (4) 戦勝国、戦敗国を通じての通商と資源利用の機会均等

- (5) 労働基準、経済的向上等のための国際経済協力
- (6) ナチス・ドイツ崩壊後の人類の恐怖と欠乏からの解放と平和の確立
- (7) 公海の航行自由
- (8) 武力行使の放棄、侵略国の軍備禁止と恒久安全保障制度の確立

という八項目をうたっているが、発表後直ちにソ連もこれに賛成し、一九四一（昭和一六）年一二月、日本が太平洋戦争を開始すると、その翌日、連合国はこの憲章を基礎とした「連合国憲章」を発した。この憲章は「国際連合憲章」（一九四五）昭和二〇年六月二五日、サンフランシスコにおいて開催された国際連合創立総会で調印）の基礎となったという点においても歴史的意義をもっているが、カサブランカ会談（一九四三）昭和一八年一月ルーズベルト・チャーチル英米両首脳がモロッコのカサブランカで会談し、イタリアに対する連合国軍の上陸作戦を協議した）において決定された枢軸国に対する「無条件降伏」の要求もこの憲章の線に沿うものであった。連合国はその後、ケベック会談（クワントラント会議、一九四三年八月ルーズベルト・チャーチル米英両首脳がカナダのケベックに会し、フランス上陸作戦等を協議）、モスクワ三国外相会談（一九四三年一〇月モスクワで米・英・ソ連三国外相が会して、国際連合設立の原則、対独無条件降伏等を議し、中国代表も加わって「四国共同宣言」を発表）、テヘラン会談（一九四三年一一一二月、ルーズベルト・チャーチル・スターリンの米・英・ソの三巨頭がイランのテヘランに会し、米英両国軍のノルマンディ上陸、すなわち「第二戦線」の結成を議し、三国の戦争協力についての共同宣言を発表したが、この会談でスターリンが秘密裡にルーズベルトに対日参戦を約した）を行なったが、テヘラン会談の直前、ルーズベルト・チャーチル・蒋介石の米・英・中の三首脳は、エジプトのカイロで会談し、一二月一日「カイロ宣言」を発表した。ポツダム宣言の基礎となったこの「カイロ宣言」は、三国は日本に対する海陸空の圧力を強化すること、三国が領土的野心を持たないこと、一九一四年の第一次世界大戦開始後、日本が奪取または占

領した太平洋諸島嶼を日本から剝奪すること、日本が中国から奪取した「満州」、台湾、澎湖諸島は中国に返還させること、その他日本が略取した地域から日本を駆逐すること、朝鮮の自由独立化を実現させること、三国は他の交戦国と協力して日本を無条件降伏させるために必要な行動を続行することを明らかにしたものであるが、これも大西洋憲章の原則を具体化した日本処理政策であった。さらにスターリン・ルーズベルト・チャーチルのソ・米・英三首脳は一九四五（昭和二〇）年二月、ソ連クリム半島のヤルタにおいて会談し（ヤルタ会談）、対日問題に関する秘密協定である「ヤルタ協定」（対日戦争終了の翌年の一九四六（昭和二一）年二月一日アメリカ國務省が公表）を取り決めたが、これは、ドイツ降伏の二、三カ月後、ソ連は対日戦に参戦すること、その条件は、南サハラ（南樺太）およびその隣接島嶼のソ連への返還、ソ連の大連港優先利用、ソ連海軍基地としての旅順の租借権回復、東清鉄道・南滿州鉄道のソ連合弁経営等、日露戦争によって日本が獲得した権益の対ソ返還、千島列島のソ連への引渡し、ソ中友好同盟条約の締結等を含むもの（このうち中国に関係のある条項は、ルーズベルト大統領が蒋介石中国主席の同意を得るため努力することとした）であった。

そして、前章においても述べたように、一九四五年七月一七日から、トルーマン（ルーズベルトが同年四月三日死去したためトルーマン副大統領が大統領に昇格）、チャーチル（同年七月二六日行なわれたイギリス本国総選挙の結果労働党が勝利し同二七日アトリーが首相に就任したため途中でアトリーに代替）、スターリンの米・英・ソ三首脳がベルリン郊外ポツダムに会し（「ポツダム会談」、七月一七日―八月二日）、対独、対日処理を議したが同二六日、ルーズベルト・チャーチル・蒋介石の米・英・中三国首脳名で（ソ連はこの時点では対日戦に参戦していなかったので加わらず、のちの同年八月九日対日宣戦とともに参加）日本処理についての「ポツダム宣言」（既出）を発表したのである。この宣言は、

- (1) 三国は日本に戦争終結に関する機会を与える。

- (2) 三国は陸海空兵力を増強して日本に対し最後の打撃を与える態勢を整え、日本が抵抗をやめるまで戦争を遂行する。
- (3) 日本が無用の抵抗をつづけなければナチス・ドイツと同様本土も壊滅するであろう。
- (4) 日本は軍国主義の支配に隷属しつづけるか否かをみずから決すべき時期に到達している。
- (5) 日本が態度を決することはもはや遅延を許さない。
- (6) 日本の無責任な軍国主義者の権力と勢力は永久に除去されなければならない。
- (7) 日本は、平和、安全、正義の新秩序が建設され、戦争遂行能力が破壊されるまで、連合国によって占領される。
- (8) カイロ宣言の諸条項は履行され、日本の領土は、本州・北海道・九州・四国と連合国の指定する諸小島に限られる。
- (9) 日本国軍隊は完全に武装解除され、そのあと兵員は家庭に復帰し平和に生業を営むことができる。
- (10) 捕虜虐待者をふくむ戦争犯罪人は厳重に処罰され、国民の間の民主主義的傾向の復活強化の障害は除去され、言論・宗教・思想の自由と基本的人権の尊重が確立される。
- (11) 日本国は経済の自立と実物賠償を可能ならしめるための産業の保持とその原料の入手を認められるが、軍事工業は禁止される。日本は将来世界貿易への参加が許される。
- (12) 前記諸目的が達成され、日本国民の自由意志によって平和的傾向を有し、かつ責任ある政府が樹立された場合には占領軍は直ちに撤退する。
- (13) 日本国政府が直ちに全軍の無条件降伏を宣言することならびにこれに基づく誠意ある行動をとり、またこれを保障することを要求する。これが迅速に従われなければ、日本には壊滅あるのみである。

という主旨のものであって、まさに峻厳な対日最後通牒を意味するものであるが、ここにはさかのぼって、「大西洋憲章」以来の根本の原則が貫かれているといえよう。⁽²⁾

二 アメリカ国内における対日処理政策の形成

以上は、公の会談、宣言、声明等（そのなかには前記のヤルタ協定のように戦後発表されたような秘密協定や密約もあったが）をあとづけて、連合国全体の対枢軸国、とくに対日政策の推移を概観したのであるが、対日軍事反攻においても、以上の過程において、常に主導権をとり、また、連合国の日本占領においても、名実共に中心をなした（というより、のちにも述べるように実質的にはアメリカの単独占領であった）アメリカにおける日本占領政策の形成こそ実質的にはきわめて重要な問題なのである。この問題は、アメリカの公文書公開の規定によって、日本占領期に関する資料がほぼ一九七〇年代（昭和五〇年代はじめ）までに公開され終ったこともあって、一九七〇年代の終り頃から一九八〇年代にかけて（ほぼ昭和五〇年代）、アメリカ、日本において、この問題の研究が深化しつつあり、とくに本財政史第三巻「アメリカの対日占領政策」においては、これらをふまえて諸経過が詳述されているので、ここにはそれと重複して立ち入ることは一切避けて、概括的に次のことを指摘することにとどめたい。

- (1) アメリカにおいて、戦争終了後の対日処理政策の検討の出発点となったのは、太平洋戦争開戦の直後大統領・国務長官の諮問機関としての、「戦後外交政策諮問委員会」(ACFP)の設置であった。この委員会には、経済再建、経済政策、政治問題、領土問題、安全保障、国家機関の分科会が設けられたが、とくにこの「領土問題分科会」(分科会長はジョンズ・ホプキンス大学長ポーマン)では、早くも枢軸国敗退後の領土再編成などの検討がはじ

められた。

(2) 対日処理政策の本格的検討がはじめられたのは、一九四二(昭和一七)年八月国務省特別調査課(SR、のち政治調査課)に「東アジア班」(主査は東アジアの専門家、のちに極東委員会アメリカ代表となったクラーク大学教授ブレイクスリー、幹事長は日本問題の専門家でコロンビア大学講師のポートン、ほかにコピイル、フィアリー等)が設けられてからで、ここでは、日本敗北後の日本の天皇および天皇制度の問題、日本占領の方式、日本の領土、とくに朝鮮の独立、台湾の中国返還、南サハリン、千島、南洋群島の帰属等の問題などが討議されたが、この頃から、アメリカ国内では、戦後対日処理政策について、日本に対して天皇問題などについて峻厳な政策を主張する「中国派」と、天皇や財閥の問題をふくめて、日本に対して寛大な政策を主張する「日本派」との対立が顕在化した。前者にはラティモア、アンドリュー・ロス、ビンセント、などがおり、後者には前記ブレイクスリー、ポーターマンのほか、いわゆる「知日派」のドーマン(元駐日大使館参事官、戦時中国務省特別補佐官に就任)、グルー(元駐日大使、第二次大戦中国務次官補に就任)などがいた。

(3) 「東アジア班」の討議結果に基づく報告は、前記ACFPFに送付され検討されたが、このうちとくに「日本の戦後処理に適用される基本原則」というブレイクスリーが起草した文書は、天皇問題、軍備撤廃、重工業の制限、賠償、教育改革の諸問題が、また他の個別文書では、農地改革、財閥解体等が取り上げられている。これらはまだ決定的な文書ではないが、日本の降伏後占領政策として行なわれた諸改革の原型が⁽⁴⁾つくり出されていったという意味で注目に値する。

(4) 一九四三(昭和一八)年一〇月になると、国務省に「極東地域委員会」(FEAC)が設置され、対日処理政策の具体的検討が進められるにいたったが、その結果はさらに、国務省に、長官・次官はじめ省最高幹部を構成員とし

て設置された「戦後計画委員会」(PWC)に移され、ここで政治配慮を行なうたうえで、国務省として最終的一見解として決定した。このうち、とくに一九四四(昭和一九)年五月作成された「日本に関する合衆国の戦後目的」はそのまま、後日アメリカの対日占領政策の基本原則として正式に決められた「降伏後における米国の初期の対日方針」(後述、一九四五(昭和二〇)年九月二二日発表)の骨格となるもので、日本占領の目標および時期区分を、

第一期 武装解除、軍事施設の破壊、軍事占領、第二期 軍事査察、経済統制、民主主義思想の普及、文民政府の樹立、第三期 日本の国際社会への復帰とし、さらに領土についてはカイロ宣言と同主旨とな⁽³⁾っている。

(5) 陸軍、海軍でもそれぞれ軍政要員の養成と関連して、対日占領政策の検討を行なったが、この場合、それぞれ大学との連繋、いわば軍学共同の体制をとったことが注目される。また軍政要員養成の際テキストとして使用されたものに「軍政マニュアル」「民政ガイド」「民事ハンドブック」などがあるが、これらは、実際に占領を担当する場合の政策指針となるものまで含まれているので重要な意味をもったものも多い。

(6) 一九四四年一二月には各省次官補クラスを中心とする「国務・陸軍・海軍三省調整委員会」(State-War-Navy Coordinating Committee—略称SWNCC、スウィンク)が設置され、ここで三省の案が調整され、アメリカ政府の正式政策として確定した。なお、この委員会の下部機構として「極東小委員会」(SFE)があったが、具体案はここで作成され、ライシャワー教授は天皇問題の起草ワーキング・グループの責任者であった。

(7) ポツダム宣言発表の直前、そして日本の降伏のさし迫った一九四五(昭和二〇)年四月、陸軍省はSWNCCに⁽⁴⁾対し、対日占領政策の基本方針の作成を要請し、これに基づいて、アメリカの初期対日方針の要綱が作成された。これは、日本の非軍事化、民主化を強調したもので、占領初期の占領軍の諸指令の基礎をなしたものである。

(8) 前記要綱は、必要に応じて財務省等にも送付され、検討された。⁽⁵⁾

- (9) 日本の降伏直前の時点において、グルー(当時國務次官)は、日本無条件降伏早期実現のためには、天皇を利用する必要があることを進言した。
- (10) 一九四五年七月から八月にかけて開かれたポツダム会議においては、日本処理についての米・英・ソ三国の共同基本政策の最終調整が行なわれたが、ここでは、イギリス代表の意見によって連合国の日本占領は、直接統治でなく間接統治であるべきことなどが決定し、前述のように「ポツダム宣言」が採択・発表された。また前章で述べたように、日本政府のポツダム宣言の、とくに天皇の地位に関する解釈についての公式の問合せに対しては、占領期間中、天皇の権能は占領軍最高司令官の制限の下におかれるが、事実上、黙示的に天皇の地位に变化のない主旨の回答が行なわれた。
- (11) また、右の過程において、アメリカ国内においてもSWNCCを中心として、対日初期方針について、対日占領は間接統治方式とすることなどの修正が行なわれた。⁽⁶⁾

以上のような経緯を経て、連合国は日本の占領に臨んだのであるが、日本がポツダム宣言を受諾するというかたちで降伏した時点では、連合国間においてはもちろんのこと、アメリカ国内においても、日本占領政策、とくにその具体的方策については、まだ未確定、不一致の点が多からずであったのである。たとえば、戦争終結の決定的瞬間においてポツダム宣言について天皇の地位に関する日本政府の照会に対し、すでにくり返し述べたように、天皇の地位に变化のないことを事実上認めた回答を行ない、アメリカ政府部内における「日本派」をして、「われらの勝利」と謳歌させたのもこのような問題についてはまだ流動的であった状態のなかで、日本本土上陸作戦に対する日本側の抵抗力を過大評価していたアメリカ軍部が作戦強行による損害の大きさを危惧していたというような状況の下での緊急

避難的な対応であった点があったことも否めない。

このように、占領の主体となったアメリカをふくめて、連合国が必ずしも万全の準備ではなく、いかえれば未確定、不一致の点を残しつつ、日本の占領に臨まざるをえなかったことは、占領開始後の占領改革に数々の影響を与えたのである。

- (1) 以下をふくめて、これら日本の降伏、占領・管理に関連ある文書は、本財政史第一七巻「資料(1)」、同第一八巻「資料(2)」に収められている。また同第二〇巻「英文資料」も参照。
- (2) 以下の叙述については、本財政史第三巻「アメリカの対日占領政策」、竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』、『証言日本占領史—GHQ労働課の群像』、『GHQ』ならびに竹前栄治教授の諸論文に負うところが大きい。ただし、アメリカ側の役職名については倒外的に独自の訳を付した場合がある。
- (3) これらの個所については、とくに本財政史第三巻および竹前栄治『GHQ』参照。
- (4) 注3に同じ。
- (5) この「要綱」の案文は、経済的見地からの意見を求めるため財務省にも回されたが、ドイツ占領政策についても、分割占領、直接統治、重工業制限等の強硬路線(モーゲンソー・プラン)を主張し、対日政策で強硬政策を抱いていたモーゲンソー財務長官もこの段階では介入の余地はなかったといわれている(この個所については、とくに本財政史第三巻、八七一—八八ページ参照)。
- (6) この修正はきわめて重要な意味をもつが、これについては本章第三節において述べる。
- (7) 本財政史第三巻、一〇六ページ。

第三節 連合国の日本占領体制

一 日本占領の特徴

第二次大戦終了とともに、アメリカ、イギリス、フランス、ソ連の四国は戦時中連合国として、軍事的に対決し、かつ結果においては軍事的に屈服させた枢軸国およびそれに追随した国々、すなわち日本、ドイツ、イタリア、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニアを占領した⁽¹⁾。古来、洋の東西を問わず、国内戦争は別として、国際的戦争が行なわれる場合、戦時中、または戦争が終了した場合に、戦勝国が戦敗国の全部または一部を占領した例は多い。これらの占領は、戦争相手国に対する軍事的圧力、相手国の軍事基地等軍事力の破壊、自国の軍事基地の確保、資源の奪取、植民地の確保、奴隷その他相手国国民の労働力化または兵員化人口の確保、戦争過程において相手国またはその植民地を軍事的に支配した場合の治安維持、そして戦争終了(休戦)後の報復、相手国戦争能力の剝奪、講和条件実現のための保障等々のためであるが、第二次大戦後における、連合国の旧枢軸国、すなわち日本・ドイツ占領の場合には以上と共通の面もなくはないが、性格を異にしている点が多い。

それは、さきに挙げた「大西洋憲章」(一九四一—昭和一六年八月)においてすでに示唆されているが、資本主義国であるアメリカ・イギリスの場合と、社会主義国であるソ連の場合との間には決定的に異なる点があるにせよ、いずれの場合にもファシズム支配からの「解放」、すなわち反ファシズム的、民主主義的な体制を回復または樹立し、

民主主義的思想を当該国民に浸透させようとする、あるいは、国民の意識構造を「改造」するという、いわば教育的占領が大きな目的として掲げられた。これらは多分に建前のみであった場合も多いが、第二次大戦前の占領とは根本的に異なる点である。

以上のことを一応前提として連合国の日本占領については次の特徴が挙げられる。

まず第一に、従来の戦時、または戦争終結後に行なわれてきた「占領」にくらべると、連合国の日本占領は、国際法の通常の範囲を超え、相手国の軍隊を無条件降伏させたりえで、権力によって被占領国の政治的・経済的・社会的諸制度の改革を行なったもので、国際法学者があえて「管理」と呼ぶのにふさわしいものであった⁽²⁾。

また、これと関連して、太平洋戦争の終結が、従来のような、まず「休戦」、引きつづいて「講和」(そのなかには領土、賠償の問題もふくまれる)という順序をとらず、日本軍隊の降伏、そして「停戦」、それと同時に、連合国による占領・管理が開始され、非軍事化と政治・経済・社会・教育等諸制度の改革を日本政府に指令するという順序とかがたちをとったことが日本占領の特徴として挙げられる。

これらのことは、さきにもふれたように、太平洋戦争をふくむ第二次世界大戦が、資本主義国間相互の戦争という性格をもつという側面をも有していたとはいえず、社会主義国ソ連をも交えたイデオロギー的対立、政治・社会制度の本質をめぐる戦争、具体的にはファシズム対反ファシズムという戦争の性格をもつという史上類例のない戦争であり、しかも反枢軸国Ⅱ反ファシズム国は、開戦後間もなくから、枢軸国を敗北させたのちは、枢軸国をファシズムと軍国主義から「解放」して、脱軍国主義、民主化の改革を行なうという目的を掲げていたことと関連している。

第三は、連合国の日本占領が、ドイツの場合と異なって直接軍政方式ではなく、間接統治方式をとったということである。要するに、連合国の占領・管理、そして具体的には非軍事化、民主化政策は、日本政府を通じて実施された

のである（ドイツの場合は下部ないし地方行政機関を利用したことはあっても占領軍が直接管理した）。

それは、基本的には、ドイツの場合は、敗戦時には、本土決戦ののち、すでに国土のほとんど全部がすでに連合国によって占領されており、また最後の決定的時点において独裁者であった総統ヒトラーが自殺し、そのあとを襲って連合国に対する無条件降伏を行なったデーニッツ政権の要人もイギリス軍に逮捕され、ドイツ政府が完全に転覆して無政府の状態に陥ったのに対し、日本の場合は、「本土決戦」が行なわれる前に日本軍が無条件降伏し、戦闘の結果による占領である沖縄、硫黄島等は別として、日本のポツダム宣言受諾に伴う連合軍の占領は日本の降伏後の新たな進駐、別の表現をもってすれば合意に基づいて無抵抗のうちに整然として行なわれた「無血占領」であり、政府の継続性も認められたという差異によるものといえよう。

なお、右に関連して注意を要することは、無条件降伏したのは、国際法的には軍隊であって政府ではないが、実質的な無条件降伏を通告したのは個々の軍司令官、艦隊司令長官等ではなく、天皇の名において大本営・政府が行なったこと、無条件降伏は一方的ではあるが、ポツダム宣言受諾というかたちで行なわれた降伏の過程からいって（第二章参照）、連合国は日本軍の兵員の復員、生業復帰等について、一定の保障を与えたのであって、国際法的には降伏文書の調印は国際法上の合意の存した一種の休戦条約であったこと、間接統治といっても、日本の主権、天皇の統治権（新憲法制定前の明治憲法による）は占領軍によって著しい制限の下におかれたこと（すなわち一時的にせよ主権国家・独立国家とは認められなかった）、日本政府の継続性が認められ、かつ間接統治であったこともあって、たといそれが占領軍の指令・指示によるものであっても、諸改革の実施は、国内法的には合法的な継続性をもった立法・手続を経て行なわれたこと、間接統治であっても、占領軍が日本の管理を直接的措置によって行なう行動は常に留保されていたことなどである。⁽³⁾

第四は、日本占領は連合国の占領ではあるが、事実上はアメリカの「単独占領」であったことである。これも、アメリカ、イギリス、フランス、ソ連四国による、いわゆる「分割占領」であったドイツと全く異なることである。⁽⁴⁾ 占領軍部隊には一応他の連合国からの軍隊も招請されたが、實際上占領に加わったのはイギリス連邦軍のみであった（中国・四国地区）。しかし、これもアメリカの太平洋方面陸軍（のち極東軍と改称）司令官を兼ねた連合国最高司令官の指揮に服し、かつアメリカ軍に比すれば兵力もきわめて少ない実戦補助部隊にすぎず、設置されていた地方軍政部にも参画することはなかった。

そして、連合国による占領であり、また後述のように、その占領の実施に関しては、最高司令官の上部に位する連合国の国際機関があり、また占領初期には他の連合国の影響力もあったが、アメリカの影響力が絶対であったことは、占領そのもの、そして占領期から占領終了後、それも現在にいたるまでの日本の進路に決定的な意味をもったのである。すでに第一次世界大戦後資本主義国家群のなかで主導権を掌握し、とくに第二次世界大戦後はそれを不動のものにした、ほかならぬアメリカの単独占領であったので、後述するような、占領政策によって行なわれた「改革」「民主化」にしても、それはあくまでアメリカ的民主主義の原理に立つもの以外ではありえなかったのである。それは、たとい連合国にソ連が加わっており、またアメリカに次ぐ地位にあったイギリスが、当時本国をはじめオーストラリアが労働党政権であったにせよ、また一時期にはこれらの影響力もある程度あった場合もあるが、基本的には社会主義的改革ではありえなかったのである。この点ドイツ占領の場合は、西側占領地区でも労働党政権の下で、イギリスから戦後ドイツ重要産業の「社会化」政策が出された時期のあったことと著しく状況を異にしていた。⁽⁵⁾ さらに時の経過、とくに冷戦の展開によって、対日占領政策は、まさにアメリカの世界政策の一環、しかもその重要な環となっていたのである。以上のことは、日本占領史をみる場合きわめて重要なことである。

第五は、第四と関連して「統一的管理」であったことである。地区ごとにそれぞれの司令官が命令・指示を行なうのではなく、日本全国の占領・管理は連合国最高司令官の統一的管理に基づく統一的管理によって行なわれたのである。

以上のほか、連合国の日本占領の特徴、とくにドイツの場合と対比した、とくに国際法的特点として指摘しうる点が挙げられるが、ここでは割愛することとする。⁽⁶⁾

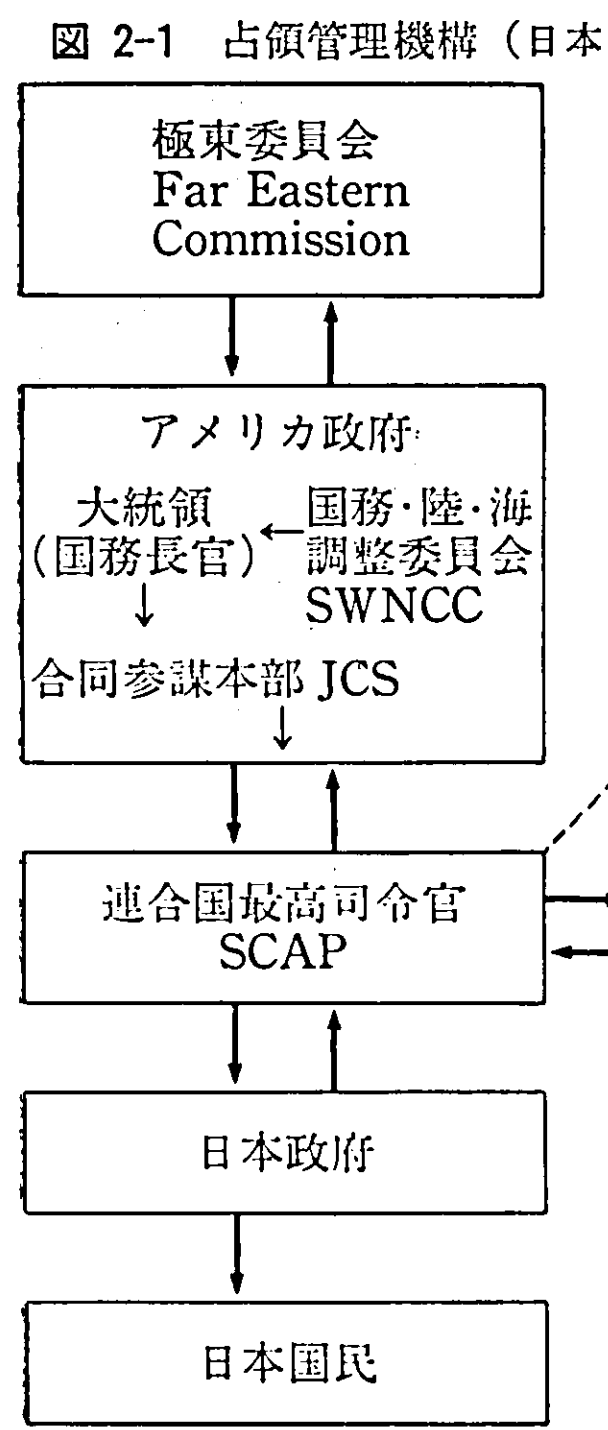
二 占領体制

日本占領の管理体制についても、秦郁彦教授が本財政史第三巻において詳述されており、近年出版された『GHQ』において、竹前栄治教授が、新しい資料に基づいてこれまた詳細、かつ明快に解説しておられるので(本章第二節注(2)参照)、ここでは、必要な範囲でその骨格のみを記しておくことにする。

連合国の日本占領管理に関する現地の最高の責任者は、連合国最高司令官(Supreme Commander for the Allied Powers 略称SCAP、連合軍最高司令官とも訳された。初代D・マッカーサー・アメリカ陸軍元帥、第二代M・リッジウェイ・アメリカ陸軍大将⁽⁷⁾)であったが、連合国の最高意思決定機関はワシントンに設けられた「極東委員会」(Far Eastern Commission、略称FEC)であった。これは、アメリカ、イギリス、ソ連、中国の四大国のほか、オランダ、フランス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、フィリピンの一カ国(のちにビルマ、パキスタンが参加)の代表によって構成され(議長はアメリカ代表マッコイ将軍)、ここで日本管理の政策・原則・基準等が決定されることになっていたが、四大国が拒否権をもっていたほか、とくにアメリカは、緊急事態発生時における「中間指令」を発することがで

きる等の特権をもち(現にアメリカは重要な問題について他の連合国に協議せずこの中間指令権を発動して指令を発した)、しかも一九四八(昭和二三)年以降はその活動は急激に不活発となっていた。要するに極東委員会は、当初はアメリカ以外の国の意見をも反映してある程度の影響力をもった時期もあったが、対日占領管理政策ではアメリカの意見が常に貫徹されたのである。なおソ連は極東委員会を東京に設置することを主張したが、マッカーサーの反対によってワシントン(旧日本大使館。なおこの建物は講和後日本に返還され、現在日本大使館として使用されている)に置かれた。

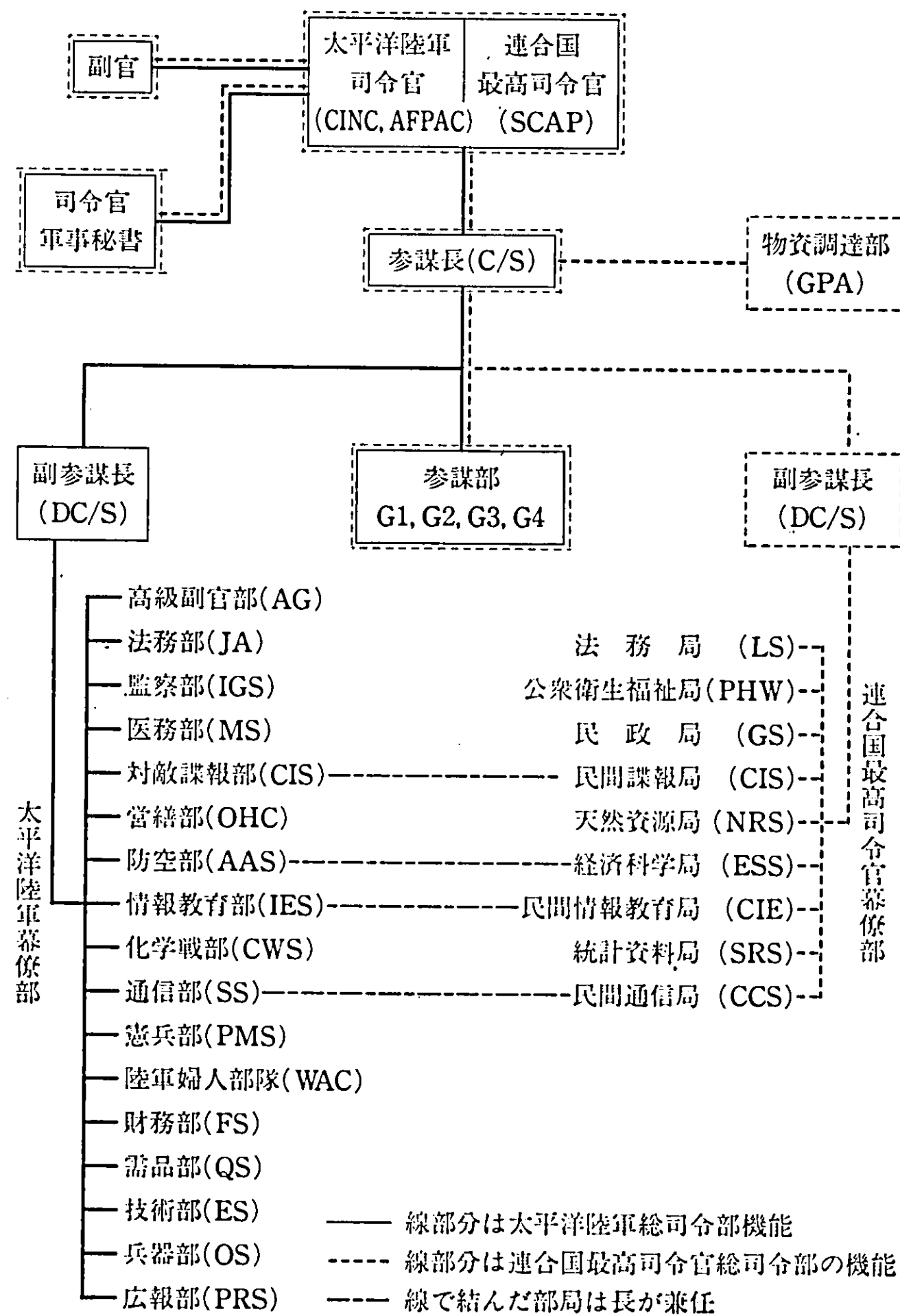
極東委員会での決定に基づいて在日SCAPに対する指令を作成するのはアメリカ政府(大統領、陸軍長官、海軍長官、統合参謀本部議長)の四名がSCAPの上官であったが、国務長官もアメリカ政府の政策決定に影響をもっていた)であったが、直接の重要命令は大統領→総合参謀本部議長→SCAPという系統で発令された。



出所：安藤良雄編『近代日本経済史要覧』143ページ。

極東委員会がワシントンに置かれた関係で、東京にその出先機関として「対日理事会」(Allied Council for Japan、略称ACJ)が設けられた(東京馬場先門の明治生命本社ビルディング)。これはアメリカ、イギリス連邦、ソ連、中国の四カ国代表によって構成され(議長はSCAP)、日本の占領・管理に

図 2-2 連合軍最高司令部構成 (1946=昭和21年1月)



出所：竹前栄治『GHQ』(岩波新書), 89ページ。

解体などを推進した次長のケデー、財閥解体を担当したハードレー、ピッソン、公務員課長フリーバーなどがいた。つぎに挙げられる「経済科学局」(略称ESS、初代局長クレマー、二代マーカー)は、本財政史の取り上げている諸問題とは、最も関係の深い部局であったろう。この局は、経済、とくに財政・金融・産業の諸改革、諸政策を担当

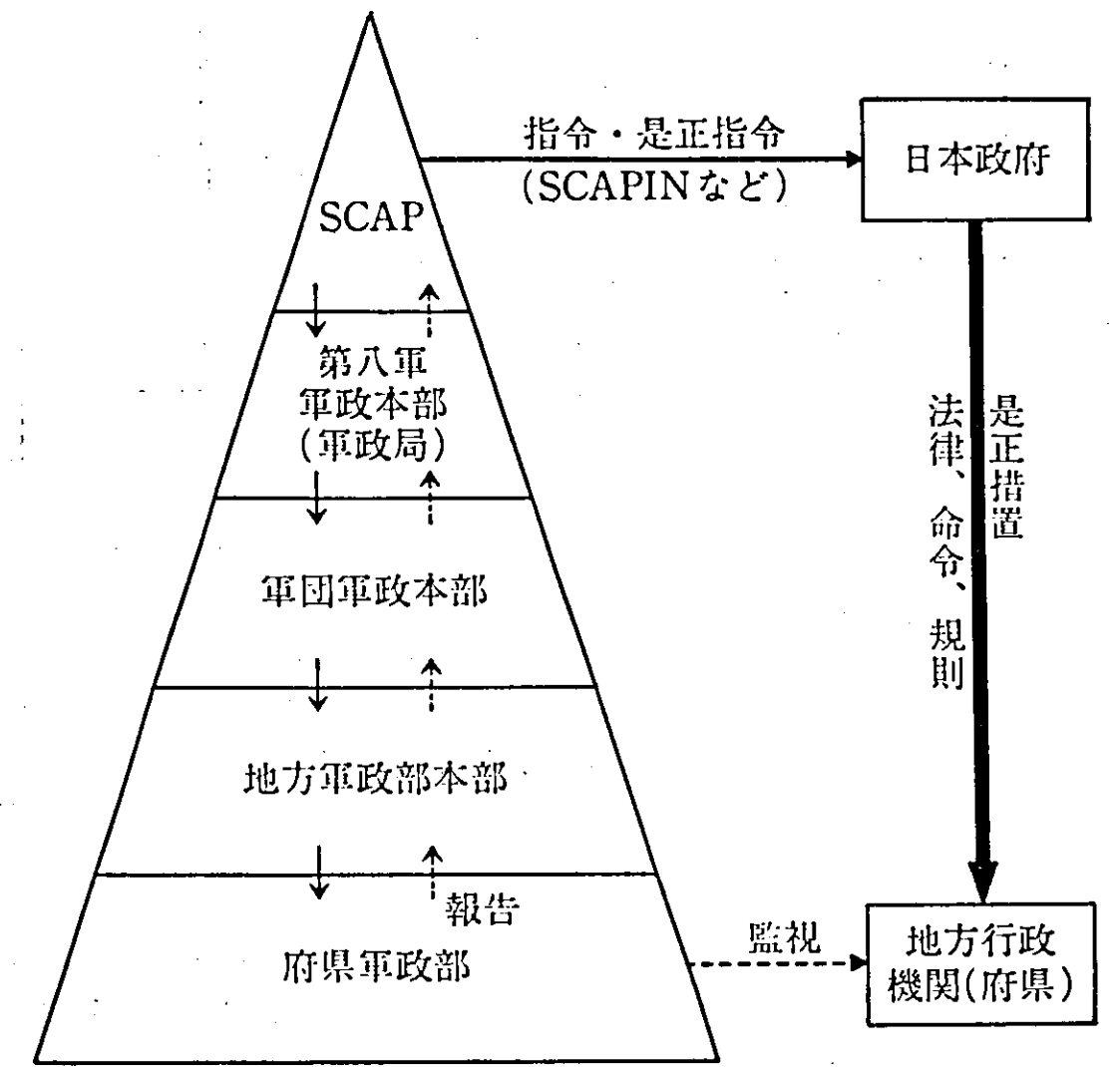
関して連合軍最高司令官と協議し、またこれに助言を与える機関であったが、マッカーサー司令官自身は第一回しか出席せず、以後は総司令部外交局長(初代G・アチソン、二代シーボルト)を代理として出席させ、これを反ソ・反共の宣伝の場として最大限に利用し、いっぽうソ連はここでアメリカおよびマッカーサー司令官の政策の批判を展開した。対米批判を行なったソ連代表デレビヤンコ中將、独自の意見を展開したM・ポール・イギリス連邦代表の発言は、この対日理事会で注目をひいたが、マッカーサーの独裁的姿勢のもとで、この「対日理事会」の本来の権限は実質的には急速に失われていった(以上図2-1参照)。

ところで、日本現地における、占領・管理の最高責任者である連合軍最高司令官はアメリカ合衆国の太平洋(方面)陸軍(総)司令官(略称CINC/AFPAAC、一九四七年一月以降、改編によりアメリカ合衆国極東軍総司令官CINCPAC/FECと改称して陸軍のほか、海・空軍をもその指揮下においた)を兼ねていたが、兼務は純軍事的な役割であった。⁽⁸⁾

連合軍最高司令官の下に、連合軍(連合軍)総司令部 General Headquarters/Supreme Commander for the Allied Powers (略称GHQ) が置かれたが(総司令部の本部は既述のように、マッカーサーの厚木到着後はとりあえず横浜に置かれたが、九月一七日東京日比谷交叉点脇の第一生命保険本社ビルディングに移され、この状態が最後までつづいた)その構成は図2-2のとおりであり、日本の占領・管理に当たる連合軍(軍)総司令部とアメリカ合衆国太平洋(方面)軍(総)司令部とは、二重構造をなしていた。参謀長は兼任であったが、たとえば、アメリカ太平洋方面軍司令部幕僚部情報教育部長が連合軍総司令部幕僚部民間情報教育局長を兼任していたような兼任関係が多かった。

ここで、GHQ幕僚部のなかで、とくに本財政史、すなわち、大蔵省の所管事項に関係深かった部局を挙げておくと、まず、政治、行政、地方制度、経済の「民主化」の中心をなした「民政局」(略称GS、初代局長クリスト准將、二代ホイットニー准將、三代リゾー)が挙げられるが、局長以外のスタッフで、大きな役割を果たした人物としては、財閥

図 2-3 連合国総司令部と日本政府との関係



出所：竹前栄治『GHQ』（岩波新書），55ページ。

したが、財閥解体、独占禁止、労働改革、ドッジ・ライン、シャープ勧告による税制改革、日本経済の自立化政策等は、いずれもESSが直接手がけた事項であった。人物としては、二代の局長のほか、財政課長リード、歳入課長モス、金融担当のマクダイアミド、予算を担当し、またドッジ・ラインの諸政策を起草したハッチンソン、税制担当のシャベル、歴代の反トラスト課長ホイラー、ヘンダーソン、ウェルシュ(ウェルシュはとくにニューディーラー的立場から財閥解体、独占禁止、過度経済力集中排除等を推進した)等が日本側にもその名が知られていた。⁽⁹⁾

日本占領の連合軍の軍事編成は、陸軍が第八軍(当初第六軍も進駐したが、間もなく朝鮮に移動した。なお、沖縄は第

一〇軍が管轄)、極東海軍(海兵隊。進駐当初は第三・第五艦隊も参加)、極東空軍(第五空軍)が主力で、これに、イギリス連邦の陸・海・空部隊が、補助部隊としてこれに加わったのである。なお、すでに述べたように、一九四七(昭和二二)年一月、アメリカ合衆国太平洋方面陸軍が極東軍に改編され、マッカーサー元帥は、極東軍最高司令官としてアメリカの極東海軍、極東空軍をも指揮下に置くことになったのである。なお、占領期におけるアメリカ軍の実戦兵力は、最多時で約四〇万名、講和発効時で二六万名で、イギリス連邦軍は最多時で約四万名であった。ちなみに一九八二(昭和五七)年現在の在日アメリカ駐留軍兵力は約五万名である。⁽¹⁰⁾

ところで、日本占領の連合国最高司令官は、さきに述べたような「間接統治」の基本原則により(重要政策は本国の統合参謀本部議長からの指令に基づいて)SCAPまたは、GHQの「書翰」「指令」、「覚書」、「命令」、「メモ」、「口頭指示」、「示唆」等々のかたちで、終戦連絡中央事務局(外務省の外局として昭和二〇年八月二六日設置)を通じて日本政府に通告した。これらのうち、指令、覚書、命令等重要なもの、最高司令官自署の書翰のほかは、原則としてサイレントランド参謀長(またはアキレン、フィッチ両高級副官等)の依命通牒の形式をとっているが、これらには「SCAPIN」という文書符号が付されている。しかしながら日本政府の高官が直接GHQの関係官に呼び出されて口頭指示を受けたこともあり、また日本政府の各省庁に渉外担当官が設けられてからは、GHQ担当官から直接各省庁渉外担当官に口頭指示が行なわれるようになった(以上の系統は図2-3参照)。

また、沖縄(県)は、極東委員会が関与せず、アメリカ大統領↓統合参謀本部↓極東軍最高司令官↓琉球列島軍政府↓沖縄民政府(一九五二〇二昭和二七年琉球政府発足後は琉球政府)という系統で諸命令が伝達され、また、ソ連軍が占領した千島、色丹、歯舞ではソ連占領軍が軍政布告を行なった。

前記のような、系統・形式をもって指令・命令等のかたちで要求を受けると、当然のことながら、日本政府はその内容を直ちに実施しなければならなかったが、法制化を必要とする事項について、時間的余裕のある場合は、案文について事前にGHQの承認を受けた上で立法手続きをとって「法律」とし、その余裕がない場合は、「緊急勅令」(「ポツダム勅令」)のかたちで公布・施行した。⁽¹¹⁾

(1) このほかオーストリア・朝鮮も、日本・ドイツとは別のかたちで第二次大戦終了直後連合国の占領・管理を受けた。

なお本節における日本の占領・管理については、高野雄一「第二次大戦の占領・管理―日本の場合を中心として―」(国際法学会編『国際法講座』第三巻)によるところ大である。

- (2) この点についてはとくに高野前掲論文参照。
- (3) 直接軍政の可能性のあったこととしては、必ずしも直接軍政そのものを実施しようとしたものではないが、占領軍の進駐直後の有名な「幻の三布告」があった。この第一は、日本の行政・司法・立法の三権を含むすべての権限を連合国最高司令官の下におくというもので、第二は、占領命令違反者、公安秩序をみだす者、アメリカの人員・物資に有害な行為を行なった者をアメリカ占領軍の軍事裁判によって処罰するとしたもの、第三は、占領軍が「B」記号を付した軍票を発行し、これを日本の法定貨幣として通用させようとしたもので、いずれも結果においては、重光外相のマッカーサー司令官に対する直接の陳情によって中止された。このうち第三のものは、鈴木九万公使、岡崎勝男終戦連絡中央事務局長、久保文蔵大蔵省外資局長、有吉正大蔵事務官、前川春雄日本銀行調査役らが交渉に当たり、ついに「B軍票」「B円」はきわめて一時的・局部的に使用されただけで中止された。
- 三布告とも、もし実現していたならば、その後の日本の歴史は大きく変わったであろうし、「B円」にしても大きな混乱を生じさせたものと思われる。
- 以上の詳細については、千島、色丹、歯舞におけるソ連の軍政布告の問題をふくめて本財政史第三巻、一二九―一四五ページ、および竹前『GHQ』、二七―三五、四〇―四一ページ参照。
- (4) 日本の占領についても、分割占領の可能性のあったことは、近年、学界、ジャーナリズムでも問題にされているが、資料的には、Joint War Planning Committee, Ultimate Occupation of Japan and Japanese Territory, Aug. 16, 1945 (本財政史第二〇巻、六〇―六三ページ)を参照。またジャーナリズムによるものとしては、NHK「日本の戦後」プロジエクト編『日本分割』参照。
- (5) この点については手塚和彰「対独占領政策の形成と『転換』―戦後ドイツ社会・労働政策の出発点について―」(中村隆英編『占領期日本の経済と政治』所収)を参照。
- (6) この点については前記高野論文のほか、横田喜三郎編著『連合国の日本管理』、芳賀四郎編『日本管理の機構と政策』等を参照。
- (7) SCAPは本来最高司令官の略称であったが、その後連合国総司令部(GHQ)を、あるいは、在日占領軍全体をも意味するようになった。
- (8) このような軍人として最高の地位のいくつかを兼ねたマッカーサーは、フィリピン脱出以来の「バター・ポイズ」といわれる配下を幕僚に従わせ、天皇の上に位する統治者として敗戦国日本に君臨し、その権威主義的な挙措から、アメリカ人の間にも「大君」(タイクーン、江戸時代の将軍の英訳名)などというニックネームもできた。彼が保守的権威主義者であることは定評があるが、上からの権威に弱い日本人を統御するためには、侵し難い権威をもって臨むことが最も有効であることを心得て振舞ったとも思われ、またこれによって日本の上層部と国民の畏敬を集めたことは否めない。
- (9) 日本の歴史に、大きな、時には決定的な影響を与えたGHQの幹部に対する日本当事者の評価は区々であり、とくに追放された財閥関係者などの間には心情的評価もあるが、大蔵省渉外部長としてきわめて接触の多かった渡辺武氏は「……ほとんど専門家ではなかった。それだけ説得力に欠けるところもあったが、アメリカ人特有の率直さは多くの場合意見交流をたすけた。日本人のなかに司令部におもねるものがなかったとはいえないが、人間として尊敬を得た人々も少なくなかった」と回顧し(本財政史「刊行だより」3)、日本占領史の研究者竹前栄治氏は「スタッフの素質は、俗にいう二流三流の人物とか、本国ではうだつが上がらずに、占領地日本で自己の理想を実現するためにやってきた類の人物といわれるほど低いものではなかった。それどころか、彼らの学歴や社会的地位はかなり高かった。このことは、帰国後、彼らが相当の地位についていることからもうかがい知ることができる。彼らの中には、日本占領の体験を通じて、東洋文明という異質の文化に開眼し、国際的視野、とくに対日理解を深め、その後日米親善に大きな役割を果たしている人が多い」と評している(竹前『GHQ』、一四八ページ)。
- また、GHQにはアメリカのニュー・ディールが多かったといわれるが、この人たちと保守派との対立は、後に触れる「占領政策の転換」とも関連して関心をひくが、これらについてはトーマス・ピッソン(中村政則・三浦陽一共訳)『日本占領回想記』、セオドア・コーエン(大前正臣訳)『日本占領革命―GHQからの証言』(上・下)、に興味ある叙述がある。
- (10) 竹前『GHQ』、六〇―六一ページ。
- (11) 連合国最高司令官の指令等の諸要求も、それが立法事項ならば当然法律をもってこれを定めなければならなかったのであるが、とくに緊急実施を要求された場合は「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」(昭和二〇年九月二〇日勅令第五四二号、略称「ポツダム緊急勅令」)または「ポツダム勅令」、さらに官庁などでは「ポツ勅」などと称した)に基づいて緊急勅令(旧憲法時代、旧憲法第八条に基づき議会閉会中に緊急の必要により、天皇が法律に代えて枢密院に諮詢した上で発する勅令で、次期議会事後承諾を要した)のかたち(新憲法制定後は政令)をとって法制化した。これは、SCAPないしGHQの命令は超憲法的、超法規的な意味をもつものであったことを明示しているとともに、日本の国内手続とし

ては、たとい違憲であっても超憲法的に合法的であり、また日本の法体系の継続性を保つという苦肉の策であった。なお、この制度は講和発効後廃止された。

第四章 占領下の諸改革

第一節 初期の占領政策

一 一般命令第一号

第一章において述べたように、昭和二〇（一九四五）年九月二日、東京湾内に停泊中のアメリカ戦艦ミズリー号上において、日本の連合国に対する降伏文書の調印式⁽¹⁾が行なわれたが、同日SCAPはサザerland参謀長の依命通牒の形式により、日本陸海軍ならびに政府に対し「一般命令第一号・陸海軍」⁽²⁾（General Order No.1, Military and Naval）を指令した。

この指令第一号として「一般命令第一号」は、日本の軍隊は、連合国最高司令官に対し降伏したことに伴ない、敵対行為を直ちに停止し、それぞれ各連合国司令官に降伏すること、完全に武装解除し、兵器その他の装備を引き渡すこと、日本大本営は、連合国最高司令官に対し軍事情報、連合国の捕虜に関する情報等を報告することを命じる内

容のものであった。

GHQは、右につづいて、翌九月三日指令第一号と同じ形式をもって指令第二号、第三号を発したが、まず第二号⁽³⁾は、降伏に伴い日本大本営がとるべき具体的措置を指示したものであった。指令第三号⁽⁴⁾は、以上と全く異なった内容のもので、日本政府に対し、賃金および必需品の価格について厳重な統制を行なうこと、生活必需品の公正な配給と生産の増強を命じるとともに、武器その他の軍需生産（部分品およびその原材料を含む）の禁止、とくに事前承認のあったものを除く一切の物資の輸出入の禁止、原子力関係の研究・作業の禁止等を命令するものであった。

以上によって明治以来ひたすら増強されつづけてきた日本の陸海軍は完全に解体、全軍の武装も解除されるにいたったが、これまた鋭意拡大がはかられてきた軍事生産も全面的に停止されることになったのである。このようにして全植民地・占領地の放棄と相まって「万邦無比」の「大日本帝国」と「無敵」の「皇軍」は音をたてるようにして崩壊し去ったのである。

二 「降伏後における米国の初期の対日方針」

降伏文書調印の一カ月あとの九月二二日、アメリカ政府から「降伏後における米国の初期の対日方針」（以下「初期方針」と略称することとする）が公表された。⁽⁵⁾この「初期方針」の原型は、すでに述べたように（第三章第二節参照）、すでに戦時中の一九四四（昭和一九）年からアメリカ政府部内で起草がはじめられ、一九四五（昭和二〇）年四月にはその「要綱」が作成された。同年六月「初期方針」として正式決定されたが、同年八月、日本が「ポツダム宣言」の受諾というかたちで降伏するにいたって、現実には日本を占領・管理する具体的方策を最終決定する必要性に迫られ、アメリカ

カ政府、とくにSWNCC（国務・陸海軍三省調整委員会）は、これに新たに採用することになった「間接統治」の原則を織り込む等の修正を行なうことになり、日本が降伏したのちの八月三一日SWNCCの会議で修正を決定、降伏文書調印式後の九月六日、トルーマン大統領の承認をえて、マッカーサー司令官にも通達するとともに、二二日の公表となったのである。⁽⁶⁾

この「初期方針」は、連合国の共同宣言であるカイロ宣言、ポツダム宣言をふまえたものであるが、これは降伏後の日本に対する全般的政策の指針として、在日連合国最高司令官およびアメリカ国内各省・各機関に配布されたものであり、とくに占領初期の日本に対する占領、非軍事化、民主化等の実施において決定的な意義をもつものである。このなかでとくに重要な点を要約すると次のとおりである。

- (1) アメリカの日本に対する究極の目的
 - (a) 日本が再びアメリカおよび世界平和の脅威とならないよう確実にする。
 - (b) 日本にアメリカの目的を支持する民主的・平和的な政府を樹立すること。ただし国民の意思に背く政治形態は強要しない。
 - (c) 日本の領土は、カイロ宣言その他アメリカが参加した協定の範囲に限られる。
 - (d) 日本は、完全に武装解除され、非軍事化されるべきであり、軍国主義者のあらゆる部面に対する影響力は一掃され、軍国主義、侵略主義の精神も抑圧されるべきである。
 - (e) 個人の自由、信教・集会・言論・出版の自由等の基本的な人権を尊重し、民主的代議組織の制度が奨励されるべきである。
 - (f) 日本国民には、平時経済の維持に必要な範囲内の経済自立が認められる。

(2) 連合国の権限

(a) 降伏条項の目的を達成するため、日本本土は軍事占領される。他の連合国の占領参加は歓迎するが、それはアメリカの任命する最高司令官の指揮下に入るとともに、日本の占領・管理について連合国間に不一致があった場合には、アメリカの政策に従うべきものとする。

(b) 天皇および日本政府の権限は、降伏条項を実施し、占領・管理に関して一切の権力を有する最高司令官に「従属するもの」(will be subject to)とする。アメリカの希望により最高司令官は、アメリカの目的達成を満足に促進する限りにおいては、天皇を含む日本政府およびその機関を通じてその権限を行使し、国内行政事項に関して日本政府は、最高司令官の指示の下で通常の政治機能を行使することは許される。ただし、アメリカは天皇・政府等日本における政治形態を利用しようとするものであって、これを支持するものではない。しかし、封建的・権威主義的傾向を改革しようとする政治形態の変更はアメリカによって支持される。

(3) 政治

(a) 武装解除および非軍事化

武装解除と非軍事化は、即時、かつ断固として実行されるべきであり、また、陸海空軍、秘密警察組織、民間航空の保有は認められない。大本営の高官、政府および陸海軍の高官、過激な国家主義および軍国主義組織の指導者、軍国主義、好戦的国家主義の推進者等は将来の処分のため拘禁されまた公職から追放され、過激な国家主義、軍国主義にかかわる組織は解散される。

(b) 戦争犯罪人

最高司令官および連合国から告発された戦争犯罪人は逮捕し裁判に付され、有罪となった場合には処罰される。

る。

(c) 民主主義的政党は奨励される。人種・国籍・信仰・政治的見解を理由に差別待遇をする一切の法令は廃止され、政治的理由により不当に監禁されている者は釈放され、司法制度、警察制度は自由と人権を保護するように改革されるべきである。

(4) 経済

(a) 経済の非軍事化

軍事力の基礎をなす経済的基礎は破壊されるべきであって、とくに一切の軍事生産および戦争準備に係のある産業は、将来にわたって停止、禁止、排除されなければならない。

(b) 経済の民主化

労働、産業、農業等の組織の民主化、生産、商業の所有権の拡大、平和的経済活動の奨励等が行なわれるべきであるが、このためとくに、非平和的な経済指導者は追放され、また「日本国の商工業の大部分を支配してきた産業上、金融上の大コンビネーション(財閥を指す——引用者)」は解体されなければならない。

(c) 平和的経済活動の再開

現在の日本経済の苦境は日本国みずからの行為によるものであり、連合国は復旧の負担を引き受けないが、日本が経済制度を徹底的に改革し、平和的生活様式に努力する限り、経済の復旧は認める。また日本は飢餓等をもたらさない範囲で占領軍の必需物資を調達すべきであるが、経済の再建、賠償支払等のためには、日本政府が自己の責任において必要な公共事業、財政、金融、必需物資の生産、配給をふくむ経済統制を最高司令官の承認を受けたりえで行なうことを許す。

- (4) 賠償と返還
- (a) 日本は、カイロ宣言等によって決められた領土以外にある財産を連合国の決定に従い引渡さなければならぬ。掠奪財産も完全迅速に返還しなければならない。
- (5) 財政・貨幣・銀行政策
- 日本政府は、国内の財政・貨幣・信用政策の管理・指導の責任を保持しなければならない。ただしこれらについては最高司令官の承認・審査を受けなければならない。
- (6) 国際通商と金融関係
- 日本は終局的には通商の再開を許されるが、占領期間中も平和目的で、かつ不可欠な商品の輸出入と外国為替・金融取引に対する統制は最高司令官の承認・監督のもとで許される。
- (7) 在外日本資産
- 降伏によって日本から分離される地域にある日本資産は、政府および皇室資産を含めて、連合国の決定による処分をまたなければならぬ。
- (8) 外国企業に対する機会均等
- 日本政府は、日本国内において、外国企業に対し、いかなる排他的また優先的な機会・条件を与えてはならない。
- (9) 皇室財産

皇室財産も、占領目的達成のためにはいかなる措置も免かれることはない。

以上でも明らかのように、連合国が日本占領後、種々のかたちで相ついで指令を発して行なった「民主化」は、「初期方針」の線に沿うものであった。この意味において、「初期方針」は非常に重要な意味をもっているのである。そしてそれはたんに狭い意味での「占領」にかかわるのみではなく、日本の政治・経済・社会の根幹に触れるものであっただけに、その後の、現在そして将来に及ぶ歴史の展開にとっても重要な意義をもったのである。

三 「弾圧法令」の廃止、政治犯の釈放と「五大改革」の指示

一〇月四日、GHQは、高級副官アレン大佐の通牒のかたちで、最高指令官の「政治的、公民的及び宗教的自由に関する制限の除去に関する総司令部覚書」(以下「自由の制限除去覚書」と記す⁷⁾)を日本政府に通達した。

この「覚書」は、①日本政府に対して、政治的、公民的、宗教的自由に対する制限と、種族、国籍、信教、政見を理由とする差別を除去するため、天皇、国体に関する無制限な討議をふくむ思想、宗教、集会にたいする制限を設定・維持しようとする一切の法令を廃止すること、具体的には治安維持法・思想犯保護観察法、国防保安法、軍機保護法をはじめとする一五法令とその関連法令を直ちに廃止すること、②現在、政治・思想・宗教等の理由により拘禁・禁固・保護観察の下にある一切の者を直ちに釈放すること、出版・映画の検閲、集会・結社等の監督を行なっている内務省警保局、各道府県警察等の関係部課、特別高等警察等を廃止すること、③内務大臣、警保局長、警視總監、各道府県警察部長、全都府県特高警察全職員、保護観察関係委員・職員の罷免、政治・思想・宗教の監督、出版・映画の検閲等の担当者の活動停止等を命令したものであった。

この突然で重大な指令は、東久邇宮内閣に決定的な衝撃を与えた。これに対し、「ポツダム宣言」、「降伏文書」、「一般命令」、「初期方針」という流れからいえば、客観的にみてきわめて当然のコースであり、敗戦後二カ月近くもまだ

政治犯・思想犯を依然として獄中に監禁していた政府の神経が疑われる、内閣と政府は敗戦、占領、民主化ということについて全く理解していない、という批判が当時の国内でも多かったが、とくに内務大臣（山崎巖）の罷免は東久邇首相としては耐え難かったようで、この指令のような措置を受けては責任を果しえないという理由で翌日内閣は総辞職した。

この当時は、まだもちろん旧憲法時代で、かつ内大臣制が廃止されていなかった（内大臣制の廃止は同年一月二四日）、木戸内大臣が、平沼枢密院議長と協議して「米国内に反感なき者、戦争責任者たるの疑なき者、外交に通曉せる者」として幣原喜重郎男爵（戦前に外務大臣を歴任）を推薦し（木戸は第二候補を吉田茂外務大臣とした）、幣原に組閣の命が下った。

このようにして、一〇月九日幣原内閣が成立したが、一〇月一日、マッカーサー司令官は就任の表敬訪問をした幣原新首相に対し、直接「五大改革」を指示した。この指示は、以下の内容をふくんでいた。

ポツダム宣言の達成によって、日本国民が数世紀にわたって隷属させられてきた伝統的社会秩序は矯正されるであろう。このことは当然に憲法の自由主義化を包含する。日本人民は、その精神を事実上の奴隷状態においた日常生活に対する官憲の秘密審問から解放され、思想・言論・宗教の自由を抑圧されるあらゆる形態から解放されなければならない。そのためには、

- (1) 選挙権賦与による婦人の解放
- (2) 労働組合の組織化の促進
- (3) より自由な教育を行なうための措置
- (4) 秘密警察の廃止

(5) 独占的産業組織が存立するような経済機構の民主化

この「指示」も、初期占領政策を象徴するものであると同時に、その後展開された具体的民主化政策の出発点となったものであり、また、一連の改革で取り上げられた重要事項が集中的に示されている。

この「指示」によって行なわれた具体的諸改革については、次節において概観することにする。
ところで、アメリカ統合参謀本部は一月三日付でマッカーサー司令官に対し、「降伏後の初期の期間における日本の占領及び管理に当って、貴官の有する権限及び貴官の指針となる政策を規定する」ものとして、「日本占領及び管理のための連合軍最高司令官に対する降伏後における初期の基本指令」(アメリカ文書番号JCS一三八〇/一五)を通達した。

この統合参謀本部指令は、前記の「初期方針」をふえんし、統合参謀本部からマッカーサー司令官に対する命令書の形式にしたものであるが、きわめて詳細なもので、財政・金融に関する事項でも「初期方針」より踏みこんでいる。戦時金融金庫、朝鮮銀行、台湾銀行、満州中央銀行、南方開発金庫その他植民地、占領地における「財源の動員若しくは統制を最高の目的としていた銀行その他の金融機関を閉鎖し且つその再開を許さない」こと、株式取引所の一定期間の閉鎖、軍人恩給の停止等も明示されている。この「基本指令」も、その後のSCAPないしGHQの諸改革の施策を方向づけたものであって、日本政府に対する具体的な指令・命令等に具体的ななそして重大な影響を与えたのである。アメリカ本国で日本降伏後の対日労働政策を起草し、さらに司令部にあって、労働課長、経済科学局顧問、為替レート決定委員会議長等を歴任したT・コーエンは、この「基本指令」について「マッカーサー司令官がこの指令を受領した」以後誰もこの文書から逃れることはできなかった。JCS一三八〇/一五（この指令のこと）は日本社会を再び変身させよう、それも恒久平和への変身を軍事占領中に達成しようとする米国のマスタープランだった」

とするして⁽¹⁰⁾いる。

- (1) 本財政史第一七卷「資料(1)」、八一九ページ。
- (2) 同、第一七卷、九一一―一八ページ、第二〇卷「英文資料」、一五二―一五五ページ。
- (3) 同、第一七卷、一八一―一八八ページ。
- (4) 同、第一七卷、一八一―一九九ページ。
- (5) 同、第一七卷、一九二―二二二ページ。
- (6) これらについては、同、第三卷「アメリカの対日占領政策」、竹前『GHQ』によるところ大である。
- (7) 同、第二〇卷、二三―二五ページ。
- (8) 同、第二〇卷、二五―二六ページ。
- (9) 同、第二〇卷、二六―三八ページ。なおこの指令は当時公表されず、二五年経過後はじめて公開されたものである。
- (10) コーエン前掲書、上巻、二四ページ。

第二節 占領前期の諸改革

一 政治的諸改革

前章で述べたように、昭和二〇年九月連合国の対日占領開始直後アメリカ政府が占領軍最高司令官に通達した「降伏後における米国の初期の対日方針」が明らかにされ、ついで最高司令官から日本の総理大臣に対し「五大改革」の指示が行なわれ、占領政策の大枠が確定した以上、同年一〇月中旬以降日本政府は、政治、行政、経済、社会、労働、司法、教育の各部門の改革を早急に実施しなければならぬ状況に置かれた。実施された諸改革は、占領政策の意を体して日本政府が自発的に行なったものもあるが、その大部分は占領軍の命令・指示等によるものである。

本節では、これらの諸改革を概観することにしたが、紙数の関係もあり、文字どおりいちべつすることにとどめざるをえないことをお断りしておきたい。

まず、政治・行政部面における改革は、占領軍の指令に基づく「弾圧法令」といわれていた諸法令の廃止、あるいは「非軍事化」「民主化」のため必要な最低限の改正といった応急的な措置と、新憲法の制定と関連した、全面的な改編との二つに分かれる。

第一の応急的措置は、前節で述べた「一般命令」「自由の制限除去覚書」と「五大改革」の指示に基づくものであるが、徳田球一・志賀義雄ら政治犯約三〇〇〇名の釈放(昭和二〇年一〇月一〇日)、国防保安法・軍機保護法・言論出

版集会臨時取締法の廃止（一〇月一三日）、治安維持法・思想犯保護観察法、軍令部（海軍）の廃止（一〇月一五日）、治安警察法の廃止（二月二四日）、内大臣制の廃止（二月二四日）、参謀本部（陸軍）の廃止（二月三〇日）、陸軍省・海軍省の廃止（それぞれ第一復員省・第二復員省に改編、二月一日）、国家総動員法・戦時緊急措置法の廃止（二月二〇日）等がその主なものであった。なお司令部は、国家神道（神社神道）に対する政府の支援・監督・弘布等を禁止する命令を発した（二月一五日）。

以上の諸措置は、さしあたりの非軍事化、民主化の措置であるが、一つ一つが歴史的意義をもつものであった。このうちいわゆる弾圧法令、なかでも重要な治安維持法、治安警察法をとっても、日本の国内的条件のみでは、数十万、数百万の集会やデモ、ストライキ、あるいは数万の被検挙者をもってしても厚い壁にはばまれて、撤廃は不可能なものばかりで、軍隊の解体、武装解除と匹敵する変革である。しかもそれがわずか数カ月の間に、しかもその大半は一片の緊急勅令、あるいは省令・通達等によって廃止されていったところに、「戦後改革」の特殊性がある。⁽¹⁾

以上とは別に、重要な政治改革としては、左記のものが挙げられる。

その第一は、衆議院議員選挙法の改正である。敗戦を契機とする選挙法の改正はすでに東久邇宮内閣も取り上げたが、この段階ではまだすくなくとも日本政府の「民主化」の問題意識は全く低かった。しかし、前記の「自由の制限除去覚書」「大改革」の指示、という占領軍の強硬措置は選挙法改正の方向を大きく変え、幣原内閣は、①婦人に対する参政権の賦与、②選挙権・被選挙権の年齢の引下げ、③大選挙区制の採用、④制限連記制の採用等を骨子とする改正法案を作成、これが昭和二〇年二月一五日に議会で成立、二月一七日改正法が公布された（新法に基づく第一回の総選挙は翌年四月一〇日行なわれた）。このうち最も歴史的意義の大きかったのは、戦前においては実現はおろか可能性すらきわめて乏しかった婦人参政権の実現であったが、これは民法改正を前にして、日本の伝統的家族制度

（「家」⁽²⁾制度）の一角を大きく崩したという意味でも画期的であった。現に戦後この改正法案審議の際にさえ、「わが国家組織の基底をなす家族制度の破壊に通じる」、という批判的質問があった。

この婦人参政権も、もし占領下の改革といえることがなければさらに年月を要したことであろう。婦人参政権が認められたのは、イギリスでも一九一八年、アメリカでも連邦レベルで認められたのは一九二〇年のことであるから、結果においては、婦人参政権に関する限り、日本ははからずも「占領」のため、先進国とは比較的短い時間差で実現したことになる。

なお、政治的改革と関連して重要なことに、公職追放と過激な国家主義団体の解散（昭和二十一年一月四日司令部から指令、同年二月二三日および二八日関係ポツダム勅令公布）、戦争犯罪人の逮捕と裁判（昭和二〇年二月二日A級戦争犯罪人逮捕開始、同一二月一七日アメリカ軍俘虏に対する暴行の罪につき最初の戦犯裁判を横浜で開廷、昭和二十一年一月一九日、マッカーサー司令官が平和・人道に対する罪、戦時法違反の罪を審問、処罰するための極東軍事裁判所条例を承認し、五月三日極東軍事裁判所開廷、東条英機らA級戦犯二八名の裁判を開始、同二三年一月一二日東条ら二五被告に有罪判決、同一二月二三日七名に対する死刑執行）がある、これは大蔵省関係者の公職追放はあったにしても、財政金融史とは直接関係がないので、これ以上立ち入らないこととする。

つぎに、警察の民主化についてもその制度改革は新憲法施行後に属するが、政治改革と深い関連をもつのでここで簡単な一言触れて置くこととする。警察制度の改革は、次に述べる教育改革とならんで、きわめて大きな改革だからである。

日本の警察制度は、戦後の短い期間にめまぐるしい改革を経験したのであるが、その第一は、さきに述べたような、GHQの命令による警察に関連のあるいわゆる「弾圧諸法令」の廃止（いわゆる警察作用法の改編）と特高警察関係

者の追放であった。この一連の改革は、明治以来の日本の警察の性格を根本的に変えるほどの意味をもったのである。その後における実態についての問題点はあるが、すくなくとも、この時点においては制度的にも内容的にも劇的ともいえる大きな転換であった。

以上のような、いわば敗戦直後の応急的な改革に次いで行なわれたのが、「警察法」(その後大幅な再改正があったため、いわゆる「旧警察法」といわれている)の制定(昭和二年二月一七日公布)であるが、この旧警察法の特徴は、「国家地方警察」(第二章)と「自治体警察」(第三章)が規定されたことである。しかも、同法による警察の改編は「自治体警察」の定員が「国家地方警察」の三倍以上の定員と定められていたように、「自治体警察」中心の警察制度への移行という画期的なものであった。この場合、「国家地方警察」は財政的にも、また運営の面でも警察を維持できない町村等の地方公共団体に対し、治安について国が責任を負うという構想で設けられたものであって、あくまで「自治体警察中心主義」が貫かれていたのである。これは、新憲法でとくに明治憲法にはなかった「地方自治」の章が設けられたことと照応するものであった。すなわち「自治体警察中心主義」は占領軍が強調した地方自治の確立政策の一環をなすものであった。しかしながら、このような方式は教育改革(とくに六・三制の実施)とともに地方財政の重圧となり、また日本の政治的風土にも合致せず、やがて自治体警察は姿を消し、さらには警察法の改正(昭和二年)により法的にも短い生命を終ったのである。⁽²⁾

二 教育 改革

教育は、戦時中最も軍国主義の風波を浴びさせられた分野で、とくに中等教育、初等教育は全面的に軍国主義化さ

せられていたのであるが、大学、高等専門学校では、教育内容のほかに、教授でいわゆる学説・思想の故に、あるいは教職を追われ、あるいは検挙されて獄につながれた例も多かった。学生・生徒で、治安維持法等によって検挙された数も相当数に上った。しかし、敗戦とともに状況は一転し、占領開始後直ちに脱軍国主義化・民主化の措置が行なわれることになったのである。

まず、文部省の改組が行なわれたが、GHQの「日本教育制度の管理政策」(軍国主義、過激な国家主義教育の禁止)の指令(昭和二〇年一〇月二二日)、教育関係者からの軍国主義者の追放に関する指令(二〇月三〇日)、これらに対応する自由主義より、教授の優先復帰と軍国主義および占領政策に反意を示す者の解職に関する文部省通達(一一月二日)等に中等学校以下の教科書から軍国主義的部分の削除、教員等教育関係者からの軍国主義者の追放、学説・思想の故をもって追放されていた大学・高専教授の復帰、大学における航空・造兵・火薬・日本精神史等の学科・講座廃止の(航空関係はとくにGHQの指令による)等の措置がとられた。⁽³⁾

この間、日本側は、前述のように文部省の改編を行なったが、歴代内閣もまた、官僚出身ではあるが、新聞論説委員を歴任し比較的リベラルといわれた前田多門(幣原内閣)、ついで元京城大学教授・旧制第一高等学校校長安倍能成(幣原内閣後半)、軍国主義に批判的であった田中耕太郎(東大教授、なお同教授は前田大臣の下で文部省学校教育局長を兼任、第一次吉田内閣前半で文部大臣)、慶応大学教授で経済学史学者の高橋誠一郎(第一次吉田内閣後半)、かつて弾圧をうけて東京帝大助教から追放され、かつ実刑を受けた体験もある森戸辰男(片山内閣)といった人たちを文部大臣に登用して、占領軍の教育民主化への対応姿勢をとった。

ところで、昭和二〇年一二月三一日付でGHQは、修身・日本歴史および地理教育の停止と教科書回収に関する指令を発し、年を越した翌年の昭和二十一年、来日する「米国教育使節団」(団長はD・ストダードで三月到着)に協力すべき

「日本教育家の委員会」を組織すべきことがGHQから指令された(二月七日、南原繁東京帝大総長を委員長として発足)。前記使節団は日本側委員の協力を求めた上で三月末、日本教育の民主化、六・三・三・四制の採用など学制改革に関する報告書を提出した。文部省はこれを受けて、五月一五日「新教育方針」を発表したが、また同七日には、「教職員の除去、就職禁止及び復職等の件」(教職追放令)が勅令で公布された。

そして、同年八月一〇日、総理大臣の諮問機関として「教育刷新委員会」(のちに教育刷新審議会と改称、委員長初代安倍能成、二代南原繁)が設置され、日本教育の体系的改編が着手されたが、この委員会は、やがて明治以来の日本の教育指導原理を根本的に変える「教育基本法」、同じく学制を、いわゆる六・三・三・四制に改編する「学校教育法」として実を結ぶ教育改革の構想を建議した(二月二七日)。この両法は、昭和二二年三月三十一日公布されたので、新憲法以後のことに属するが、中央・地方を通じて巨額の経費を要する学制改革が、まだ日本経済がいまだ荒廃と混乱から脱出しえなかった段階において、十分な財政的裏づけなくスタートを切ったことは、教育・財政の両面において当時大きな問題を生じさせたことをここに指摘しておきたい。この改革は、日本の民主化と教育の普及、一般国民の知的水準の向上、さらにはその後の経済発達の最も大きな要因の一つとなるという画期的な意味をもったものではあるが、当時の段階においては、制度改革に伴って新設される諸学校が劣悪な施設・設備で発足し、いっぽうにおいては、とくに地方公共団体の財政に重圧を加えたことは否めない。これらの関係については、本財政史第一六巻「地方財政」において論じられている。

なお、右両法公布直後の四月一日、極東委員会は、アメリカ政府を通じて、SCAPに対し、日本の教育の民主化を内容とする「日本教育制度改革」に関する指令を発したが、そのなかには「教育勅語」等を教育に活用しないことが含まれていた。⁽⁴⁾

三 経 済 改 革

経済改革も、連合国、とくにアメリカが占領開始直後から最も重点を置いた改革の一つで、またこれらの諸改革は、日本にとっても、きわめて重要な歴史的意義をもつものとなった。これらの改革は、経済構造そのものを根底から変えるものであったと同時に、その影響は社会、そして政治をふくめた日本資本主義全般に及ぶものであった。別の表現をもってすれば、経済的諸改革は基礎構造の面から日本全般の機構を変革するものだったのである。

経済改革は、これを広い意味でとると、農地改革、財閥解体(経済力集中排除と独占禁止をふくむ)、労働改革が最も大きな柱というべきであるが、ここでは、財政・金融制度の改革については後にゆずることとして、農地改革、労働改革、そして本財政史と関係の深い財閥解体についていちべつして置くことにしよう。

〔農地改革〕

連合国は、日本占領の直前、直後の諸指令、諸文書においては、日本の土地制度の改革についてはとくに触れていなかったが、日本の政治・経済・社会全般にわたる連合国、占領軍の広範かつ強い「民主化」の姿勢に触発された農林省は、幣原内閣松村謙三大臣のもとで、のちに「第一次農地改革」と呼ばれる改革の立案がはじめられた。これは、昭和二〇年一〇月一三日、農林省農政局原案の「農地改革案要綱」としてまとめられたが、自作農創設、小作料金納化、市町村農地委員会の刷新、すなわち、自作農主義という戦前からの農村改革政策の路線に立つものであった。そしてその結果は、農地調整法中改正法案というかたちで議会に提出され、昭和二〇年一月一八日成立・公布された。この法律は法案作成の過程において、事務当局原案が与党内検討等で「骨抜き」的修正をうけながらも、と

くに画期的とされたのは、不在地主の小作地全部と、平均五町歩を超えた在村地主の小作地を、小作人の希望によって強制的に譲渡させるといふ、戦前・戦時においては不可侵とされた地主の土地所有権に、国家の強制的干渉が加えられることになったからである。

以上が、いわゆる「第一次農地改革」の簡単な経緯であるが、これは占領軍当局とは関係なく、日本政府独自のイニシアティブで行なわれたものであるが、占領軍はこれにあきたらず、同年二月九日、日本政府に対し、「農地改革についての覚書」を通達した。これは、政府が提出した第一次農地改革に関する法案が、保守党の反対気運によって難航しかけていたとき出されたものであったので、その法案通過を促進する意味もあったが日本の学者等を交えて、日本の農地改革案を検討していた占領軍としては、第一次農地改革を不満足としたからであった。

さればこそ、この覚書は、冒頭において「民主化促進上経済的障害を排除し、人権の尊重を全からしめ、かつ数世紀にわたる封建的圧制の下、日本農民を奴隷化してきた封建的桎梏を打破するため、日本帝国政府は、その耕作農民に対し、その労働の成果を享受させるため、現状より以上の均等の機会を保証すべきことを指令せらる」といふ、強い表現を用い、日本政府に対して具体的事項を示して、より徹底した農地改革の実施を要求し、翌年三月までに新しい改革案をGHQに提出するよう命じたのである。また、第一次改革については、農民組合、革新政党、一部の経済学者からも「不徹底である」との強い批判があった。

この指令を受けて、翌昭和二十一年三月、農林省は回答を提出したが、GHQはこれを第一次改革の内容とほぼ同一のものとして拒否した。このあと、日本の農地改革問題は、対日理事会でも取り上げられ、ソ連代表がドラスティックな改革案を提議したが、アメリカ、すなわちGHQはこれを受け入れなかった。そこで、イギリス連邦代表が代案を提案し、これがGHQによって採択され、これを基礎として作案された「第二次農地改革に関する勧告」が同年六月

月一七日日本政府に示された。

日本政府はこれに基づいて「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」を閣議決定し、さらに、GHQの承認の下に、片山内閣は昭和二十一年九月第二次農地改革の立法措置として、「自作農創設特別措置法」案と「農地調整法中改正法」案を議会に提出、両法案とも一〇月一日無修正で可決成立、一〇月二二日公布された。

このように実施されることになった第二次農地改革の主な内容は、①地主の保有限度を一町歩（北海道は三町歩）とし、不在地主の小作地全部と上記限度を超えた在村地主の小作地を（小作人の意思にかかわらず）国が強制的に直接買収する（自作地で耕作が適正でないもの三町歩―北海道は一〇町歩―も買収しうる）、②買収は昭和二十〇年一月二三日現在にさかのぼって行なう、③買収価格は自作農収益価格による、④以上の改革は市町村農地委員会が担当するが、その委員は階層別選挙によって選出された委員によって構成される、というものであった。また、土地移動の制限強化、低率金納小作料等も確認された。

このように、第二次農地改革については、小作地の地主からの買収・小作農への譲渡が有償で、改革が山林に及ばなかったこと、零細農がむしろ拡大する結果になり、日本の農民は貧困から脱却できないと、その限界を指摘する批判もあったが、第一次農地改革に比べても、格段に徹底したもので、「半封建的」とまでいわれた日本の地主制は崩壊し、日本の農業と農村の構造を根底から変えたといえよう。農地改革後の展開をみると農業の機械化、農業および防除も普及発展して日本の農業生産力は急速に高まり、耕作農家の経済状況も好転して、農村は耐久・非耐久消費材産業の市場として大きく開け、工業の発展にも大きな刺激となったのである。かくて農地改革は、農業と農村のみでなく、日本全般に、大きな経済的、社会的影響を与えたのであった。なお、昭和二十二年四月から農地買収がはじめられ、約五年を経てほぼ同二五年に一段落したが、この間、全国で約一九〇万町歩の小作地が買収され、「解放」され

た(小作地解放率八〇・一%)。全国で改革前約四五・九%であった小作地率は、改革後九・九九%、(その後昭和四〇年では五・一%)となったが、農家レベルで見ると、改革前には全農家中小作農の占める比率が二六%であったのが、改革後は約五%となった。数字の上からみるとまさに劇的な変貌というべきである。

このような農地改革は当然に財政面への影響をもたらした。国としては有償買収、そして有償譲渡ではあるが、事実上の農地買収代金である農地証券の交付額は九二億五〇〇〇万余円にのぼり、このうち九四%が昭和二三、二四兩年度に交付されている。⁽⁵⁾

〔労働改革〕

労働改革は、広義の経済改革にふくめて考えられるし、またアメリカは戦時中から、財閥解体、農地改革とともに労働改革を経済民主化の重要な一環として取り上げていたので、ここできわめて簡単ではあるが概観しておくことにする。

連合国は、さきに既述の「初期方針」(一 民主主義勢力の助長において「労働、産業及農業ニ於ル組織ノ発展ハ之ヲ奨励助長スベシ」と述べ、また「自由の制限除去覚書」および「五大改革」の指示においても、政治運動、労働運動の弾圧に係する法令・警察機構等の廃止、被拘禁者の解放等を指令したが、これらは戦時中、とくに極限状況にまで抑圧していた労働運動を解禁するものであったが、さらに、労働者の団結権、団体交渉権とを体系的に規定する法制、世界水準に立つ労働者保護法等の積極的立法が必要となった。アメリカ側は、第二次大戦中から、日本占領政策の一環として、労働改革も取り上げ、一九四四年陸軍省が作成した「民政ハンドブック(労働編)」でも相当詳しく述べている。アメリカはその後も、占領下において行なわれるべき日本の労働改革についての検討を進め、日本の降伏、そして現実に日本の占領が開始されたのちは、前記のように、「初期方針」で労働組合の組織奨励を明示すると

ともに、とくに「五大改革」の指示では、その第二項でとくに「労働組合の組織化促進」として、「それは労働者の搾取と酷使からの防衛及び生活水準の向上のため有効な発言を許容するが如き権威を賦与するためであり、とくに現在行なわれている児童労働の悪弊を矯正するために必要な諸施設を講ずること」が指摘されたのである。GHQ労働課は、これらをふまえて、日本政府の労働改革を督励したのである。⁽⁶⁾

いっぽう、日本政府内でも、昭和二〇年一〇月、「労働組合ニ関スル法制審議立案ニ関スル件」が閣議了解され(東久邇宮内閣)、厚生省に「労務法制審議会」が設置され、労働組合法案の立案がはじまった。その検討結果に基づき、若干の曲折の後、GHQの援護のもとに「労働組合法案」が第八九臨時議会に提出されて成立、同年一二月二二日「労働組合法」(労働法関係者はその後大幅に改正された現行法に対し「旧労働組合法」とも呼ぶ)が公布され、翌年三月一日から施行された。

この労働組合法は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させ、自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること等を目的とする(同法第一条)ものであるが、①労働者の団結権を保障する、②労働者の争議権を保障する、③労働組合に対する使用者の干渉や介入は不当労働行為として禁止する、④労働組合の正当な争議行為は刑事免責、民事免責を受ける、⑤労働争議のあっ旋・調停、仲裁機関として労働委員会(中央・船員・地方の三種類)を設ける、等のことを規定したものであるが、日本の労働者は、この改革によって、歴史上はじめて労働者の団結権、団体交渉権、争議権が法的に確認されたのである。しかしながら、警察官、消防職員の団結権の否認、公務員の団体交渉権、争議権にきびしい制限の余地を残したことは、現在に至るまで問題を残した。

また、昭和二二年四月七日には、戦前以来の工場法等に代わる労働者保護立法である「労働基準法」が公布(同年

九月一日、一部は同年一月一日から施行)された。「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない」、という文言(同法第一条第一項)ではじまるこの法律は、労働者の賃金、休息その他の労働条件、安全、災害補償その他を規定したものであるが、統一的・体系的な労働者保護立法であり、また国際的水準に立つ内容であること、法律施行のための監督機関を設け、また使用者側の違反に対する罰則が比較的重いことなどが特徴となっている。

さらに、上記とならんで「労働三法」の一つとされる「労働関係調整法」が昭和二一年九月二七日公布(施行同年一〇月二日)されたが、この法律は、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防しまたは解決して、産業の平和を維持すること等を目的とするもので、あっ旋、仲裁、緊急調整等を決めるとともに、争議行為の制限、禁止もふくまれている。上記二法とは立法の契機、精神が異なっている。

ところで、昭和二三年七月二二日、マッカーサー司令官は総理大臣に対し、公務員には争議行為に裏づけられた団体交渉権を与えるべきでない旨の書簡を送り、これに基づいて、日本政府は公務員の団体交渉権と争議権を否定し、罰則を伴うポツダム政令(政令二〇一号)を制定した。これはその後制定された国家公務員法、地方公務員法に吸収された。

〔財閥解体、独占禁止、過度経済力集中排除〕

これらは、大蔵省が占領政策にかかわった問題のなかでもきわめて重要な意味をもっている。本財政史においてもとくに一巻を設け(第二巻「独占禁止」)、三和良一教授が内部資料にも基づいて詳細に論述している(7)ので、ここでは立ち入ることを避け、きわめて簡単にふれるにとどめることとする。

連合国、とくにアメリカは、戦時中から戦後の対日処理政策において、日本の経済的大コンビネーション財閥に注目し、一九四三(昭和一八)年には、早くも国務省作成の「戦後日本の経済的考案」という公の文書において、降伏後の日本に許容すべき日本国民の生活水準、工業とその施設とも関連して農地改革とこの財閥の解体との必要性が取り上げられている(8)。

右の文書は、むしろ日本の財閥については寛大な考え方に立っているといわれており、農地改革と財閥解体等の改革を通じて国内市場を開発すれば、日本は遠からず戦前水準を上回る経済力を回復するという観点からこの問題を取り上げている(9)。いわゆる「日本派」が日本の財閥に対しておおむね同情的であるのに対し、戦後日本の処理案に参画していたグループをふくめて、日本に関心をもつ人たちの間では、日本の財閥は軍部(軍閥)とならんで、日本の侵略主義を推進し、また日本における企業の自由な発展を阻害してきたので、日本の非軍事化と民主化のためには、財閥の解体が必須のことであるという考え方がむしろ主流ないし一般的であったといえよう。

その後、アメリカ国内でも、他の問題と同様、日本の財閥に対する見方、政策については論争があったが、結局、占領開始の時点では、「初期方針」(一九四五〇年九月二二日発表)において「日本ノ商工業ノ大部分ヲ支配シ来リタル産業上及金融上ノ大『コンビネーション』ノ解体計画ヲ支持スベキコト」と述べられ、さらに「初期の基本的指令」(一九四五年一月一日)で「日本の経済制度の民主化」として述べられている政策に集約されたのである。そして、アメリカ政府内部における検討の結果として、統合参謀本部からGHQに対し、財閥の解体、過度経済力の集中排除、独占禁止に関する具体的方策が示され、GHQはこれらに基づいて日本の財閥解体に関する具体的措置をとったのである。この間、アメリカ政府は、C・エドワーズ(国務省カルテル関係顧問、ノースウェスタン大学教授)を団長とする「日本財閥に関する調査団」(エドワーズ調査団)を日本に派遣し、同調査団は昭和二一(一九四六)年一月七日来日、同三月一四日にGHQを通じて陸軍・国務両省に報告書を提出したが、この報告はGHQの財閥解体、過度経済

力集中排除政策の基準となったのである。

GHQの財閥解体措置は、昭和二〇年九月二七日の九財閥に関する資料提出についての指令から開始され、最も重要と思われるもののみを挙げて、「主要金融機関、産業会社の解散・清算を許可制とする指令」(昭和二〇年一月二〇日)、「持株会社の解体に関する覚書」(同年一月六日、日本政府の提案を承認したもの。三井、安田、三菱、住友、の解体計画受領通告、持株会社の活動停止、同族および役員退職、財閥本社と同族の資産凍結、「持株会社整理委員会」の設置、私的独占禁止に関する立法措置等)、極東委員会に対するアメリカ代表の「日本の過度経済力集中に関する政策」案の提出(昭和二二年五月二二日)、「財閥関係者の経済界からの排除に関する非公式文書」提示(いわゆる「アポイント」⁽¹⁰⁾追放を含む。同六月十五日、これによって財閥家族・同籍者、財閥役員退職、就業禁止が命じられた)、三井物産・三菱商事両社の解散指令(同七月三日)、持株会社・集中排除法指定企業とこれらの系列会社の商標・商号・標章の使用禁止令(昭和二三年七月二九日)、日本発送電および各配電会社の分割再編成に関するメモ(昭和二四年七月九日)等である。

日本政府は、これらに基づいて「会社解散制限令」(昭和二〇年一月二四日公布、以下も公布日を示す)、「持株会社整理委員会令」(昭和二一年四月二〇日)、「独占禁止法」(昭和二二年四月一四日)、「過度経済力集中排除法」(同二月一八日、昭和二四年六月までの時限立法)、「財閥同族支配力排除法」(昭和二三年一月七日)、財閥商号の使用禁止令(昭和二五年一月二二日)、財閥商標の使用禁止令(同)等の制定を行なった。

これら、財閥解体とその関連立法・措置を担当したのは大蔵省(財閥一般については金融局産業資金課、財閥系金融機関については同局銀行課)であった。

以上のようにして、連合国の占領下において、とくにアメリカ本国と在日GHQの指令・指導により、財閥解体、独占禁止、過度経済力集中排除が行なわれたのであるが(詳細は最初において述べたようにすべて第二巻と第三巻にゆずる)、

これらは、戦前型日本経済の構造を大きく変え、その影響は社会的・政治的部面に及んだといえよう。とくに、財閥解体等の措置は、措置時点においては当該財閥、当該企業、財閥同族、被追放者、等に対して深刻な打撃を与えたことは事実であるが、旧財閥のアウトサイダー企業が新興産業部門で成長すること、旧財閥傘下企業も旧本社のきびしい羈絆⁽¹¹⁾を脱して独自の経営を行なうことになったこと、総じて若い世代の経営者台頭の機会をつくったこと、全般として日本経済を活性化する役割を果たしたことは否定しえないであろう。日本資本主義がとくに工業部門において世界水準を凌駕するまでに新しい発展をとげるための阻害条件を除去した意義があるといふべきである。いわゆる後年における日本経済の高度成長も、財閥解体、過度経済力集中排除、独占禁止がなければ不可能ともいえよう。

しかしながら、財閥解体等の措置については、アメリカがこのような政策をとった本来の目的、中途におけるアメリカの政策転換の問題⁽¹²⁾、これと関連して集排法が銀行に適用されなかったという問題、財閥解体等の措置の日本経済と各企業に与えた影響等が、まだ確かめられなければならない、あるいは掘り下げられなければならない問題として、学問的にも残されている。

(1) これら諸法令、制度の廃止もおおむね前記のポツダム勅令によった。

(2) 星野安三郎「警察制度の改革」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革』3「政治過程」第七章)参照。

(3) たとえば、東京帝国大学では、航空学科等の廃止、航空研究所の縮小を行ない、これによって廃止された講座・部門を振り替えて、人文・社会学部・研究所の新設・拡充を行なった。

(4) 衆議院・参議院は昭和二三年六月一九日、「教育勅語等排除に関する決議」(衆議院)、「教育勅語の失効確認に関する決議」(参議院)を行なった。

(5) 本財政史第一巻「政府債務」、五四一ページ。

(6) この個所は竹前『GHQ』および『アメリカ対日労働政策の研究』その他、竹前栄治氏の著書・論文によるところ大である。

- (7) この点については、本財政史第三卷第二章第三節でも述べられている。
- (8) ソ連においても、戦前から個人の著書・論文のかたちで日本財閥に関する研究成果が公にされている。
- (9) 本財政史第三卷、五〇ページ。
- (10) 財閥解体にも大臣として関係した故渋沢敬三元大蔵大臣は、生前、筆者のヒヤリングに対し、大蔵大臣として解体を肯じなかつた三菱の総帥岩崎小弥太を訪問し説得にあたつた体験を語つた。この点については元三菱重工業株式会社社長岡野保次郎談話(安藤良雄編『昭和政治経済史への証言』下巻所収)参照。
- (11) 本巻「結び」四参照。

第三節 「日本国憲法」の制定と新憲法体制

一 「日本国憲法」の制定過程

戦後占領期において行なわれた最大の改革は、「日本国憲法」すなわち新憲法の制定(昭和二年一〇月、帝国議会で成立、同一一月三日公布、翌二年五月三日施行)である。そして、この新憲法制定はそれ自体、日本の歴史に残る大変革であるとともに、敗戦、そして占領開始後、ポツダム宣言に基づく占領軍の指令によって、相ついで行なわれた「非軍事化」の諸措置を集大成し、体系化、恒久化したという意義をも持つものだったのである。この意味では、「日本国憲法」は戦後民主化の総仕上げであり、また戦後民主化、戦後改革の象徴なのである。そしてまた、新憲法の下で、政治、行政、司法、経済、社会の構造を根本的に改変する法典の改編が行なわれたのである。

ところで、新憲法制定の過程、とくにアメリカ側のこの問題についての政策の推移については、本財政史第三巻で述べられているので、ここでは立ち入らないこととして、若干のコメントをしるしておくにとどめたい。

ポツダム宣言では、憲法問題には直接は触れられてはいないが、すでに述べたように、同宣言以来、連合国とくにアメリカが日本の政治形態について公に示した路線は、「日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ責任アル政府」(ポツダム宣言)を樹立することに尽きるものであり、これは、日本がポツダム宣言を受諾するか否かという時点における、ポツダム宣言の解釈に関する日本の問合せに対する連合国の回答においても、また、「初期方

針」等においても貫かれていた。そして、日本の政府関係者には、敗戦直前、直後の段階ではまだ憲法改正の必要性についての問題意識は全くなかったか、あるにせよきわめて乏しいものであった。また、ポツダム宣言等が直接に憲法問題に触れていなかったことは、新憲法(現行憲法)制定過程、そして、その後の現行憲法制定過程についての理解をとくに複雑にしたといえよう。連合国、とくにアメリカが、日本の憲法改正の必要性を明言しなかったのは、ポツダム宣言が掲げている「日本国民ノ自由ニ表明セル意思」という建前と、憲法の基本問題、とくに「天皇」の問題について連合国の内部でも意思統一ができていなかったことによるものである。

アメリカ側の文書でこの問題をはじめて公に取り上げたのは国務・陸海軍三省調整委員会(SWNC)の決定「日本の統治体制の改革」(Reform of Japanese Government, SWINCC 228. 以下SWNC228と記す)であったが、ここでは天皇制が存続する場合と天皇制を廃止した場合に分けて、基本的人権の保障、元首の権限の制限、議会に基礎を置く責任内閣制、貴族院の民主化とその権限の制限、枢密院の廃止、軍部大臣の文民制、警察・教育の中央集権排除等がうたわれていたが、この文書は、その後におけるGHQの憲法問題についての日本政府との接触にとってきわめて重要な意味をもった。⁽¹⁾

ところで、憲法改正「日本国憲法制定過程を日本側の動向を中心としてあつづけると(以下、憲法改正に直接関係のない事項および連合国側の動向をふくむ)、法制局内部での非公式検討が行なわれたあと、マッカーサー司令官の近衛文麿国務大臣(東久邇内閣の副総理格無任所国務大臣)に対する憲法改正に関する口頭示唆(昭和二〇年一〇月四日)、マッカーサー司令官の幣原総理大臣に対する「憲法の自由主義化」口頭指示(同一〇月一日)、近衛文麿(一〇月一日)と憲法学者佐々木惣一(一〇月三日)を憲法改正問題調査のため「内大臣府御用掛」に任命、⁽²⁾政府(幣原内閣)松本丞治国務大臣を主任として憲法改正に関する研究開始(一〇月三日)、内閣に「憲法問題調査会」設置(「松本委員会」、委員長松

本国務大臣、一〇月二五日)、GHQスポークスマン、近衛の憲法改正案作業についてはGHQは関知せずと声明(一月一日)、近衛文麿「帝国憲法改正要綱」(近衛案)を天皇に呈出(一月二日)、佐々木惣一、「帝国憲法改正の必要性」(佐々木案)を天皇に進講(一月二四日)、松本国務大臣が議会答弁において憲法改正問題について「松本四原則」⁽¹⁾天皇統治権総攬には変更を加えず、⁽²⁾議会議決事項の拡大と天皇大権の一部削除、⁽³⁾国務大臣の権限・責任の拡大、⁽⁴⁾人民の自由・権限の拡大)を發表(二月八日)、天皇、神格化否定詔勅(昭和二年一月一日)、マッカーサー司令官、ホイットニー民政局長に対し前記SWNC228を基礎とした「象徴天皇制」「戦争放棄」「封建制度(華族制度)の廃止」三条件によるGHQ独自の日本憲法改正草案作成を指示(二月三日。同一〇日、マッカーサー草案完成)。政府、憲法改正につき松本委員会作成の「憲法改正要綱」(松本草案)をGHQに提出(同二月八日)、GHQ(ホイットニー)、松本国務大臣・吉田茂外務大臣に対し「松本草案」を拒否し、マッカーサー草案を手交(二月三日)、幣原総理大臣、マッカーサー司令官を訪問して、マッカーサー草案の骨子受諾を表明(二月二日。二月二日マッカーサー草案受入れを閣議決定)、政府、マッカーサー草案に基づく憲法草案を司令部に提出(三月四日。日本政府、GHQと協議して最終草案を三月五日確定)、政府、「憲法改正草案要綱」(主権在民・象徴天皇・戦争放棄を規定)發表、マッカーサー司令官、日本政府の改正案全面承認を声明(三月六日)、政府、憲法改正(日本国憲法)草案發表(四月一七日)、枢密院、憲法改正案を可決(六月八日)、金森徳次郎、憲法問題専任大臣として国務大臣に就任(六月一九日。第一次吉田内閣)、政府、憲法改正案を議会に提出(六月二〇日)、マッカーサー司令官、憲法審議について極東委員会の決議に基づく三原則(十分の時間と機会、明治憲法との完全な継続性保持、国民の自由な意思の表明)について声明(六月二日)、衆議院、憲法改正案を修正可決(八月二四日)、貴族院、憲法改正案をさらに修正の上可決して衆議院に送付(一〇月六日)、衆議院、憲法改正案についての貴族院の修正に同意、改正案(「日本国憲法」)議会で成立(一〇月七日)、枢密院、憲法改正案を可決(一〇月二九日)、「日

本國憲法」公布（十一月三日、昭和二年五月三日施行）、という経過をたどったことになる。⁽³⁾

この間、極東委員会は、在日SCAPの日本の憲法問題の取扱いについて不快感を抱き、全会一致で新憲法の採択過程に参与したい旨を決議したりしたが（昭和二二一九四六年四月一〇日、マッカーサー司令官はこれを拒否）、マッカーサー司令官も、日本の議会における審議方針についての同委員会の決議を採用したこともあり、最終段階では全会一致で日本国憲法案の基本原則（主権在民、民主化の勧奨等）を全面的に承認した。

いっぽう、日本国内では、自由党、進歩党、社会党、共産党等の各政党も憲法改正案を発表したが、自由、進歩両党のものは「国体護持」の立場に立ち、前記松本案に近かった。これに対し、社会党案は「主権在民」に徹底してはいなかったが、天皇の統治権を著しく制限するものであった。共産党案は人民主権、天皇廃止という最も徹底したものであった。

また、一般民間においても、いくつかの試案が出されたが、このうち憲法研究会（室伏高信、岩淵達雄、高野岩三郎、森戸辰男、杉森孝次郎、鈴木安蔵）の改正案は社会党案に近いが、「国民主権論」を原則としたもので、司令部にも影響を与えたといわれる。またこの研究会のメンバーである高野岩三郎博士（東京大学名誉教授、戦後日本放送協会会長にも就任）の私案は、天皇制度の廃止を主張している点で注目をひいた。

なお、憲法には重要ないわゆる「財政条項」があり、しかも新憲法においては、これらが旧憲法に対して大きく、またきわめて重要な点で改正されたが、これらについては、次項でも触れるが、財政制度全般の改革の個所において述べることにする（本節第三項参照）⁽⁴⁾。

二 新憲法の特徴

新憲法、すなわち「日本国憲法」がどのような特徴をもっているかは、この憲法にはいわゆる財政条項がある、というだけでなく、その後の日本の財政がすべて、この憲法によって改編された諸制度を前提として運営されるにいたったという点においても、財政史的にも重要な意味を持っているので、ここで簡単ながら一応触れておこう。

「日本国憲法」には、民主主義・平和主義・基本的人権の尊重、という三原則が基礎となっているというのが定説といえよう。このような理念を背景として、「日本国憲法」は次のような具体的特徴をもっている。

(1) 国民主権（主権在民）であること。

天皇と皇室制度は残されたが、天皇は「象徴」となり一切の行政権に権能をもたない。代表民主制の原則が貫かれ、また国民は最高裁判所裁判官の審査権、地方自治に関する直接請求権をもっている。

(2) 国会が国権の最高機関、国の唯一の立法機関であること。

二院制をとるが、両院とも、議員は性的差別もない平等の選挙権、被選挙権に基づいて直接に選ぶ。国会は立法権を独占し、財政に関しても後述するように国会の地位は高まった。旧憲法にあった天皇の大権による緊急勅令、財政上の緊急処分制度も廃止され、代わって参議院の緊急集会の制度が採用された。また国会は内閣総理大臣の指名権をもち、旧憲法時代の「大命降下」は完全に廃絶された。

(3) 内閣が行政権の主体であること。

行政権は内閣に専属し、天皇はなんら関与しない。また旧憲法にあっては、しばしば内閣の行政に介入した根

密院は廃止された。また内閣総理大臣の権限は強化され、國務大臣の罷免権をもつこととなった。

(4) 司法権の独立が強められたこと。

司法権の独立性が高まり、違憲審査権を持ち、また行政裁判も普通裁判所で行なわれることになった(行政裁判所は廃止された)。裁判官の身分保障が確立したが、国会に裁判官を訴追する裁判官弾劾裁判所が設けられることになった。

(5) 基本的人権が広範に保障されていること。

基本的人権の享有と本質等の一般的規定のほか、思想・信教・集会・表現・学問の自由、生存権等広範な国民の民主主義的自由と権利が具体的文言で保障されている。また「法の下での平等」の原則が確立され貴族制度も廃止された。教育の機会均等も宣言されている。

(6) 戦争の放棄と戦力の否認が宣言されていること。

以上のほか、憲法と皇室典範との関係、憲法改正手続等も民主化された。

なお、とくに「日本国憲法」の第一章において定められた財政条項は、「大日本帝国憲法」のそれとは著しく異なっているが、ここでは、このような条項も新憲法全体の構成の一環であり、新憲法の立法精神によって貫かれているものであることを指摘しておくこととする。

三 財政改革

新憲法、すなわち「日本国憲法」の制定に伴って、日本の財政制度は大きく改編されることになった。占領開始直

後、すなわち憲法改正前においても、占領軍当局の指令、指示等に基づいて非軍事化、民主化の措置がとられたが、これらは応急的な改革というべきものであり、新憲法の制定とともに、体系的・全面的な改革が必然的となったのである。これは、とくに財政制度はいわゆる財政条項をもつ憲法とは直接の関係があっただけに当然といえよう。

ところで、日本国憲法における財政条項(第七章「財政」)を旧憲法(「大日本帝国憲法」いわゆる明治憲法)のそれ(第六章「会計」と対比すると、次のとおりである。

財政条項の比較

日本国憲法(第七章「財政」)

第八三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第八六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

第八八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費

大日本帝国憲法(第六章「会計」)

第六二条 新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ属スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ収納金ハ前項ノ限ニ在ラス

国債ヲ起シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

第六三条 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ旧ニ依リ之ヲ徴収ス

第六四条 國家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六五条 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六六条 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セ

用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第八九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九〇条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第九一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第六七条 憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果

ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議會之ヲ廃除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六八条 特別ノ須要ニ因リ政府ハ予メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝国議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六九条 避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル為ニ予備費ヲ設クヘシ

第七〇条 公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財産上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七一条 帝国議會ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ

第七二条 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議會ニ提出スヘシ
会計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

右の対比でも明らかのように、旧憲法では、①「財政」条項は、「会計」という一般行政事務的な位置づけになっている、②皇室経費は聖域化している、③天皇大権に基づく既定費、義務費は政府の同意がなければ議会といえども廃除・削減できない、④継続費を認める、⑤官業等の料金等の手数料・収納金についての議会議決権が制限されている、⑥緊急事態においては、議会の事後承諾を条件として勅令による財政上の処分ができる（「財政上の緊急処分」といわれた）、⑦議会において予算不成立の場合、前年度予算を施行できる、という規定になっていた。まさに、天皇主権

で議会は「協賛機関」に過ぎない「大日本帝国憲法」にふさわしい条項が連続し、「天皇の財政」であって「国民の財政」ではないとも評されたゆえんである。

これらの非民主的条項は、国民主権で、国会が国権の最高機関、国の唯一の立法機関である「日本国憲法」においては廃絶され、財政は「天皇の財政」から「国民の財政」へと転換したのである。

新憲法には、前掲以外にも財政に直接、間接関係のある条項があるが、また既述のように、憲法全般の立法精神と構成が旧憲法に比べて根本的に変わったので、財政制度は前述以外の点でも大きく変わった。財政関係の法体系も、(旧)憲法―(旧)会計法―(旧)会計規則から、(新)憲法―(新)財政法―(新)会計法―予算決算及び会計令となったのであるが、会計検査院法、国有財産法、物品会計法も右に伴って改正された。

ところで、「財政法」(昭和二二年三月三十一日公布、同四月一日施行)がとくに新たに制定されたことはきわめて重要であるが、また「地方財政法」(昭和二三年七月九日公布・施行)が制定されたことも特記すべきことである。これは新憲法における地方自治の確立(第八章)と、これに伴う「地方自治法」(昭和二二年四月一七日公布、同五月三日施行)に対応するものであった。

財政制度については、これまた占領下において大きく改編された財政機関とともに、本財政史第四巻において、地方財政については第一六巻においてこれらは詳述されているので、それらの制定過程と内容についてはここではいずれも立ち入らないことにする。

ただ、ここで二つのことを指摘しておくこととしたい。

その第一は、財政法に、第四条(歳出財源の制限)、第五条(公債発行・借入金借入の制限)が設けられたことである。これらは、「満州事変」以来の、軍国主義下の財政の推移の教訓に基づくものであるが、とくにGHQの介入によるの

ではなく、大蔵省の発案によって決定されたということはとくに注目されることである。⁽⁵⁾

第二は、大蔵省の解体、改称は行なわれず、また、主計局機能の大蔵省からの分離も行なわれなかったことである。⁽⁶⁾

つぎに、税制の大幅な改編も、占領期、というより日本財政史上画期的な改革であった。この税制改革については本財政史第七、八巻で詳述されているが、ここでも若干の点を指摘しておくことにする。

新税制は、この新税制を勧告したアメリカの税制調査使節団の団長カール・シャウプ教授（アメリカの経済学者、コロンビア大学教授、財務省顧問）の名をとって「シャウプ税制」と呼ばれ今日にいたっている。

シャウプ使節団来日前においても、インフレーションの高進に対応するかたちの税制の手直しが行なわれたが、これらは応急的なもので、基本的には日中戦争後期以降戦時中施行されてきた「昭和一五年税制」がそのまま継承されていたのである。

シャウプ使節団（シャウプ博士をふくめて六名のアメリカの学者と一名の実務家で構成されていた）は、昭和二四年五月一日来日し、日本側の三名の経済学者顧問に協力を求めて三カ月にわたり地方税等をふくむ調査を行ない、同年八月二十六日マッカーサー司令官に提出、九月一六日同司令官は吉田茂総理大臣に示し、その内容も公開された（「シャウプ報告」または「シャウプ勧告」）。

シャウプ使節団が来日したときは、あたかも後述するドッジ・ラインに基づく財政・金融政策が展開されていた時期であったが、必ずしも当初からドッジ・ラインとシャウプ税制が結びついたものではなかったようである。しかしながら、シャウプ勧告は、それに時間的に先行したドッジ・ラインを念頭に置き、その提示した財政政策に沿ってインフレーションを抑制し日本経済の「安定」を図るという路線に立っていたのである。

シャウプ勧告は、右のほか、日本の税制は、運用の面をもふくめて公平にする必要がある、税制の運用を適正にする必要がある、個人所得税が高率である、地方財政が貧弱である、という認識に立って、個人・法人に対する所得税を中心とする国税体系、不動産税（地租・家屋税を再編する）、住民税を中心とした地方税体系を整備し、いっぽうでは間接税は最小限に整理し直接税中心の新租税体系を確立するという税制の大改革と、税務行政・徴税制度の近代化を提言したのである。以上の背景には、地方自治の強化の必要性、法人課税は廃止が理想的で個人レベルでの課税に限定すべきである、二重・重複課税は避けるべきである、税制面から（当時の）日本の資本蓄積を促進するためには独自の方式が必要である、という考え方があったといつてよいが、短絡的にその意義を規定しえない相当複雑な論理と具体系の上に立っているといえよう。

シャウプ勧告は、昭和二四年度においても若干取り入れられたが、昭和二五年の税制改正はシャウプ勧告が完全にはなかったが大きく取り入れられた（昭和二五年四月関係税法改正が第七国会で成立）。しかしながら、地方税の改正は、政情混乱のため、臨時国会に持ち越された（昭和二五年七月第八臨時国会で成立）。

シャウプ勧告は、完全に履行されなかったが、昭和二五年後半からは、朝鮮戦争の勃発と「特需ブーム」の到来により日本の経済事情の激変するなかで影響力がうすれはじめ、昭和二八年度の税制の大幅改正によってシャウプ勧告の路線は「最終的に崩壊した」とさえされている。⁽⁷⁾

しかしながら、シャウプの名はドッジの名と共に、日本財政史上消えることがないように、また「シャウプ税制」の残した「青色申告」も定着したように、シャウプ税制はその考え方とともに後年まで日本の税制に絶大な影響を及ぼし、シャウプ勧告とは相当へだたったかにもみえる現行税制にもシャウプ勧告の原理と骨格が相当程度残されているといえよう。

「シャープ税制」の詳細については本財政史第七、八巻（租税制度は石弘光教授、税務行政については、植松守雄氏執筆）の論述にゆずることとする。

四 金融制度の改革

連合国による日本占領直後にされた「初期方針」「初期の基本指令」その他の指令等が、金融関係にも触れていることは、すでに述べたとおりであるが、GHQのその後における措置をふくめて、日本の金融制度も相当大きく変わった。これは要約すると、

- (1) 戦時金融制度の廃止
 - (2) 日本銀行制度の改革
 - (3) 特殊銀行制度の廃止
 - (4) 新金融機関の設置
- ということになる。

まず、(1)は金融機関と資金体制の「平時」への「復帰」という意味をもつものであるが、占領軍からみれば「非軍事化」の一環をなすものであった。戦時中設けられた、戦時金融金庫その他の戦時金融機関、軍需融資金融機関制度、資金統制制度、命令融資制度、全国金融統制会等の廃止がそれであるが、「日中戦争統制三法」の一つとされていた、臨時資金調整法は戦後も存続し、GHQの指令によって昭和二三年四月にいたってようやく廃止された。

(2)は具体的には、GHQの指示による「政策委員会」の導入である。これは日本銀行の国家機関的性格を修正し、その中立性を保障しようとしたものであるが、戦時中に制定された「日本銀行法」第一条の「日本銀行ハ国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為国家ノ政策ニ即シ……」、第二条の「日本銀行ハ専ラ国家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルベシ」という規定には手が触れられず、そのまま存続したことは注目されてよい。

(3)は日本興業銀行、日本勸業銀行、横浜正金銀行、北海道拓殖銀行等の国内のいわゆる半官半民の特殊銀行の民間銀行への性格変更と、台湾銀行、朝鮮銀行その他の植民地・占領地の半官半民金融機関の閉鎖である。しかし旧国内特殊銀行のうち、興銀、勸銀の事実上の後身の一つである日本長期信用銀行、朝鮮銀行の系譜をひく日本不動産銀行（現日本債券信用銀行）のいわゆる長期信用三銀行と正金の後身である東京銀行にはその後金融債の発行が認められた。

(4)としては、一方では復興金融金庫、のちには、日本開発銀行、日本輸出入銀行、各種公庫等その他の政府金融機関の設置と、長期信用銀行制度、相互銀行制度の創設（在来の無尽会社は原則としてこれに改組）、信用金庫法の創設、農林中央金庫・商工組合中央金庫等の整備等がある。

以上のほか、預金部資金の資金運用部資金への改組その他の再編成も行なわれたが、全体としては過度の国家統制と特権の排除、民主化という路線による改革であるが、必ずしもドラスティックな改革とはいえない。詳論は本財政史第一〇、一二、一三巻等にゆずることとする。

金融制度の改革と並んで注目を要するのは、証券制度の改革である。この場合、「証券民主化」がキャッチ・フレーズとされ、そのための機構と制度の改革、政策の展開があったが、これはまた戦後の特殊な段階における資本蓄積促進のためのものでもあった。また株式取引所は戦前の株式会社形態、戦時中の特殊法人日本証券取引所に代わって会員組織の証券取引所に改組された。これらの問題を含めてGHQの指示によって改正「証券取引法」（昭和二三年四月一三日公布）が制定されたのである。

要するに、占領期における証券制度の改革は、「証券民主化」の意義とその限界という問題に帰着することになるが、詳細は本財政史第一四巻「証券」にゆずることとする。

なお、以上のほか、占領期における財政・金融に関する改革は各部分にわたって広範に行なわれたが、それらはそれぞれ前記の各巻において詳述されている。

- (1) 本財政史第三巻、二一七—二二一ページ参照。
- (2) 憲法改正問題調査のため近衛・佐々木を宮中の内大臣府御用掛に任命したのは、明治憲法ではその改正は勅命によると規定されていたためであったが、当時すでにこの措置には批判が生じた。
- (3) 本財政史第三巻、二二二—二二六ページ、岩波書店版『近代日本総合年表』その他による。また憲法制定過程については、清水陸「憲法『改正』と議会制度改革」(東京大学社会科学研究所前掲書、3「政治過程」第三章)、末川博編『資料・戦後日本史3、法律』にもよった。
- (4) 以下をふくめて財政制度の改革については、高橋誠「財政制度改革」(東京大学社会科学研究所前掲書、7「経済改革」第四章)によるところ大である。
- (5) 河野一之口述「財政制度の改正」(東京大学占領体制研究会資料)による。
- (6) 主計局機能を大蔵省から分離し、アメリカ方式による「予算庁」の設置も非公式には話題になったが、正式な問題とはならなかったようである(前掲河野口述等による)。
- (7) シャウブ勧告については、林健久「シャウブ勧告と税制改革」(東京大学社会科学研究所前掲書、7「経済改革」第五章)によるところ大である。

結 び

一

戦争の終結を迎え、戦時中、とくに太平洋戦争期においては、どちらかといえば比較的地味な存在であった大蔵省は、外務省とともにふたたびきわめて大きな役割を演ずることとなった。外務省は、ポツダム宣言の発表される直前のころから、まだ一般国民には知らされない状態のもとはあったが、「和平」の問題、とくにポツダム宣言の諾否をめぐる連合国との接触を中心に、その活動が俄かに高まった。大蔵省内でも、戦争末期には戦争終結に備えての研究が行なわれてはいたが、戦争終結が現実となってからは、大蔵省の存在とその姿勢、政策が、経済界のみならず、全国民の前でクローズ・アップされるにいたったのである。しかし、「ポツダム宣言受諾」というかたちをとった戦争終結といっても、それはまぎれもなく敗戦であり、しかも日本経済は荒廃の極に達し、財政も危機に直面することは必至とされていたうえに、連合国の占領と管理にも対応しなければならぬという、まさに異常な状況のもとで、戦後日本財政はスタートを切らなければならなかっただけに、財政当局の果すべき使命は重く、かつきびしいものであった。

この間の状況については、当時の大蔵省在任者、とくに幹部であった人たちが感慨をもって回顧し、その記録も残されているが、敗戦と同時に成立した東久邇宮内閣に大蔵大臣として入閣した故津島寿一も、東久邇宮から就任要請を受けた時、「未曾有の難局であるから、微力到底その任ではない」としていったんは辞退した経緯を述べたのち、

「幸いにかあゝいった大きな変革の局面、人心動揺の時期であったが、銀行等金融機関の預金取付もなく、モラトリアム等の非常手段を行う必要もなく、財界の混乱も危機勃発という形をとらずにすんだ」と回顧している。⁽¹⁾これは、敗戦直後の財政最高責任者が敗戦という大衝撃により銀行の一齐取付などが起こりパニック状態に陥ることをいかに危惧していたかということを実に示しているともいえよう。そして、津島蔵相は敗戦五日後の八月二〇日、省内に終戦直後の諸対策を企画立案するため「戦後緊急対策室」を設けたのである。

また、敗戦半月後の九月一日、津島大臣の下で文書課長に就任した愛知揆一（のち銀行局長、大蔵政務次官、内閣官房長官、大蔵大臣等歴任）も就任の日の省議メモの欄外に、とくに毛筆で「文書課長拝命……此ノ際全ク私事ヲ顧ミズ公事ニ没入シテ体当リ戦法ヲ採ルベク闘志ヲ新ニス」としているが、当時の省内の緊張感をリアルに伝えるメモといえよう。「大日本帝国政府」の名入ながら粗末なザラ紙に鉛筆でしるされたその後の愛知課長のメモは、さらに対占領軍交渉、対内政策等敗戦直後の大蔵省があわただしく処理しなければならなかった事項が連綿としてしるされている。九月一四日付のこのメモには、大臣から次官への指示として「戦時ノ統制法規（大蔵省関係）ハ之ヲ全廃スルコトトシ、例外トシテ残ス必要アルモノ（改正ヲ加ヘテ残スモノヲ含ム）ハ何ナリヤ具体的ニ明示スルコト（廃止スルモノヲ別紙ニ掲記スルコト）右ハ火曜日（十八日）閣議ニ持参ス……」と、これまた毛筆で大書されている。これらには当時の一種緊迫した雰囲気と状況が生々しく反映されている。⁽²⁾

このような状況のなかにあつて、大蔵省内では、戦後日本の財政再建に関する構想が討議され、同年十一月五日「閣議了解」となった「財政再建計画大綱要目」⁽³⁾が作成されたのであるが、省内検討に当たって諸官から提出された意見の一つとして愛知文書に綴じられている大平正芳主計局事務官（のちの大蔵大臣、総理大臣）のメモを掲げておこる。のちに政治家となった当時の青年事務官の考え方の一例として興味深いものがある。

財政危機対策要綱メモ

一、想定

- (一) 国民経済の縮小再生産の加速度的進行
 - (イ) 経済基盤（特に生産力、輸送力）の縮小と疲労
 - (ロ) 経済道義の弛緩
 - (ハ) 国家権力と国家信用の崩壊
 - (ニ) 労働秩序の暴力的破壊
 - (ホ) 戦時資本主義の蓄積涸渇
 - (ヘ) 連合国の対日支援を早急に期待し得ないこと
- (二) インフレーションの執拗な昂進
 - (イ) 縮小再生産の加速度的必至
 - (ロ) 賠償その他対外債務の重圧
 - (ハ) 対内的戦後施策の累増
 - (ニ) インフレ統制力の崩壊
 - (ホ) 以上各原子の同時的進行による先行不安の一般化
- (三) 一般的危機への転化の危険性濃厚

二、対策

(一) 前提

- (イ) インフレ必至と一般的危機への転化の実勢把握

- (ロ) 既成の政策理念の抛棄
 - (A) 崩壊した国家権力と国家信用の冷徹なる評価替
 - (B) 「上からの統制」に代ふるに「国家自体の商人化」
 - (C) 固定した低物価政策の勇敢なる抛棄
 - (D) 国家による信用造出可能性の断念
- (二) 財政対策
 - (イ) 重点を歳出より歳入に移行せしめること
 - (ロ) 租税の原始的復元……直接税より間接税への重点移行
 - (ハ) 砂糖、食糧品等の輸入専売の急速実施
 - (ニ) 価格差補給制を廃止し米麦等に対し逆に軽度の価格差益の徴収
(困窮者については別途リリーフの方法を講ずる)
 - (ホ) 公債公募主義の貫徹
 - (ヘ) 歳出を歳入限度に喰ひとめる
 - (ト) 進駐軍費の進駐軍移管断行
 - (チ) 地方財政の自治性促進、税源の地方復元
 - (リ) 国家資本の闇市場操作の大規模なる推進
- (三) 労働対策
 - (イ) 組合の経営参加の推進……企業体制の民主化促進
 - (ロ) 組合員の持株勧奨
 - (ハ) 企業の国家管理権の獲得と労働予備軍の編成及動員秩序の建立

(四) 物価及配給政策

- (イ) 主食、肥料及石炭についてのみ物価の公定(但し現行公債の大幅引上)と強力なる配給管理を断行す
- (ロ) 崩壊に瀕した国家権力を(イ)の面に結集し他は自由の流通に放任すること

三、注意事項

- (一) 司令部に対する折衝は国民経済、国家権力、経済秩序の現実を率直に訴へ財政再建によるインフレの昂進速度緩和と占領政策の円滑なる推進を担保する意図を闡明すること
- (二) 先づ新聞により輿論を喚起し吉田内閣の命運を賭けた国策に化体せしめること
- (三) 新しい国家再建の哲学(貧血した概念哲学ではなく生々しい生活哲学)の創造とその巧妙なる宣伝方途を新しい囚はれない感覚でつくり上げること

東久邇宮内閣は、既述のようなGHQの内務大臣等の罷免命令のため短命で倒れ、昭和二〇年一〇月九日幣原内閣が成立したが、この内閣で大蔵大臣に就任した子爵渋沢敬三(渋沢財閥の当主、日本銀行総裁から入閣)も、まだ混乱のつづくなかで、大蔵大臣に就任し、とくに燃えさかりつつあったインフレーション、戦時補償の問題⁽⁴⁾に直面したときにあわただしい雰囲気⁽⁵⁾の回想を後年筆者との対談で語っている。

敗戦直後、とくにインフレーションが爆発し、高進しつつあったころ、第一次大戦直後のドイツの破局的インフレーションを思い起こして、敗戦即破局的インフレーションを予想した学者の間には、当時、政府のインフレーションについての認識については批判もないではなかったが、関係諸文書等をみると、財政再建の見とおし⁽⁶⁾についての大蔵省当局の現実を直視した姿勢ときびしい見とおし⁽⁶⁾が感じられる。

以上、関係者の回顧、メモ等によって敗戦直後の大蔵省の雰囲気について述べたが、敗戦直後から占領期を通じて、日本の財政は幾多の重要な問題と取り組まなければならなかった。これらは、①敗戦直後の応急的措置(戦争終結に伴う諸措置と占領軍進駐の受け入れをふくむ)、②財政の非軍事化、③財政・租税・金融制度の民主化・改革、④戦時補償(軍需補償)の処理、⑤インフレーションへの対応とその収束、の五点に集約しえよう。

このうち、「民主化改革」の問題については、すでに概観したが、その他の問題については、問題の所在と、本財政史において当該問題について論述している巻を記し、詳細はすべてそれらの記述にゆずることとする。

- (1) 戦時補償の打切り(第一二巻「政府債務」と企業の再建整備(第一三巻「企業財務」)
- (2) 国債その他戦時債務の処理(第一二巻「政府債務」)
- (3) インフレーションの高進とその収束過程、とくに金融緊急措置令とドッジ・ライン(第五巻「歳計(1)」、第一二巻「金融政策」)
- (4) 生産再開(傾斜生産方式等)(第一二巻「金融政策」、経済復興と財政問題(第五巻「歳計(1)」、第六巻「歳計(2)」)
- (5) 終戦処理(第一巻「賠償・終戦処理」)
- (6) 賠償問題(第一巻「賠償・終戦処理」)
- (7) 各年度の歳計(予算・決算)(第五巻「歳計(1)」、第六巻「歳計(2)」)
- (8) 財政再建計画(第五巻「歳計(1)」)
- (9) アメリカの対日援助と財政問題(第三巻「アメリカの対日占領政策」、第一三巻「見返資金」)

- (10) 国際金融・貿易に関する問題(第一五巻「国際金融・貿易」)
- (11) 物価・給与問題(第一〇巻「物価・給与」)

なお、既述の問題を詳述しているのは左記のとおりである。

- (1) 財政制度・財政機関の改革(第四巻「財政制度」「財政機関」)
- (2) 地方財政改革(第一六巻「地方財政」)
- (3) 金融制度改革(第一三巻「金融制度」)
- (4) 証券制度改革(第一四巻「証券」)

なお、政治・行政・地方自治・経済・労働・社会・教育・司法・警察等の諸改革、また産業・交通・港湾・通信・建設・医療・社会保障等に関する財政問題等は「歳計」または「地方財政」の巻に分けて論じられている。

さらに既述のほか、租税については第七巻、第八巻、関税については第六巻、政府関係機関については第一三巻、国有財産・造幣・印刷局関係・専売については第九巻、各資金・基金、物価・給与については第一〇巻、保険・証券については第一四巻、企業財務については第一三巻でそれぞれ取り上げて論述している。

なお、本巻の巻末には、全巻の総目次を掲げているので、これをも参照されたい。

三

ここで前記の諸問題に関連して、二点について触れておくこととする。

その第一は、ドッジ・ラインの問題である。この問題は、戦後占領期における最大の財政問題の一つです。すでに非常に多くの機会に論じられ、本財政史でも第五巻「歳計(1)」、第一二巻「金融政策」で詳しく述べているが、ここで若

干のコメントを付しておこう。

この問題はほとんど論じつくされているし、その経緯はいま挙げた本財政史第五巻、第一二巻ならびに、東京大学社会科学研究所前掲書において、新しい資料と解釈に基づいて論述されているので、ここでは立ち入ったことを避けるが、ここにはアメリカ本国と在日占領軍(GHQ)にまたがる論争、見解の相違、また日本国内における論争とのからみ、そしてアメリカ内部における対日政策全般をめぐる論争とのからみ、といった複雑な問題があった。これは別の面からいえば、「中間安定」か「一挙安定」かという点を争点とした問題であった。すなわち、ドッジ・ラインの主役ドッジは、経済理論でも、政治的にも保守的な銀行家であったが、ドッジ来日の直前「円レート政策に関する特別使節団」の団長として来日したヤングとともに、日本経済については一挙安定論者であった。いっぽう在日GHQの、とくにニューディーラーたちは「中間安定論」であり、マッカーサー司令官もこれを支持していた。また、日本の政府、とくに経済安定本部(安本)のブレイン・トラストともいべき経済学者(マルクス経済学系、近代経済学系をふくめたりベラルな学者が中心であった)も「中間安定論」であり、在野の学者(どちらかといえばマルクス経済学系の)のなかには強い「一挙安定論者」がいた。そしてたまたま、ドッジ・ライン提示の直前の更迭によって(昭和二四年二月一六日第三次吉田内閣成立)大蔵大臣となった池田勇人(のちの総理大臣)は、現職大臣としての立場もあつたであろうが、ドッジ・ラインを積極的に推進したのである。したがって、いささか図式的には過ぎるが、アメリカ本国の保守・反共派と日本の在野進歩派経済学者が「一挙安定論」、在日アメリカ占領軍内のニューディーラーとマッカーサー司令官、そして日本の安本ブレイン・トラストの学者が「中間安定論」という複雑な地図もえがきたのである。後年にいたってもかつてのGHQのニューディーラーは、われわれのヒヤリングに際して、ドッジとドッジ・ラインを強く批判し、「もし朝鮮戦争による特需ブームがなかったならば日本経済はドッジ・ラインのため破滅したであろう」とまで極言している。⁽⁹⁾しかも、アメリカの「一挙安定論者」は次に述べる対日政策転換論者ともオーバーラップしていたのである。この意味では、ドッジ・ラインは財政金融史上の重要問題であるばかりでなく、財政・経済政策とその理論、経済史、政治史の研究にとってもきわめて重要な問題で、さらに掘り下げられるに値しよう。

四

第二は、いわゆる「占領政策の転換」の問題である。

アメリカの占領政策は、その初期には、日本の非軍事化、民主化に集中され、賠償についてもきびしい取立て方針が示されていた。また、たとえば、労働問題についても、当初は労働運動の解放・育成が図られたが、昭和二一年五月になると「大衆示威の行きすぎ」の警告が行なわれ(同年五月一九日の「食糧メーデー」に対し、同月二〇日マッカーサー司令官が声明を発表)、その後「二・一ゼネスト」に対する禁止命令(昭和二二年一月三一日)、マッカーサー司令官の指令に基づく公務員の団体交渉権・罷業権を禁止する政令公布(「政令二〇一号」、昭和二三年七月三一日)、いわゆるレッド・パージに関するマッカーサー書簡(昭和二五年七月一八日)と、次第に労働運動の激化を抑える方向を濃くしていった。また、財閥解体、独占禁止、過度経済力集中排除にしても、「エドワーズ使節団」報告(昭和二二年三月)に沿う段階では相当にきびしいものであつたが、「カウフマン報告」(昭和二二年九月)を経て、「五人委員会」(委員長キャンベル)の来日(昭和二三年五月)を契機とする集排措置の大幅緩和が行なわれた。さらに、賠償問題でも最もきびしかった「ポーレー最終報告」(昭和二二年一月発表)、軍需のみに限定した「第二次ストライク報告」(昭和二三年二月発表)、大幅に緩和した「ジョンストン・ドレーパー報告」(同年五月発表)へと変わっていった。

この間、ロイヤル・アメリカ陸軍長官は、一九四八(昭和二三)年一月六日、サンフランシスコで、「日本は今やア

シアにおける新しい全体主義(共産主義)に対する防壁となりうる」という演説を行ない、朝鮮戦争勃発直後の昭和五年七月八日にはマッカーサー司令官は、日本政府に対し警察予備隊設置というかたちでの再武装を命令したのである。また公職追放の解除等も行なわれるようになった。

これらには、当初、「逆コース」というより、日本経済の自主化を図る、といった目的のものもあったが、冷戦(一九四六〇年三月、チャーチル・イギリス首相が有名な「鉄のカーテン演説」を行なった)状態の進展のなかでのアメリカの反ソ・反共政策の一環として、日本に新たな役割を期待するアメリカの対日政策が大きな転換を示したことは明らかである。そして、アメリカ本国においてこれらの政策をリードしたのは保守的なドレーパー陸軍次官、とくに対ソ強硬論者であったケナン国務省政策企画部長であったといわれる。

しかしながら、「占領政策の転換」については、ドイツ占領の場合とも比較して、さらに検討を要する問題も多い。事態は必ずしも直線的にのみ展開したのではなく、分析も直線的短絡的なもののみであってはならないのである。⁽¹¹⁾

五

ここでわれわれは、冒頭において述べた占領期における非軍事化・民主化のための諸改革をどう総括するかの問題に回帰して来る。そこでは、とくに、非軍事化をもふくめた「戦後改革」と、占領下において展開した諸事態の経過の歴史的意義、そして日本の政治・経済・社会・文化の構造における、戦前との継続と断絶の問題が基本的課題となる。別の側面からみれば、「占領期の遺産」をどう評価すべきかの問題である。

そこには、占領期の問題の現代にまで及ぼしている影響のほかに、「改革」については、学問的表現としてしばしば使われる「意義」と「限界」という問題もあろうが、これらは実務家と研究者を連ねる相互協力による、より深く掘り下げた分析によってさらに明らかになっていくものと思われる。またこの際、近年非常に進められてきたアメリカ側(本国および日本占領軍とくに総司令部)についての分析、そして連合国、とくにアメリカの日本占領の性格と意義についての分析と日独占領の比較的研究もさらに深められていくことが必要であらう。

終りに、この小論が、占領期財政史の概観としては、これを広く政治・経済史的に述べようとしたため、紙数の配分等において万全でなく、前提的条件の叙述に偏った結果になったことについて寛恕を乞うものである。

- (1) 津島寿一口述「終戦後の財政金融問題」(其の一)(大蔵省「戦後財政史口述資料」第一分冊)。
- (2) 大蔵省資料Z五二六一―一四。
- (3) 大蔵省資料Z五二六一―一二。
- (4) 渋沢の大蔵大臣就任直後の一〇月一七日、彼と親しくかつ恩師に当たる財政学者大内兵衛(東京帝国大学教授)は「渋沢大蔵大臣は戦時債務打切りのため蛮勇を振え」という有名なラジオ放送を通じて新大臣に呼びかけた(大内教授のこの放送は『大内兵衛著作集』第六巻に収められている)。
- (5) この対談(昭和三八年一月一二日NHKテレビジョン「日本回顧録」)の速記は『渋沢敬三景仰録』、四一五―四三九ページに収められている。

(6) 本財政史第五巻「歳計(1)」、二二―三二ページ。

(7) すでに述べたような戦争経済の崩壊以来、とくに敗戦とともに日本の工鉱業生産は衰退の極に達し、昭和二〇年の工鉱業生産指数(基準は昭和一〇―一二年平均)は二八・五と落ち込み、日本経済の「復興」「再建」のためには、インフレーションの収束と「生産の再開」が緊急必須の条件となった。このような段階において経済安定本部顧問であった東京大学教授有沢広巳が、縮小再生産がつづくなかで、「文明から野蛮へ」後退しないためには、生産闘争をしなければならぬ」とし、そのためには、「唯一の基礎的素材たる石炭の生産に向ってすべての経済政策を集中せしめる」「傾斜の理論」を提言した。これによって展開されたのが「傾斜生産方式」で、とくにアメリカから輸入を認められた重油を製鉄部門に傾斜配分し、これによって増産された鋼材を石炭産業に集中して石炭の増産を図り、これを起動力として全生産の再開を実現したが、この政策は「生産の再開」としてはきわめて科学的、効果的であったと同時に、資金調達とこれに伴う財政的問題で

(注7, 8関係) 戦後の生産・物価等の推移

	1946	1947	1948	1949	1950	1951
卸売物価指数 (1934~36 ⁽¹⁾ 平均=1)	16.3	48.2	127.9	208.8	246.8	342.5
生産財の公定物価に對するヤミ価格の倍率 ⁽²⁾	7.2	5.3	2.9	1.7	1.2	1.1
東京小売物価指数 ⁽³⁾ (1934~36平均=1)	18.9	51.0	149.6	243.4	239.1	309.5
農林水産業生産指数 ⁽⁴⁾ (1933~35平均=100)	78.2	80.1	92.1	93.2	100.4	106.0
産業総合生産指数 ⁽⁵⁾ (1934~36平均=100)	30.5	37.8	49.2	63.5	77.1	105.1

出所：(1),(2),(3)日本銀行, (4)農林省, (5)通産省, 中村隆英著『戦後日本経済—成長と循環』(筑摩版経済学全集13)により作成。

とが付言されている。

この「九条件」はマッカーサー司令官から吉田総理大臣に対し、昭和二三年一月十九日付書簡の形式で伝達された。アメリカ政府は、さらに「九条件」実施のため、デトロイト銀行頭取ジョセフ・ドッジ(ミシガン州の金融界出身で、ドイツ占領軍軍政部財政部長、全米銀行家協会会長を歴任、健全財政主義者、反共主義者として著名であった)を公使の資格で

日本に派遣し、SCAPの財政顧問に任命した。

ドッジは随員を従えて、一九四九(昭和二四)年二月一日来日して日本の経済事情を調査し、相ついで日本経済の安定に關する諸方策を池田勇人大蔵大臣を通じて勧告(実質的には指示)した。これがいわゆるドッジ・ライン(ドッジ・プラン)といわれるものであるが、その骨子は、

- 一 赤字のない「総合均衡予算」の原則を貫き、補給金等は整理して税收の確保をはかり、公債はできる限り償還すること
- 二 一ドル三六〇円の単一為替レートを設定し、貿易の発展をはかる
- 三 対日援助物資の売払代金を積み立て、その基金を、従来のインフレ的補給金に代えて重要産業向けの資金ないし外国為替需要調節の基金とする

であった。

これはドラスティックなデフレーション財政の強行を意味するもので、このため「安定恐慌」を招来し、昭和二四年春から昭和二五年にかけて日本経済は不況の深淵に沈んだ。池田大蔵大臣が同二五年三月一日の記者会見で、「日本経済安定のためには中小企業の一部が倒産してもやむをえない」と語って物議をかもしたこともあったが、民間企業の倒産、人員整理が相つぎ、また行政整理(昭和二四年三月三十一日行政機関定員法公布、六月一日施行、二六万八〇〇〇名を整理するもの)によって大量の公務員も整理された。この間「下山事件」(同年七月)、三鷹事件(同)、「松川事件」(同八月)という社会不安を象徴する事件が相つぎ、また労働・反体制側の官民人員整理に対する反発も強まって「九月革命説」がささやかれるということもあった。

(9) この点について、GHQの労働課長、経済科学局顧問を歴任したT・コーエンはドッジの構想が予想されたような「悲惨な結果」に陥らなかつたのは「ドッジ式経済学を個人的に信奉する勤勉で大胆な人物(池田勇人を指す——引用者)が蔵相に就任したこと、いま一つは、戦後初の強力でドッジ同様保守的な単独政権が成立したことによる「恩恵に浴した」からで、ジョセフ・ドッジは指一本動かすことなく、自分の意思を実行させる理想的な道具立てを手に入れることができたのだ」と記している(ジョセフ・コーエン前掲書、下巻、三一四ページ)。

(10) 連合国の占領についての、日本とドイツの場合の政治的比較については、さしあたり手塚前掲論文を参照。

(11) この点については、本財政史第三巻、竹前『GHQ』等に貴重な叙述がみられる。またコーエン前掲書における記述も興

インフレーション収束政策と複雑に影響し合った。

(8) ドッジ・ラインについては、さきにも触れたように、本財政史でも第五巻、第一二巻を中心に他巻でも詳しく述べられているが、一応ここでもその経緯を要約しておく。

日本経済の「自立」問題を取り上げるにいたったアメリカ政府は、一九四八(昭和二三)年五月、連邦準備制度理事会調査統計局長ラルフ・ヤングを団長とする使節団(ヤング・ミッション)を日本に派遣し、その勧告(同年六月提出)を基礎としてアメリカ政府は「日本経済安定九原則」を作成し、これを極東委員会の間接指令の形式をもってマッカーサー司令官に通達した。「経済安定九原則」の内容は、

- 一 経費の節減と総合均衡予算を実現させること
 - 二 徴税計画を促進強化すること
 - 三 信用膨張を抑制すること
 - 四 賃金を安定させること
 - 五 物価統制を強化すること
 - 六 外国為替統制を強化すること
 - 七 輸出の増加を図ること
 - 八 工・鉱業の増産を図ること
 - 九 糧の供出・集荷を強化すること
- を骨子とするもので、最後に「単一為替レート」が早期に設定されるべきこと

味深い。

なお、コーエンは、アメリカの対日占領について「国家内で最も民主的でない組織の陸軍が民主化を行なうという考え方は、初めから紛れもなく非論理的だった」と断じている（コーエン前掲書、下巻、二六ページ）。